

83-487
1200501327942

83
87



始



61

官幣
大社
石上神宮編

石上神宮寶物誌



83-487

序

近時諸社の記録や古文書類が相踵いで上梓せらるゝ間にあつて、此に石上神宮寶物誌の印行を見たのは、寔に出色の出来事と信ずる。神社はその相の異なる如く、内容にもそれ／＼の相違があり、廣い意味に於ての寶物類にも、或者は文献に於て勝り、或者は實物に於て優越性を示す等、各自の來歴に應じた特色を見せて居る中にあつて、我が石上神宮は御祭神の神格から導かれ、御由緒に最も應はしい兵仗の類に於て、他の追蹤を聽さない特異の地位に居るもので、延いてその他の考古學上の優秀なる遺物を保存する點

に於ても、全國無比といつて決して過言でない。この點に於て、年代こそ異なるといへ、伊豫の大三嶋に於ける大山祇神社と東西の雙壁といふべき位置に居るのである。

かやうな特殊の性質を有する神社にあつては、是等貴重なる寶物類の内容を廣く世上に紹介し、由緒の一端を講明すると共に、神德發揮の方法に資するを以て最も適當とすべきは論を俟たないところである。曩に本社に職を奉ぜられた加藤宮司夙に此に留意せらるゝところあり、斯道の大家柴田常惠氏を聘して神庫内の整理に當り、累世秘藏の寶器の手入に従事して永久保存の方法を確立されたに引續き、上田三平・大場磐雄の二氏に依頼してその一々につき精緻なる調査を試み、此に寶物誌を大成さるゝことゝな

つた。

本書は即ち上記數年に亘る勞作の成果に外ならないので、その内容に就いては今更いふまでもない。之によつて廣く御祭神の威靈と千古の尊むべき由緒とを世に知らしめ、延いて學界の爲めにも多大の裨益を與ふべきは信じて疑はない所である。

石上布瑠の高庭、それは御鎮座以來永久に動きのない大神の大宮處である。高庭の磐根に宮柱太しき立て、彌遠永に鎮まります大神の神威は、今も昔に渝ることなく、そのかみの佐伯伴二殿の名残と思はるゝ、二戸前の神庫は、神寶の格納處であると同時に、神格の宿る所、本社之寶器は器仗であると同時に、靈格の潛むところとして、世に類なき神秘の帳に閉され、祭神の靈威は是等寶器の尙藏

によつて愈々世に輝く。吾人は本書を手にしせらるゝ大方各位がよく此の意味を體得し、以て本書編纂の主旨と目的との存するところを諒とされんことを希望して止まぬものである。此に予は本事業に關する當初からの關係者の一人として、聊かその來歴を記すことゝした次第である。

昭和四年六月十八日

宮地直一

凡例

- 一 本書は前加藤宮司在任當時、内務省考證官宮地博士指導の下に計畫せられ、大正十四年より昭和三年に亘る前後數回の寶物調査を基礎として作成した物である。
- 一 寶物個々の調査には柴田常恵氏が終始之に當られ、一時上田三平氏の援助を得、後大場磐雄氏極力之が整理をなし、本文全部の起草及び實測圖の作製は大場氏が擔當し、全體に亘り宮地博士と柴田常恵氏の校閲を経て二三考説の補正を行つた。
- 一 本書の内容は本宮寶物及貴重品臺帳に記載せられた物全部に、調査の際之に脱漏した品で採るべき物を加へ、新たに分類を施し名稱の誤謬を正し、各個に就いて詳述したが、臺帳の番號は參考の爲め個々に記してゐいた。又本宮の由緒と最も關係深い品及び考古學上重要視せらるゝ物は可及的詳述する方針を採つたが、特記するに足らぬ物は略述し、又縁起や古文書類の内容は將來作製せらるゝ御由緒調書に譲つて省略する事とした。
- 一 本書は本年三月出版の豫定であつたが、本文豫定頁數の増加及び内容の嚴正を期して數次稿を改め且つ改版を行つた爲、自然延引の止むなきに至つた次第である。
- 一 最後に本書の出版に當つて指導調査起草等に當られた上記の四氏に對し深く感謝の

意を表すると共に、なほその費用を寄附せられた本宮氏子總代各位の御好意と種々便宜を與へられた奈良縣廳社寺課の方々や、奈良皇室博物館諸君の御盡力とを銘記し、同時に資料の提供や有益な御示教を賜はつた關係之助音孝次郎外崎覺秋山大矢野眞杖山上八郎の諸氏に深く感謝の意を表し併せて寶物の撮影に従事した松岡寫眞館と本書の出版事務一切を處理した大岡山書店の勞を稿ふ次第である。

昭和四年八月

大官幣社 石上神宮

目次

第一章 序 説……………一

第二章 古來寶物の變遷……………五

第三章 禁足地調査の顛末……………三

 第一節 禁足地古來の狀態……………三

 第二節 明治七年の調査……………五

 第三節 明治十一年の發見……………三

 第四節 大正二年の發見……………四

 第五節 禁足地に就いて……………七

第四章 現存寶物の調査……………一

 第一節 種類と數量……………三

 第二節 寶物各説……………七

石上神宮寶物誌

- 一 傳世品……………一〇五
- 二 禁足地發見品……………一〇五
- 三 奉納品……………一〇四
- 四 境内發見品……………一〇四
- 五 其他の寶物……………一〇五

第五章 結語……………一五五

- 第一節 寶物餘説……………一五五
- 第二節 考古學上より觀た石上神宮……………一五六

圖版目次 (コロタイプ)

- 第一 石上神宮遠望(丹波市町より)
- 第二 和州山邊郡布留社頭并山内繪圖
- 第三 和州山邊郡石上布留神社繪圖
- 第四 七枝刀(實大)
- 第五 鐵橋(一)
- 第六 同上(二)
- 第七 義憲在銘太刀身(小狐丸)
- 第八 色々織腹卷(一)(正面)
- 第九 同上(二)(側面)
- 第一〇 同上(三)(背面)
- 第一一 同上(四)(裏)

- 第一二 同上(五)・卮一鉢
- 第一三 卮一鉢
- 第一四 柶各種
- 第一五 狛犬・高杯
- 第一六 唐櫃・鼓胴・鞆鼓胴
- 第一七 永享四年繪額・貞享四年繪額
- 第一八 永享四年繪額一部(一)
- 第一九 同上(二)・神號額
- 第二〇 酒 甕
- 第二一 銅板御正體・筒井順慶書狀
- 第二二 棟札(一)
- 第二三 同上(二)
- 第二四 禁足地發見勾玉(一)
- 第二五 同上(二)
- 第二六 禁足地發見管玉・同弦月形管玉・同菱形管玉

- 第二七 禁足地發見棗玉及同弦月形管玉・環頭式柄頭・銅鍬
- 第二八 禁足地發見環類・同琴柱形石製品
- 第二九 禁足地發見銅製品
- 第三〇 禁足地發見籠手殘缺・五稜鏡及八稜鏡
- 第三一 草花鏡及萩菊双蝶鏡
- 第三二 禁足地發見古瓦片
- 第三三 境内發見土器及陶器・同瓦製經筒
- 第三四 蓋狀銅製品

挿圖目次

第一圖	石上神宮附近地圖及古代遺跡分布圖(別圖)	三—三
第二圖	石上神宮境内より大和平野を望む	三
第三圖	慶長十九年寶物紛失訴書	八
第四圖	石上神宮神庫	二
第五圖	明治七年當時社殿配置圖(別圖)	一四—一五
第六圖	禁足地(明治七年發掘地點)	一六
第七圖	七枝刀	一六
第八圖	同上實測圖	一六—一六
第九圖	同上銘文	(別圖)
第一〇圖	江田發見刀身銘文	一四
第一一圖	六叉梓柄	一七

第一二圖	鐵楯(裏面).....	四九
第一三圖	日葉酢媛陵發見埴楯.....	五三
第一四圖	鐵楯拓影(別圖).....	五—五
第一五圖	備後國發見短甲.....	五
第一六圖	刀劍銘拓影(別圖).....	五—五九
第一七圖	色々緘腹卷染色圖.....	六〇
第一八圖	應安二年在銘唐櫃實測圖.....	六三
第一九圖	有鱗細形鐵梓實測圖.....	六六
第二〇圖	大山祇神社藏鐵梓.....	六七
第二一圖	酒殿趾.....	八〇
第二二圖	酒甕文様拓影.....	八一
第二三圖	白河天皇御判.....	八三
第二四圖	禁足地發見勾玉實測圖(別圖).....	一〇六—一〇七
第二五圖	同上管玉實測圖(別圖).....	一〇八—一〇九
第二六圖	同上弦月形管玉實測圖.....	一一〇

第二七圖	同上菱形管玉實測圖.....	一一
第二八圖	同上棗玉實測圖.....	一一
第二九圖	同上神劔模寫圖(別圖).....	一一六—一二七
第三〇圖	環頭式柄頭實測圖.....	一一九
第三一圖	銅鏃實測圖.....	一二
第三二圖	禁足地發見環類實測圖(別圖).....	一二—一二三
第三三圖	同上琴柱形石製品實測圖.....	一二五
第三四圖	同上籠手實測圖.....	一二九
第三五圖	稜花鏡二面拓影 } (別圖).....	一三〇—一三一
第三六圖	圓鏡二面拓影.....	一三六
第三七圖	勾玉管玉實測圖.....	一三六—一三七
第三八圖	奉納鏡七面拓影(別圖).....	一四〇—一四七
第三九圖	瓦製經筒及小皿實測圖(別圖).....	一五〇
第四〇圖	蓋狀銅製品斷面圖.....	一五〇
第四一圖	小玉實測圖.....	一五一

第四二圖 御船代實測圖……………一五三

第四三圖 石上發見銅鐸(別圖)……………一六〇—一六一

第四四圖 石上市神社……………一六三

石上神宮寶物誌



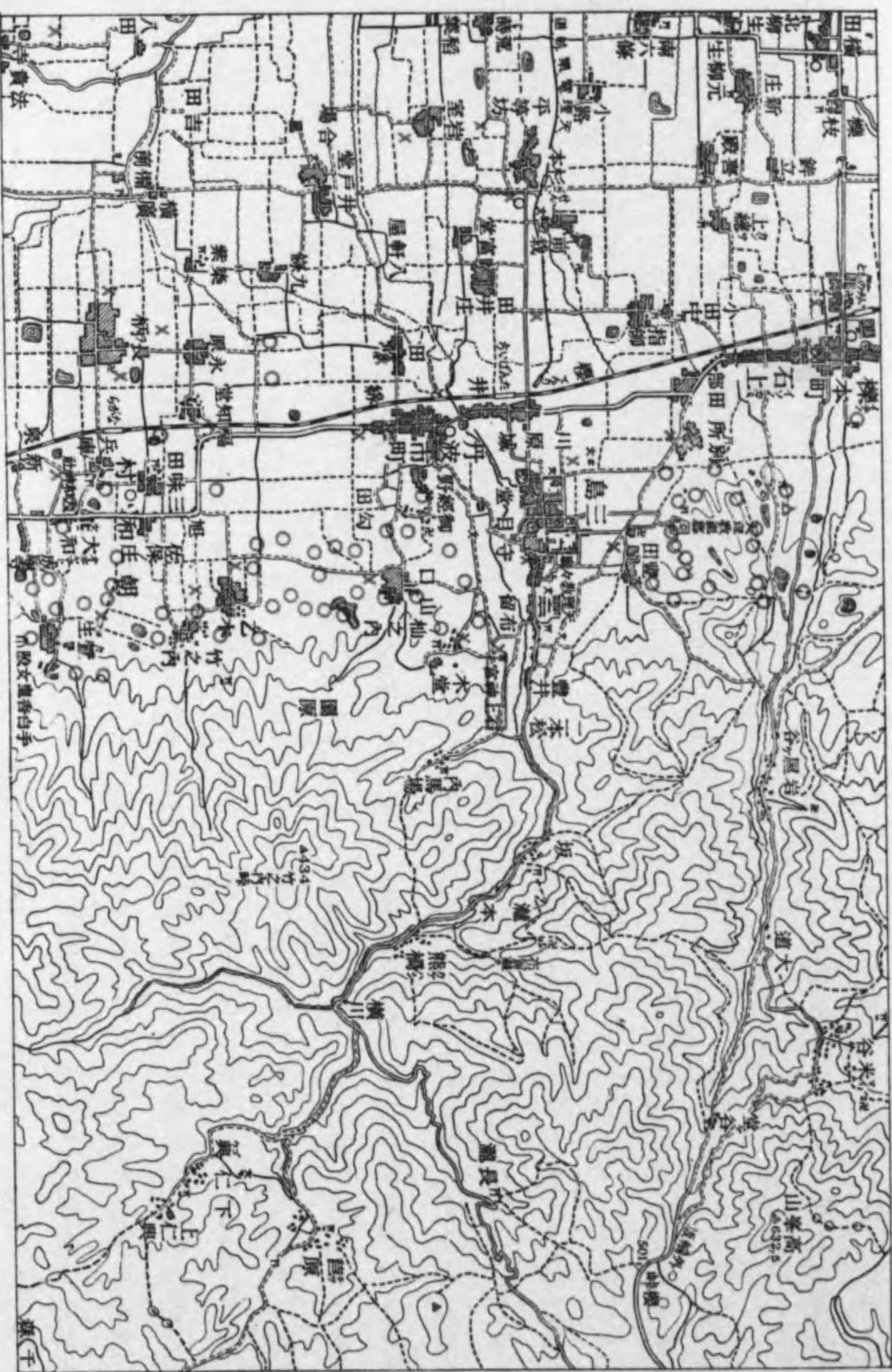
第一章 序 說

(圖版第一參照)

上代史上の重要な舞臺面であり、古典を繕く人々の夢寐にも通ふ大和平野と、それを繞る周圍の青垣山とを背景とし、千古滄らぬ由緒と赫々たる神威とを有して、神さび立たすのは官幣大社石上神宮である。鎮座地は山邊郡丹波市町の東、その名もゆかしい石上布留の山で、大和平野のほとり中央東隅、換言すれば高峰山竹之内峠龍王山等を頂きとする連山の西麓に位する。更にこれを詳述すれば、北は布留瀧を水源とする布留川によつて豊田別所方面と境し、東は内馬場に通ずる狭長な溪谷の彎入を見、西は上述の如く大和平野をほしいまゝに見遙かし、南のみが竹之内峠に連亘する舌状の丘陵が即ちその神域なのである(第一圖)。故に山邊郡の山間部と大和平野

とを通ずる門戸とも言ひ得べく、兩地方の交通接觸には自ら特殊の地位を有した地點であつて、こゝに又本社存立理由の一斑が係けられてゐる事は地形上からも首肯し得られるのである。譚つて本社成立の由緒に徴すると、神武東征の昔、偉功を樹てられた布都御魂劍を奉齋し、古來武人の棟梁たる物部氏の氏神として、一族の渾き崇敬によつて神威の擴充を見た如く、武力象徴の神社として並々ならぬ地位を有してゐた事は、今更贅説する必要を見ないであらう。故に垂仁天皇の三十九年、始めて劍一千口を藏められたのを始め、次々に多數の武器類が寶庫に充たされて、やがては一種の武器貯藏所たる状態を呈するに至つた事は、他に理由の存在はあるとしても、その基く所は本社古來の特質によるものといはねばならぬ。即ち信仰に附帶した武庫の成立が見られたので、齋部氏の齋藏に於けると同様、物部氏の手によつて朝廷の武庫を委託されたものといふべきである。而して又かゝる情勢を産ましめた理由として、前に述べた神域の地形を考慮する必要がある。即ち自ら三方を限られて舌狀に突出する丘陵は、考古學上の遺跡たるチャン(Chani)と類似し、原始的城塞の役目を充分に達し得るものであるから、有事に際して神域が臨時に防備の構となつたであらうとの推定は當然の事で、今境内東方裏面の高所に上れば、實に大和平野は一瞬の下に收められ、敵傍耳成香久の三山は、指呼の間に存し、遠くは生駒、信貴、二上等の諸山を目前にして、飽くまで展望の自由を得るので、こゝにも城塞としての有利な理由が見出さるのである(第二圖)。故に去來穗別皇子が避難所とされた記事や、石上溝を掘らしめた事は、暗にその事實を裏書きする好資料と見る事が出来よう。曩に菅政友氏や星野博士、近くは宮

(備考) ○× 印 古石器
○ 印 古墳跡
△ 印 銅鑿發見地
所在地



(一之分五)

圖布分跡遺代古及圖地近附宮神上石 圖一第



む望を野平和大利よ内境宮神上石 圖二第

地博士等の諸先輩がこの點に留意された事は傾聽すべき高説といふべく、かくして石上神宮の精神的並に社會的地位が一層闡明せらるゝに至つたのである。

以上説く如く、本社が上代史上に於て特異な地位を有した點は、全くその神威とそれから導かれた武庫との存在によつたもので、就中具體的には武庫に充滿した多數の兵器類が本社と密接な關係に立つた事は勿論である。爾來幾百星霜戰國兵亂の渦中に投じて、古來尙藏の寶器はある程度まで四散したが、そのかみの傍は今もなほ本殿の傍に立つ神庫の存在と、中に藏せられる、多數の器具に留められてゐる。固よりその數は往古の九牛の一毛に過ぎないであらうが、それでも他の神社に比して本社の特異性を表示するに足り得るのは、



寔に喜ぶべき現象といはねばなるまい。而してその特異性を一層具體的にする一手段として、大正十四年寶物誌作製の議が起り、爾來着々事業の進捗を見、その結果茲に本書の成立を見るに至つたのである。

〔註〕

(1) 菅政友全集雜稿中「石上社界地四至沿革考證」
星野博士遺稿史學叢說第一集「七枝刀考」
宮地博士著「神祇史の研究」中「上代史上に於ける石上神宮」等。

第二章 古來寶物の變遷

前述の如く本社の特質が武器の貯藏に存するとして、次に然らばそれ等多數の器物が本社に尙藏せらるゝに至つた徑路は如何、今文献に徴して之を考察すると、古事記垂仁天皇の條にその初見を見る。即ち

次印色入日子命者作血沼池、又作狹山池、又作日下之高津池、又坐鳥取之河上宮、令作橫刀壹仟口、是奉納石上神宮、即坐其定河上部也。

とある記事がそれで、これを日本書紀には同天皇紀三十九年十月の條に

五十瓊敷命、居於茅渟菟砥川上宮、作劍一千口、因名其劍謂川上部、亦名曰裸伴、藏于石上神宮也。是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶。

とあつて、五十瓊敷命が神寶の管理を命ぜられてゐる。然るに同八十七年二月の條には

五十瓊敷命謂妹大中姬曰、我老也不能掌神寶、自今以後必汝主焉。大中姬辭曰、吾手弱、女人也、何能登天神庫耶。五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎。故諺曰、神之神庫、隨樹梯之。此其緣也。然遂大中姬命授物部十千根大連、而令治故物部連等、至今治石上神寶是緣也。

の記事を載せ、右により當時の神庫は梯を以て昇降する所謂高倉であり、正倉院その他上古の倉庫の形式と同一であつたことを知り得られ、引いては特定の貯藏所たる觀念の下に建造せられたであらうとの想像を逞うする事が出来るのみならず、又五十瓊敷命が老齡の故を以て妹大中姫命に管理を委任せんとし、姫は又物部十千根大連に之を治めしめたといふ點から、その管理が重要な役目であつた事をも推定する事が出来る。宮地博士はそれを當時出雲や出石等の大社に於ける神寶檢校使の派遣と同一の理由を有するものであらうと推定されてゐる。なほこの時から物部氏の手に管理せらるゝに至つた事實を注目すべきである。

次に本社へ收められた物が必ずしも武器のみに限らなかつた一例として、前述垂仁記八十七年の條に

昔丹波國桑田村有人名曰甕襲、則甕襲家有犬名曰足往、是犬山獸名牟士那而殺之、則獸腹有八尺瓊勾玉、因以獻之、是玉今有石上神宮

と見え、山獸牟士那の腹中から出た八尺瓊勾玉が藏せられた事を知る事が出来る。なほ同記翌年天日槍の持來した寶物を皆神符に藏むるとの事が見え、釋日本紀に引く天書には

詔覽新羅王子天日槍所來獻神寶、使藏石上神宮

と解してゐる。その品目が如何なる物であつたかは不明であるが、當時珍稀な器物の數々が多數に收藏せられつゝあつた狀況を窺ふ事が出来る。降つて神功皇后紀五十二年の條に百濟人久氏の獻じた七支刀が今なほ本社に珍重せられる六又鉞であるとする推定も亦如上の事實か

ら遽かに否定する事が出来ないであらう。其後神寶に關する記事の存在を見ないが、天武天皇の三年八月の條に

遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油瑩神寶、即日勅曰、元來諸家貯於神府寶物、令皆還其子孫

とあつて、所藏の寶物が忽諸に附せられてゐなかつた事實を知る事が出来るのである。

然るに桓武天皇の御代、平安奠都に次いで延暦二十三年二月に至り、本社寶物に對する一の非常手段が命ぜらるゝに至つた。それは多年蓄積せられた器仗を山城國葛野郡に運び收めしむるに至つた事である。而してその運搬に關し、日本後記によれば

造石上神宮使正五位下石川朝臣吉備人等、支度功程申上、單功一十五萬七千餘人

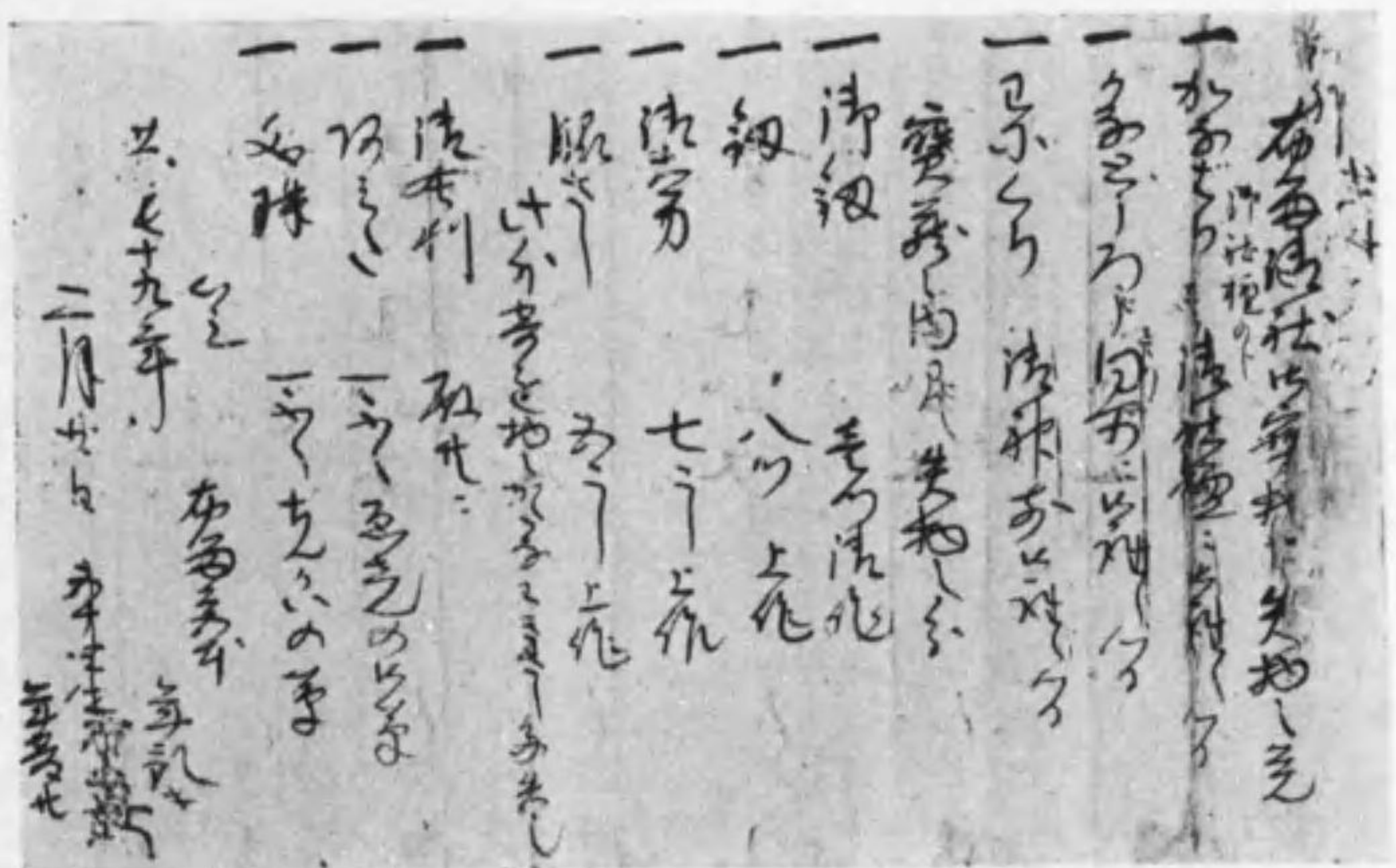
とあるから、その如何に所藏の器仗の多數に及んでゐたかは想像するに難くない。さて桓武天皇の御素志はかくして一旦遂げられたのであるが、間もなく神異が現れたので、翌二十四年二月再び全部を返納せしめらるゝ事となり、一ヶ年の間、本社を離れた多數の器仗は再び神庫に還つたのである。

次で延喜の制神庫に對して嚴重な規定が設けられた事は、延喜式神祇卷臨時祭の條に

凡石上社、門鑰一勾匙、二口納官庫、臨祭在前遣官人、神部卜部各一人、開門掃除供祭、自餘正殿并伴佐伯二殿各一口、同納庫不得輒開

とある記事によつて窺ひ得られる。

爾來數百年記録に徴すべきものはないが、傳世の珍寶器什が赫々たる神威の下に堅く保護せ



第三圖 慶長十九年寶物紛失訴書

八
られた事は推察に難くない。然るに戦國時代に入り、附近亦戦渦の巻となり、寶庫及所藏の器什にも相當の毀損を蒙つたことは、社藏の永祿七年寶藏上菅棟札にも記され、菅政友氏も想像した所で甚だ遺憾に堪へない。加ふるに慶長十八年には盜賊の侵入を見紛からぬ被害を告げてゐる。即ちその翌年二月奉行所に訴へた覺書第三圖によれば、その品目

は左の通りであつた。

かなばち銅鉢(御社壇に存した物)

かなとうろう(金燈籠) "

わにくち(鰐口)御神前に存した物

寶藏内に存した物

御 劍 壹ツ御作

劍 八ツ上作

御 太刀 七腰上作

脇 差 五腰上作

此外寄進物の刀脇差多數

御 舍利 殿共に

阿彌陀 一幅(惠心筆)

文 珠 一幅(ちんかい筆)

この外古來の寶劍小狐丸も一旦盜まれたが、後金具その他の拵を奪つて刀身のみ寶藏の縁に捨て置かれたといふ。次いで寛政四年柴野栗山及住吉内記の二人が全國社寺の寶物を展閲した時の「寺社寶物展閲目録」には、白河院御正印、岩上大明神古額、牛玉一、小狐丸太刀一振、鎌身四筋、胸丸二領、鎧大袖二、冑三、祭禮鉢二柄、鼓筒五、神寶唐櫃一合が記載されて居り、神庫在中の寶物とあるの

は古來鍵無之錠を開き候事無之由一覽不仕候と注記してある。これによれば當時神庫は容易に開扉しなかつたらしく、或は慶長年間の盜難がその累を及ぼしたものであらうか。然るに爾後幾干もなく嘉永三年九月には第二回の盜難事件が起り、この時には

- 甲 三刻
- 錠 二領
- 鍵身 一個
- 和歌卷物 二箱
- 刀劔脇差 廿腰斗
- 幕紋附紐 三筋
- 鎗ノ穂(柄?) 長六尺 二筋
- 古銅とゆ 二本

長五尺斗
同三尺斗
八點

以上が紛失した。又今日鈔一弘化四年十二月の條に

此間有大和盜和助佐藏等四人中略或云盜發陵之後誘布留祠人與俱多竊其祠庫寶劔大阪有其黨數人嘗一賈因人售名刀小狐丸於關白政通政通博覽尤精典故曰此劔非世間所有者唯大和布留社藏之命檢之事因皆覺盜盡捕。

とあるのは以上の事件と關聯するものか或は別種な記事であるかは判明しないが、相踵いでかゝる不祥事が出来たのは

一面神宮自ら社勢の衰微を窺はしめるもので、あつて往時の盛大を思ふ時そぞろに感慨深い物がある。

併しながら一方に於てかゝる不祥事の出来を見るとはいへ、必ずしも神宮に對する尊重の念を失つたのではなく、神庫は依然として昔の倂をととめ、度々の修覆も行はれ、管理の方法として錠は二重戸前となり、内錠は禰宜外錠は典論年預共が支配し、雙



第四圖 石上神宮神庫

方立合の上でなければ開扉する事が出来ないのみならず、毎年十二月晦日には往古の慣例による御藏祭を執行して寶物を點檢するを例とした。今殘存する布留社神寶每歲改記だけでも、享

保六年同八年同十年同十二年同十三年同十四年寛政十年萬延元年の八通を見る。明治に入りても三年と五年に神寶の取調を行った事は、御寶物品々取調目録の所在によつて知り得られるので、古來本社の特質たる神庫の保護と寶物に對する尊崇とは千古不變の思想が繼續されて今日に至つたものといふ事が出来よう。

其後傳世寶物には殆ど變化なく、明治七年及十一年大正二年の禁足地の調査によつて多數の遺品を加へ、同三十年には勾玉十一個が、同三十四年には色々緘腹卷一領が國寶に指定せらるゝに至つた。又神庫は近年玉垣内本殿の側に移されたが、其建物は變る事なく舊記通りに南面して立ち、神庫祭も怠りなく執行されて、漸次王朝の盛時に近づきつゝある次第である。

因にいふ、神庫は往古の制を詳にしないが、前述書紀の記事によつて高床の建物であつた事を知る。現在の物は四注造本瓦葺方二間二尺の校倉で、扉を二前とした特殊な構造を有し、周圍に劔形の石玉垣を繞らす。元祿十五年の布留社堂寺間附には、是ハ往古ヨリ有來造立年數知不申候とある如く、恐らく古制を尊重して建てられた物であらう(第四圖)。

〔註〕

- (1) 菅政友全集雜篇、大和國石上神宮寶庫所藏七支刀中に刀の疵を指して、日記ニ永祿戊辰年尾張衆亂入シテモテカヘリ後返ヌソノ時ノ疵カと記し、又明治七年禁足地發掘顛末報告書中にも、應仁以來武人横暴神社佛閣爲之破壞セラル、者其數ヲ不知段々當社モ永祿十年尾張武士亂入拜殿寶殿所々破壞セラレ寶物記録從テ散逸セシ由舊記ニ有之と記してある。
- (2) 社藏古文書では元祿十二年の縁起にこの記事が見える。なほ詳細は前述宮地博士の論文を参照されたい。
- (3) 神庫の構造の特異な點についても同じく前述の宮地博士の論文中に考説がある。

第三章 禁足地調査の顛末

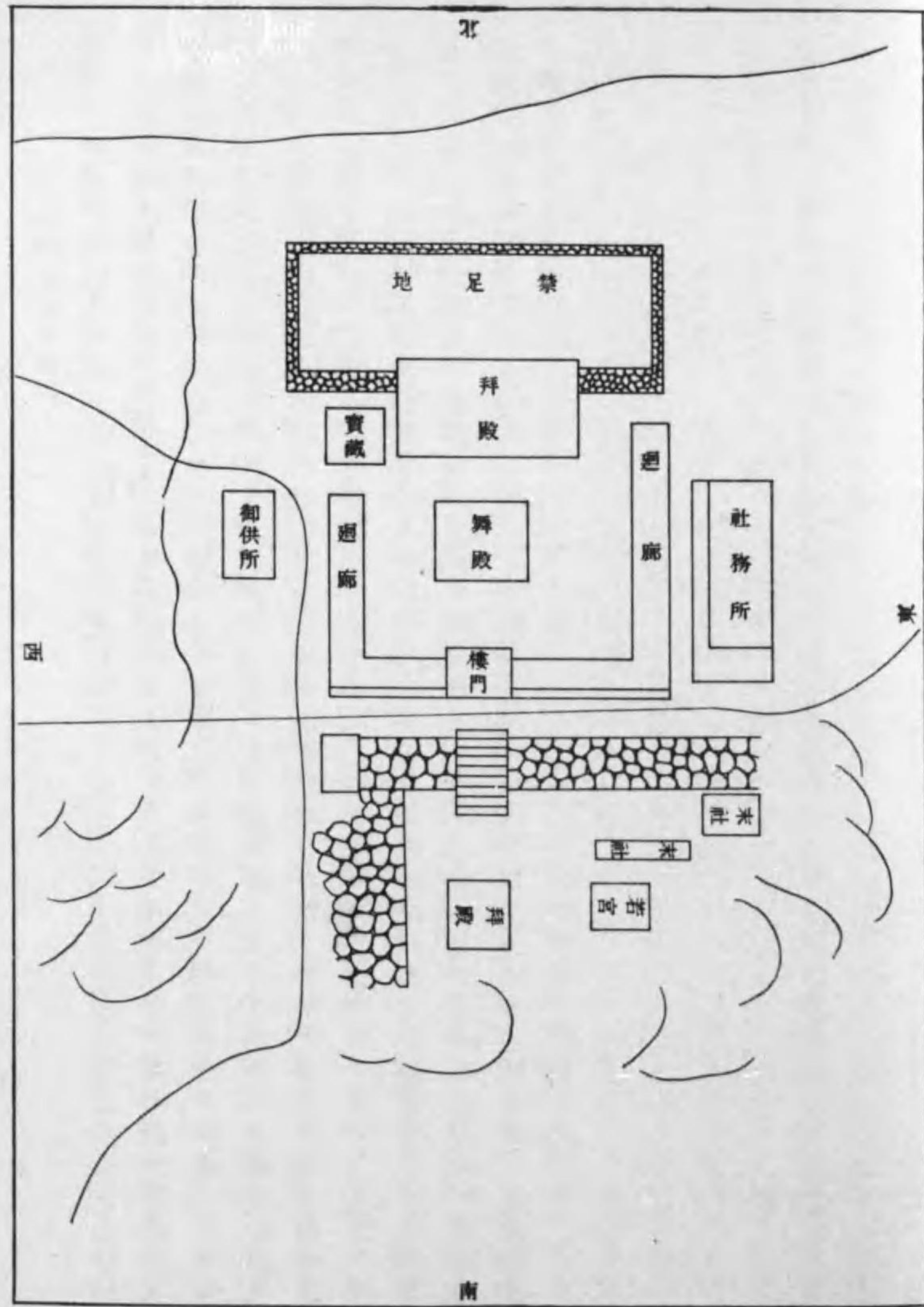
第一節 禁足地古來の状態 (圖版第二參照)

上述の如く特殊の地位と由緒とを有する本社をして、一層神祕の感を加へしむる物は古來變らぬ禁足地の存在である。即ち古來御正體たる部靈神劔が今の拜殿背後の岩根に深く隠りまして、明治七年その一部が調査發掘せらるゝに至る迄、鬱蒼たる樹木と圍らされた玉垣とによつてタゞいせられた地がそれである。元祿十二年の奥書を有する石上大明神縁起にも、本社ノ後ニ禁足ト名付ル處アリ廻ラスニ石籬ヲ以テス社氏ノ説ニ神劔部靈崇アルニヨツテ石櫃ニ安置シ此處ニ齋埋スと見え、徳川末期の古圖と思はるゝ和州山邊郡布留社頭並山内繪圖には、石上御本地と記し(圖版第二)それと餘り年代を隔てぬ二古圖には、神籬と呼び(圖版第三)維新前後より現在迄は禁足地と稱してゐる。その地形面積は古來古圖に見る如く劔先狀の石玉垣を以て區劃せられてゐる故、近來迄變化を受ける事なく、菅大宮司が明治七年調査の際に於ける記事によれば、第五圖に見る如く、拜殿の北に奥行約十間幅約二十四間半、即ち約二百四十五坪の長方形の平

地が禁足地とせられてゐたのである(第五圖)。

思ふに禁足地の存在が何時の世如何なる理由の下に生じたかに就ては全く知る由もない。菅大宮司が應仁以來の兵亂によつて神劔への冒瀆を畏るゝの餘り故意に齋ひ埋めたとする推測も強いて排斥する事は出来ぬが神庫内の寶物に關する記事は王朝以來諸書に散見するが神劔奉安の位置に就いては不幸にして古記録の徵すべき物が無い爲め、その間の消息を明かならしむる事は不可能である。又此處より發見せられた多數の遺物中に、鎌倉時代末と考へらるゝ古瓦の存在によつて、或は當時神劔を奉安する殿舎の存在を推定する事も出来るが、なほ積極的證據に乏しいから遽かに斷定を下す事は出来ぬ。或は又拜殿のみで本殿なき大神神社と類似の社制を有したとも見るべきであらうか。尙これに就いて一考を要すべきは、右の拜殿は七間四面の單層入母屋造で、これを本殿に充つる事も不可能でなく、前述の布留大明神縁起には、本社ノ後ニ禁足ト名付ル處アリ」と記し、古圖の或物には今の拜殿を、御本宮又は本宮とし、その前に立つ舞殿を、拜殿と記した例もあり、旁々現在の拜殿との位置上から考へても、この推定の理由は相當に存在する。故に現在拜殿の背後に古來神劔が殿舎の設備なくして奉安せられ、爲めに禁足地としてタゞーせられてゐたとも考へ得るのである。何れにしても現在の拜殿が鎌倉時代の古建築物なる點と、禁足地に對する古來滄らぬ畏敬の觀念とによつて、相當古い頃から禁足地が存在したであらうと考へ得られる。

因にいふ、明治七年菅大宮司が官許を得て此地一部の調査を見次いで明治十一年池田宮司在



第五圖 明治七年當時社殿配置圖 (據古器集)

任の際、正殿幣殿の新築に當り、一部に偶然の發見が見られ、更に大正二年本殿新築の際にも同様の事があつた。爾後禁足地の地域に若干の相違を生じたので、現在に於ては南北約十五間半東西約二十四間半、總坪數約三百八十二坪餘となつてゐる。以下三回に亘る調査の状態について記述しよう。

第二節 明治七年の調査

禁足地の調査中最も大規模で且つ組織的に行はれたのは、明治七年八月廿日より廿二日に亘る第一回の調査である。右は單に従來不明の事實を鮮明にし、神宮の由緒上に多大の憑證資料を提出したのみならず、考古學上から見てもかゝる特殊な遺跡の發掘が比較的完全な用意の下に遂行せられた事は最も注目に價するのである。且つ幸な事には當時の状態が菅氏自身の詳細な手記や記録に残されて居る點で、吾人は調査状態に就いてほとゞ正確に近い知識を得た事を深く喜ぶのである。今參考の爲めその資料を記述すれば、本宮に藏するものには「神劔出現記」禁足地發掘用録の二者があり、又當時大宮司より縣を経て教部省へ提出せられた發掘一件書類は、宮内省諸陵寮に保管せられてゐたが、大正十二年大震災の爲め焼失し、その寫が當時同省に勤仕して居られた現官幣小社大國魂神社宮司猿渡盛厚氏と、現任の外崎覺氏の許に保藏せられ、又菅

氏の備忘録は水戸在住の令息、別格官幣社常磐神社主典の下に、古器彙纂と命名せられた一冊中に存して居り、なほ簡単な記事は嘗て國書刊行會より公刊せられた菅政友全集、中雜稿一の神劍之説にも存する。以下それ等に基いて顛末を述べる事とする。

古典の學に通曉された菅政友氏は、明治六年本宮に大宮司として赴任以來、種々本宮の研究に盡されたが、氏が最も遺憾に堪へなかつた事は、古來本宮の御正體たる部靈劍が、禁足地の底深く齎埋せられてゐるといふ事であつた。右の社傳は永くその虚實を確かむる由もなかつたが、本宮の由緒をして一層正確ならしめ、御正體を正しく奉安すべく腐心した氏は、一應禁足地の發掘調査を試みてその實否を確かめ、奉齋の實を盡さうと思ひ立つに至つた。而して氏が發掘の中心點として撰定した地は、禁足地の中央拜殿を去る北方約十尺の個所に、高二尺八寸長徑三間半の封土が存し、その中央に太さ二尺五寸のカナメが樹てる個所であつた。故に明治七年二月氏は時の教部大輔、穴戸璣宛に調査許可伺書を提出した。即ち

當社拜殿後禁足地之正中ニ高サ二尺餘之封土有之社傳ニハ部靈神劍崇リ有ルニ付キ石櫃ニ納メ此中ニ鎮安致シ候趣^(様)尤先年盜賊之爲メニ聊カ發掘セラレ管玉十五箇出候由一體墓陵トハ違ヒ神社ニハ如何敷事之様被存候間右社傳之虚實ハ難計候へ共一應相發キ傳説之如クニモ候ハハ其ノ中ヨリ出候物品ハ正殿ニ遷シ奉リ度萬一微トスベキモノモ無之候ハバ地所ハ往元之通り取計ラヒ置キ可申此段奉伺候也

明治七年二月廿日

石上神社大宮司兼大講義 菅 政 友

然るに幸にして同月廿七日教部省よりその許可が下り、地方官立合の上可取計事なる指令を得るに至つた。

それより約半歳を経た同年八月に至り、愈々禁足地の調査は實現せらるゝ事となつた。奈良縣廳よりは社寺掛大橋長熹氏が立合として出張し、廿日午前より壯嚴な祭儀の執行後、鎌を下したのである。その状態は、神劍出現記の一部を左に掲げて説明に替へよう。

明治七年八月廿日。天晴 發掘ニ付キ祭典ヲ行フ(縣ヨリ社寺掛大橋長熹昨十九日夕方ヨリ出張)

午前七時頃ヨリ彌宜以下拜殿ヲ裝飾シ、續イデ大宮司以下參拜(式次第は略)時ノ祝詞別紙ノ如シ

祝 詞

掛卷母畏 俊石上神宮爾鎮坐須布都御魂大神乃大前爾大宮司菅政友慎美敬比畏美毛乞申左久
上都御世爾皇大御國乎平治給比志神劍及種々乃神寶乎母中都御世爾鎮埋奉且其神地乎婆勿足
踏會止禁有志乎此度皇朝大政事乃隨爾掘鑿奉本志且神官各毛各毛忌万波里清万波里且宇豆高杯
爾盛高成且今日乃御饗止備奉留御酒御饗種々乃幣帛乎安幣帛乃足幣帛止平久安久聞食
且祟給布事無久罰給布事無久過事无久犯事无久速爾鑿得世志米給比漏落本事乎婆神直日大
直日爾見直志聞直志坐且彌遠長爾仕奉良志米給登鶴自物頭根突拔且恐美恐美母乞祈奉良久止

白

明治七年八月廿日

右祭典後直様禁足地大小宮司始神官一同各淨衣奈良縣社寺掛大橋長熹平常等參テ未發掘之四方ニ幕ヲ張新調之鍬等ヲ以テ内法二間深サ三尺餘掘候處寶器類如左出現也。

一 神劔壹振 拜殿ヨリ北へ壹間半許正中少シ東方ニ於テ出現
一 鍬ノ折柄ノ折 四ツ同所少シ西方ニ於テ出現

一 青玉勾玉 拾一以下同之

一 青管玉 二百五十一

一 丸玉 九

一 大綠石 一

一 鈴 一

左通計二百七十四箇

右之品々謹テ洗清之上直様神座へ納置候事

次になほ最も重要な點である發見品の出現状態については、大宮司より届出の記録によつて畧明かにする事が出来る。

兼テ伺濟相成候當社禁足地之儀本月廿日午前七時ヨリ地方官立會尤場所柄ニ付一社人員而已ニテ他人ヲ不交發掘仕候事件左記ニ大略申上候嘗テ入御聽候一封土ハ拜殿後正中壹

丈許リ後ニテ高サ二尺八寸餘中央ニカナメノ木壹株有之太サ貳尺五寸埋メ候右平地ヨリ下凡壹尺餘ニ至レバ一面ニ瓦ヲ以テ之ヲ蓋ヒ壹間半四方許モ可有之歟尺或尺餘ノ石ヲ積重ネ境界ヲ成シ候様子ニ御座候扱平地三尺許リ下ニ綠色ノ曲玉管玉等甚ダ多ク土石ニ交リ有之殊ニ正中ヨリ五尺許西側ニ榉一柄鋒端ヲ南ニ爲シ置ルサマナレドモ四ツニ折レ柄モ金物ノ所而已朽殘リ是又三ツニ折有之又東側正中ヲ距ル事凡三尺許ノ地ニ鋒端東ニ向ヒ劔一振出現此ハ折損シ候所モ無之其他刀劔様之物一切無之候間傳説ノ如ク此劔部靈ナルコト疑フベキニアラネバ不取敢假ニ神庫へ鎮安仕置候云々

右によれば大體發見品の埋没状態を窺ひ知られるが注目すべき諸點は地下一尺餘して瓦を敷き詰めたこと、尺或は尺餘の石を積み重ねて壹間半四方に境界を成したと思はるゝ設備の存在した事、その下より多くの玉類が出土し中心を去る東西の兩地點より鋒及劔の發見せられた事等であつて禁足地の性質並に發見品の意義等を考察する上に頗る重要な要素となるものである。而して今更ながら菅氏の克明な記録に敬服の念を禁じ得ない。

かくして第一日の發掘は意外の好結果を以て終了され、引つゞき翌廿一日廿二日の兩日も事業は繼續せられた。再び日記を見ると、

廿一日。天晴 大小宮司以下禁足地同前發掘出現之品如左

勾玉 一

管玉 一

廿二日。天晴 大小宮司以下同前出現之品如左

管玉 七

練管玉 一

とあつて前二日に比して発見品は甚だ少量である。故に作業はこれを以て完了を告げる事とし、大宮司以下は発見の品々を洗ひ清めて、神殿内に奉安し、同月二十四日その顛末を具し、出土品目録竝に圖を添へて、教部大輔、穴戸璣宛に書類を進達したのである。

第一回發掘の状況は右の如くであるが、その出土遺物の目録竝に數量に就いては些少ながら記録に差を認め得る。即ち日記によれば、神劔一、鉾殘片四、勾玉十二、管玉二百六十九、丸玉九、練管玉一、大綠石一、鈴一となるが、教部省へ届出の分は、神劔一、鉾殘片四、同柄殘片三、管玉二百七十二、勾玉十二、丸玉九、角管玉一、綠石一、鈴一となつて居る。なほこの外、上部より出土した古瓦も當然加へるべきであり、又上記の記録には何れも洩れてゐるが、寶物臺帳に據れば、一個の籠手(左)殘片と小鈴破片(?)とが発見せられてゐる。即ち現存する遺物と對比して、當時発見品の目録を列擧すれば次の如くである。

- 一 神劔 一振(今本殿内陣に奉安す)
- 一 鉾身及柄殘片
- 一 勾玉 一一顆(國寶、奈良帝室博物館出陣)
- 一 管玉 二九一顆(内二三個右同博物館出陣)

- 一 方柱形管玉(角管玉に相當す) 一顆(同)
- 一 弦月形玉 一顆(同)
- 一 棗玉(丸玉に相當す) 九顆(同)
- 一 琴柱形石製品(綠石に相當す) 一個(同)
- 一 鈴(?) 一個(同)
- 一 鈴(?)破片 九個
- 一 籠手殘片 一個
- 一 古瓦片 多數(今確實な遺品がない)

備考 方柱形管玉及弦月形玉は適當な名稱を附し難いので、宮地博士「神祇史の研究」中記載せられた稱呼をそのまま採用する。

即ち前の日記及届出書に於て、勾玉十二個とあるのは、弦月形玉を勾玉の一として加へたもので、教部省へ届出書類添附の圖にも、勾玉と共に示してゐる。次に管玉の數が現存する分の頗る多い事は、少しく不審の點であるが、それは恐らくその後に見されたものを加へ、寶物臺帳に登録する際、何れも當時の發掘としたものではあるまいか。練管玉は日記にのみあつて、届出書になく、現品も亦相當すべき物が存しないから、恐らく誤りであらう、或は角管玉を指したかとも考へられる。その他は何れも一致を見るので、總數三百數十點限られた一區域内からかくも多量の品が発見せられた事は、正しく菅氏の推測通り、古來の傳説が或點まで確實性を附與せられた

のである。尙發見品個々の説明は後章に譲る。

附けていふ。第一回發掘の跡は大正二年本殿の造營があつて今は拜殿と本殿との間に當り一個の標石を置いてその遺跡を永久に記念してゐる。(第六圖)

第三節 明治十一年の發見

禁足地第二回の發見品は明治十一年五月正殿幣殿の新築に際して偶然に行はれたもの、随つて第一回の如き組織的調査は勿論發見品目の總量についても全く正確な記録が残されてゐない事は甚だ遺憾に堪へない。今當日の日記を抜くに

十五日(晴)

一 神饌一日ニ五十錢増 正殿新築築地取禁足地面エト定ノ祭典式ヲ行フ

一 長官其他三名出頭祠掌益見富澤大宅竝ニ大工壯介ヲモ祭典ニ加フ

十六日 快晴

一日供如例日

一 宮司其他云々

一 今午前八時ヨリ人足三名相履正殿幣殿新築場所禁足地内地面掘曳並シ方取係相成候事

十七日 快晴

一日供如毎日

一 長官以下云々

一 相履候人足三名昨日同斷

とあつて何等發見に關する記事を載せてゐない。然し古老の言によれば今回も少からぬ發見品があり親しく目撃した者すら存してゐるといひなほ又寶物及貴重品臺帳に宮司池田昇氏及主典上司辰市兩氏の寄附と登載せられてゐる物はその品目や品質の風化状態等から正しく當時の發掘物を後日故あつて神社に奉納せられたといふ推測を可能ならしむる物である。今はその推定によつて僅かに出土品の一端を窺ふのみに止まる。なほ聞く所によれば當時多數の遺品殊に玉類が散佚せられたともいふ。左に推定遺物を列擧しよう。

一 草花鏡 一面(明治十一年上司延賀寄附、奈良帝室博物館出陳)

一 萩菊双雀鏡 一面(明治十二年三月辰市祐斐寄附、右同博物館出陳)

一 金銅製球形品殘片 二個(明治十二年池田昇寄附)

一 八菱鏡 一面(同右)

一 五菱鏡 一面(同右)

一 環頭式柄頭 一個(同右)

一 金銀銅環 三個(同右)

禁足地調査の顛末

一 銅釧片 一個(同右)

一 鐵環 二個(同右)

一 石突様銅製品 一個(貴重品臺帳登載)

なほ一つ考慮に加へなければならぬ事は寶物臺帳に登録せられてゐる中に二個の銅鏃がある。右は明治十一年五月中山平八郎氏の寄附となつてゐる。同氏は丹波市町に於ける趣味家で多數の古物を蒐集してゐるが不幸にして發見地の正確を期し難い物が多い。聞く所によれば同氏方へは本宮禁足地發見と稱する品が多數に購入せられてゐるとの事であるから或はこの銅鏃も禁足地の發見品であり他の遺物と共に同氏方へ持來されたものが何等かの理由でこれのみ神社へ奉納するに至つたものではあるまいかと考へ得られる。暫らく記して後考を俟つ事としよう。

以上が現在推定し得る第二回發見の遺物全部である。

第四節 大正二年の發見

第三回の發見は大正二年九月十日本殿造營に當り偶然禁足地の一部に觸れたものでこれも第二回と同様何等の組織的調査は遂げられてゐない。たゞ登録臺帳及びその他によつて出土

遺物の若干が判明し得るに止まる。その品目は

一金聯環 一個

一管 玉 一個

右は登録せられた物であるが未登録の中に古瓦破片數個と不明土製品破片一個とがある。

その種類を擧げるならば

一 鬼板殘片 一個

一 巴瓦殘片 四個

一 華瓦殘片 一個

一 不明土製品(香爐又は火鉢類?)殘片 一個

等で古瓦は恐らく第一回の發掘に際して表土下一尺餘に敷き詰められたといふ古瓦と類を同じうするものであらうと考へる。以上の他何等の記録も遺品も現存しない。

以上で三回に亘る禁足地調査の顛末を述べたがなほ臺帳に登録せられず一括して箱に收められた金屬器の殘片多數が存する。何れも鏽化甚しく形態を窺ふに足るものは少ないが判明し得るものには

一 小柄様銅器 一個

一 不明銅器殘片 三個

一 石突様鐵器殘片 一個

一 鐵鏃殘片(?) 二個

一 鍍銀球形品殘片 二個

一 鐵製刀劍殘片 多數

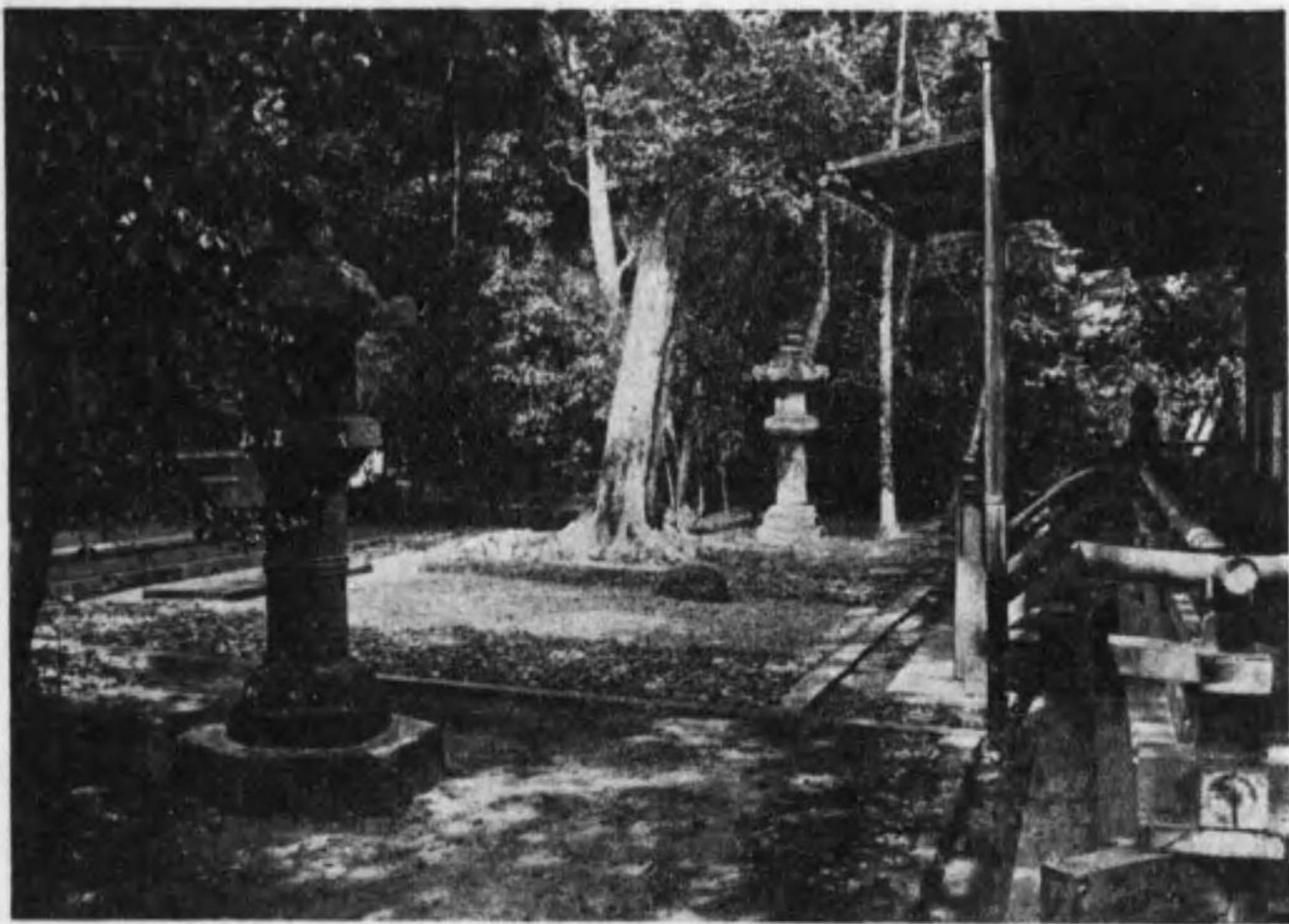
等で何れも土中發見品たる事は疑ひなく、恐らくは禁足地よりの發見と推定し得るが、不明に屬するから單に參考として附記して置く。なほ聞く所によれば大阪の嘉納氏や前述中山氏等の下には同所發掘品の一部が所藏せられてゐるといふが、確實性に乏しいので省略する事とする。又最近に至り偶然の機會から知り得た資料として一個の勾玉と管玉とが存する。勾玉は神奈川縣逗子町在住の秋山大氏の保管に係るもので、氏の祖父伊能眞文氏が奈良縣廳に奉職當時入手せられたものであり、管玉は愛媛縣喜多郡久米村長たる矢野眞杖氏の所藏に係り、氏の親戚たる國學者矢野玄道氏が門人喜田某より入手された物である。前者は比較研究の結果やゝ疑ひを存するが、後者は正しく禁足地の發見物と斷定するに足る物である。

最後に一言を附して注意を促したい事は、古老の言によれば禁足地に對して一般民衆は特殊の敬意を拂ひもし附近の古墳より玉類の發見した場合又は自家に同様の遺物が存在する時は、それ等は民家に置くべき品ではないとの理由の下に、禁足地へ投入する慣習を存し、調査以前には社人が掃除の際玉類の掃き出さるゝ事屢々であつたといふ。果して然らば、第一回の如く特殊の状態の中に發見せられた物は別として他の偶然發見に係る物全部を以て古來禁足地に存

在した物と斷定するのはやゝ早計に失する虞れがあらうと思考せられる事である。

第五節 禁足地に就いて

最後に禁足地それ自身の性質に就いて少しく顧慮する事としよう。神社及び寺院に於て一定の神聖區域を劃し濫に出入を禁ずる個所は古來往々存したのであつて、大神神社に於ける三輪山の如きはその顯著な一例に屬する。これは言ふ迄もなく三輪山全體が神體同様に見られてゐた爲めであつた。故に往古は全山悉く禁足地とされ、一木一草たりとも濫に採取する事を禁ぜられてゐた(現今の地域は徳川時代に於て定められたものである)。又宗像神社の沖津宮(筑前國沖島)の御金藏の如きは古來本社に奉納され又は使用せられた各種の器什が保藏せられ、現在に至る迄器什の採取を嚴禁せられてゐる。又諸國に有する八幡の數などもこの範圍に包含せらるべき性質のものであらう。なほ又伊豆國賀茂郡朝日村田牛の遠國嶼の如きは、現在祠の存在を認めぬが一種の禁足地として畏敬の念を拂はれてゐる。これ等を通じて見る時禁足地の意義には自ら差が存し一様に律し得べきでない事が知り得らるゝのである。従つてその性質についても所謂禁足地なるが爲め學術的調査を遂行する機會に乏しく、從來如何なる状態を有してゐたかは判明せられない物が多いのである。たゞ不完全ながら一部の研究によれば、三



第六圖 禁足地 (明治七年發掘地點)

輪山に於ては古く徳川時代一部に發掘が行はれて祭器と考へ得べき多數の茶臼玉その他の遺物を出し、宗像神社沖津宮に於ては石製模造品や鑑鏡陶器類が發見され、田牛の遠國嶼に於いては多數の祭器と思はるゝ土器陶器が發見せられてゐる。固より如上の事實に徴する如く自ら別個の状態を示してゐるので禁足地そのものゝ性質を明かならしむる資料としては薄弱ではあるが、たゞ古來禁足地と稱せらるゝ地域の或物はその事實を裏書する古來の遺物が往々存在するといふ事實が認められ、考古學上これ等を一括して「祭祀關係遺跡」の一部に包含する事が出来るのである。

纏つて石上神宮の禁足地を見ると、發掘當時に於てはそのほとゞ中央に高二尺八寸長徑三間半の封土が存し、平地下一尺餘にして瓦

を敷きつめ、又尺或は尺餘の石を積み重ねて壹間半四方に境界を限り、外部より多數の玉類出土し、その東西から鉾及び劔を出土してゐる。故に封土様の存在や埋没物配置の有様から或は古墳の一種と斷定する人もあらうが、埋没物の發見状態及び種類が古墳とは趣を異にし、又その品目に於ても時代に新古が存して一時的に埋藏せられたものでなく、殊に古來神域として神聖視された地域であるから、古墳としては容易に首肯し難い點が存する。然らば如何なる遺跡と見るべきであらうか。それは比較資料の乏しい事と遺物の性質の判明しない限り、輕々に斷定すべきではないが、古來の社傳を重視して神劔詔靈が何等かの機會に——故意か偶然か——埋納せられ、其に附屬して多數の關係品が伴出する一種の祭祀關係遺跡であらうと考へるのである。なほ今後資料の發見を俟つて一層鮮明の域に達せん事を期待する。

- 【註】
- (1) 古く明治二十一年江藤正澄氏の見聞があるが、人類學會雜誌七卷六十八號「瀨津紀行」近く柴田常惠氏の詳細な調査がある(中央史壇十三卷四號「沖島の御金藏」)
 - (2) 谷川磐雄「南豆に於ける特殊遺跡の研究(下)」(中央史壇十三卷八號)
 - (3) 三輪山發見の玉類に就いては木内石亭の雲根志、勾玉問答及び谷川土清の勾玉考や松浦弘の撥雲餘興等に記述され、相當著名な事實である。
 - (4) 考古學上祭祀遺跡については從來一二の學者によつて稱へられてゐるが、未だ明確な意義と範圍とを有してゐない。現在知り得らるゝ物は祭器と思考せられる石製・土製模造品及土器陶器の發見遺跡や祭壇類の巨石建造物等が充てられてゐる。
 - (5) 本社禁足地が古墳でない事は、發掘當事者たる菅大宮司は屢之を説き、又高橋博士は「銅鉾銅禁足地調査の顛末」

第四章 現存寶物の調査

第一節 種類と數量

臺帳に登録せられた現存の寶物は寶物六十九號と貴金品六十三號との二者に大別せられてゐる。固よりは單なる常識的判斷に基く分類法であつて、學術的調査の標準とするにはやゝ當を得ない點がないでもない。のみならず未登録の中にも價値多き品々が存在するから、今全部を包括して新たな分類を立てる事としまづこれを由緒に基づいて傳世品、禁足地發見品、寄附奉納品、近發見品、其他等に分ち、更に右の内容を品目の性質に應じて武器、裝飾品、古文書、記録樂器、調度、鑑鏡等に細別した。今その分類法による寶物の種類と總量とは次の如くである。

(一) 傳世品

正確な傳世品はその數少量であらうが、古來神庫内その他に保藏せられ、之に準すべき性質の物を含有する。

現在寶物の調査

(D)	(C)	(B)	(A)
扁	樂	調度	武器及武具
類	器	品	
(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ト) (ヘ)
繪額 神號額(破片共)	大和笛 琵琶 鞆鼓 鼓胴	唐櫃 木製高杯 狛犬	弓 其他の甲冑 色々絨腹卷 其他の刀劍 義憲在銘刀身 鐵楯(日楯)
四個	二管 一個	二合 一本 三軀 七竿	六張 三領一鉢 一領 二〇振 一振 二枚 一竿

(E)
其
他
(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)
嚴笠 銅板御正體 白河帝王御判 棟札 古文書
一個 一面 一個 二七枚 五卷三冊

(二) 禁足地發見品

三回に類る、發見品全部を一括して記述する。

(B)	(A)
武	玉
器	類
(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ)
神劍 環頭式柄頭 刀劍銚殘片 銅鍬	勾玉 管玉 弦月形管玉 方柱形管玉 棗玉
一個 一個 若干 二個	一一顆 二九二顆 一顆 一顆 九顆

現存寶物の調査

(B)(A)	(F)	(E)	(D)	(C)
玉 刀 及 短 刀 類	其 他	其他の金屬器	琴柱形石製品	銀 類
	(ホ) (ニ) (ハ) (ロ) (イ)	(ハ) (ロ) (イ)	(イ)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)
	不明陶器片 古瓦片 圓鏡 菱花鏡 籠手殘缺	不明金屬器及殘片 球形金屬器 石突樣金屬器	複合金銀 金銀銅銀 鐵銀 銅釧	
二類 五振	一片 六個 二個 二個 一個	若干 三個 二個 一個	一個	一個 三個 二個 一個

(B)	(A)	(E)	(D)	(C)
土器及陶器	經筒及關係品	其 他	緣起及書籍	鏡
(ロ) (イ)	(ロ) (イ)	(ハ) (ロ) (イ)	(イ) (ロ)	(イ) (ロ)
陶器破片	素燒土器及同破片 土製小皿	御法樂和歌 百首和歌 三十一首和歌 二俣竹 軸類 扁類	御法樂和歌 一卷二冊	圓鏡 柄鏡
三片	八個二片 二個 一個	一卷 一卷 一卷 一株 七本 一面	一卷二冊	四面 七面

(五) 其他の寶物

上述の分類中に洩れ、又は適當な部門に充て得られぬ物や、臺帳に傳來不詳とある物をこゝに
 現存寶物の調査

括する。

(A) 神寶類
 (B) 軸類
 (C) 武器類
 (D) 書籍及版本類

(E) 其

他

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)	(ス)
蓋狀銅製品	小玉	蓬萊鏡	懸鏡	御船代	葦笠	木彫花瓶	和琴	木造地藏菩薩像	古繪圖
二面	三顆	一面	二面	一合	二枚	一個	一面	一軀	三枚

以上で大體の分類を了へた。然し今後増補又は訂正により前述の内容に多少の異動が生ずる事は免れ得ないであらう。以下章を改めて如上各種各個につき詳細な調査を記述しよう。

第二節 寶物各説

(一) 傳世品

(A) 武器及武具

(イ)六支鉞(寶三六)(圖版第四參照)

古來殿内に奉安し神體同様にせられてゐた。社傳では六支鉞又は六又鉞と稱するが銘文の示す所によれば七支刀と稱すべきであり、且つ日本書紀記載の「七枝刀」が之に該當するものとすれば、ナ、ツサヤノタチと訓すべきである。何れにしてもその形状より名づけられたもので、古く僧契沖が萬葉代匠記に「七枝刀ト云ハ本一ツニテ末ノ七ツニ分タル刀ナルヲ七ツノ鞘ニ收ムル故ニナ、ツサヤノタチト云カ」と説き、富士谷御杖も亦北邊隨筆中に同様の意見を述べてゐる。

圖版第四及び第七圖に示す如き鍊鐵製の利器で、身の左右に三個宛の枝身を附し莖は短く刃は兩刃でその表裏に金象嵌の帶狀銘帯を劃し、金象嵌の銘文を記し、枝身には各々中央に同じく金象嵌の細線を嵌入して鐮狀を成してゐる。全體に亘つて滯漫の度は甚しいが傳世品であつた爲めか、出土品の如く鐵鏽の固着等は無く、ほゞ當初の形態を窺ふ事が出来る。莖の状態より

推察すれば柄は餘り長くなく手に持する程度であつたらうと考へられるから社傳にいふ銚よりも劔の一變形と見るが妥當であらうと思ふ。その寸法を記すと第八圖に示した如く、全長二尺四寸七分五厘莖の長さ三寸一分、枝身各々の長さ及びその銚と本身との距離は圖の如く不定である。本身の巾關部で一吋七厘中央で七分四厘、鋒近くで六分八厘、厚味關部で一分七厘、中央一分四厘、鋒近くで一分三厘、莖は中央巾三分七厘、厚一分五厘、枝身各々の巾及び厚は圖に就いて見られたい。今身は關より五寸二分上部に於て切斷してゐる。切斷面は相當磨滅し、且つ完全に接合しない。關保之助氏の談によれば、氏が

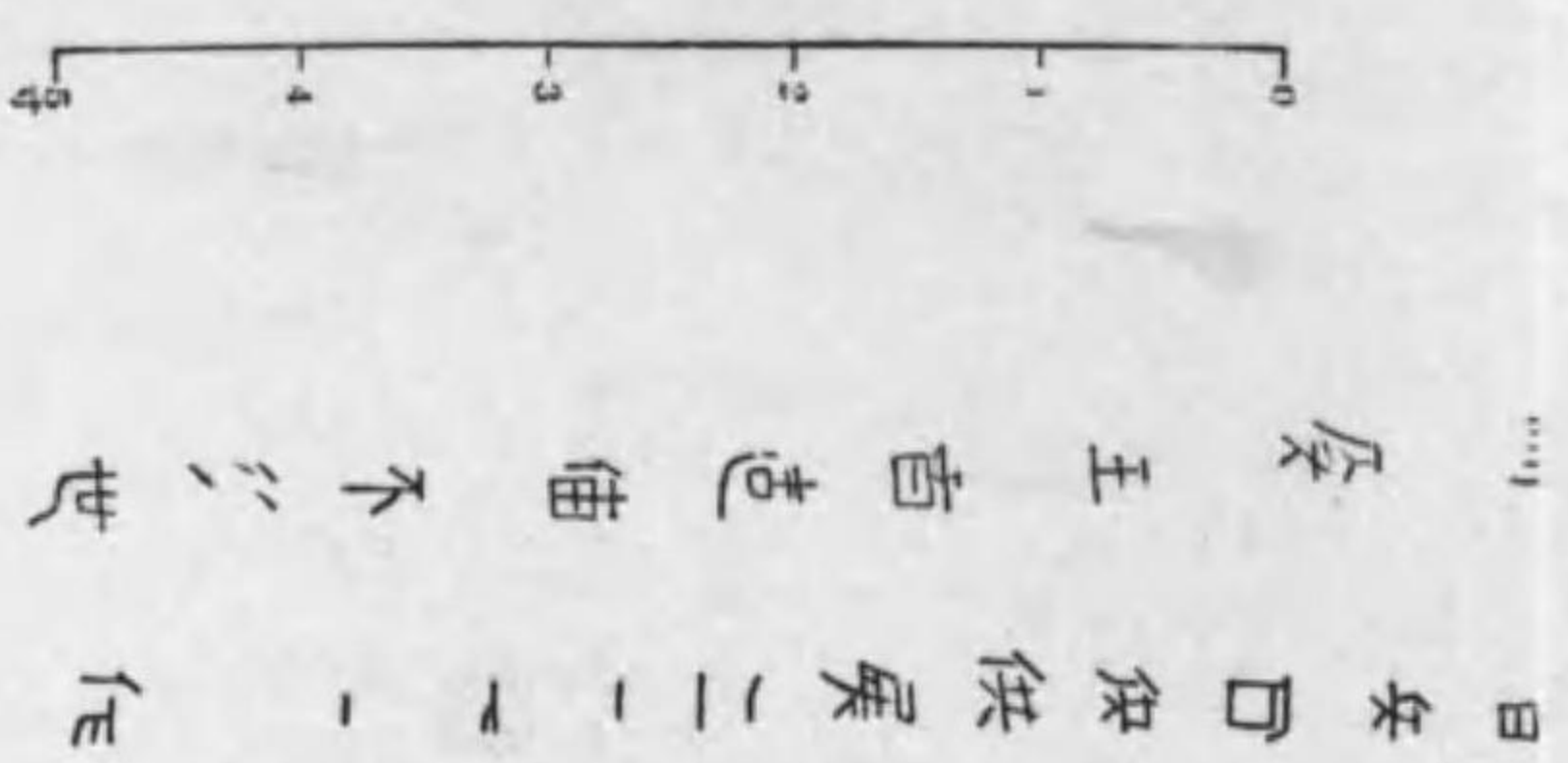


第七圖 第七枝刀
保之助氏の談によれば、氏が

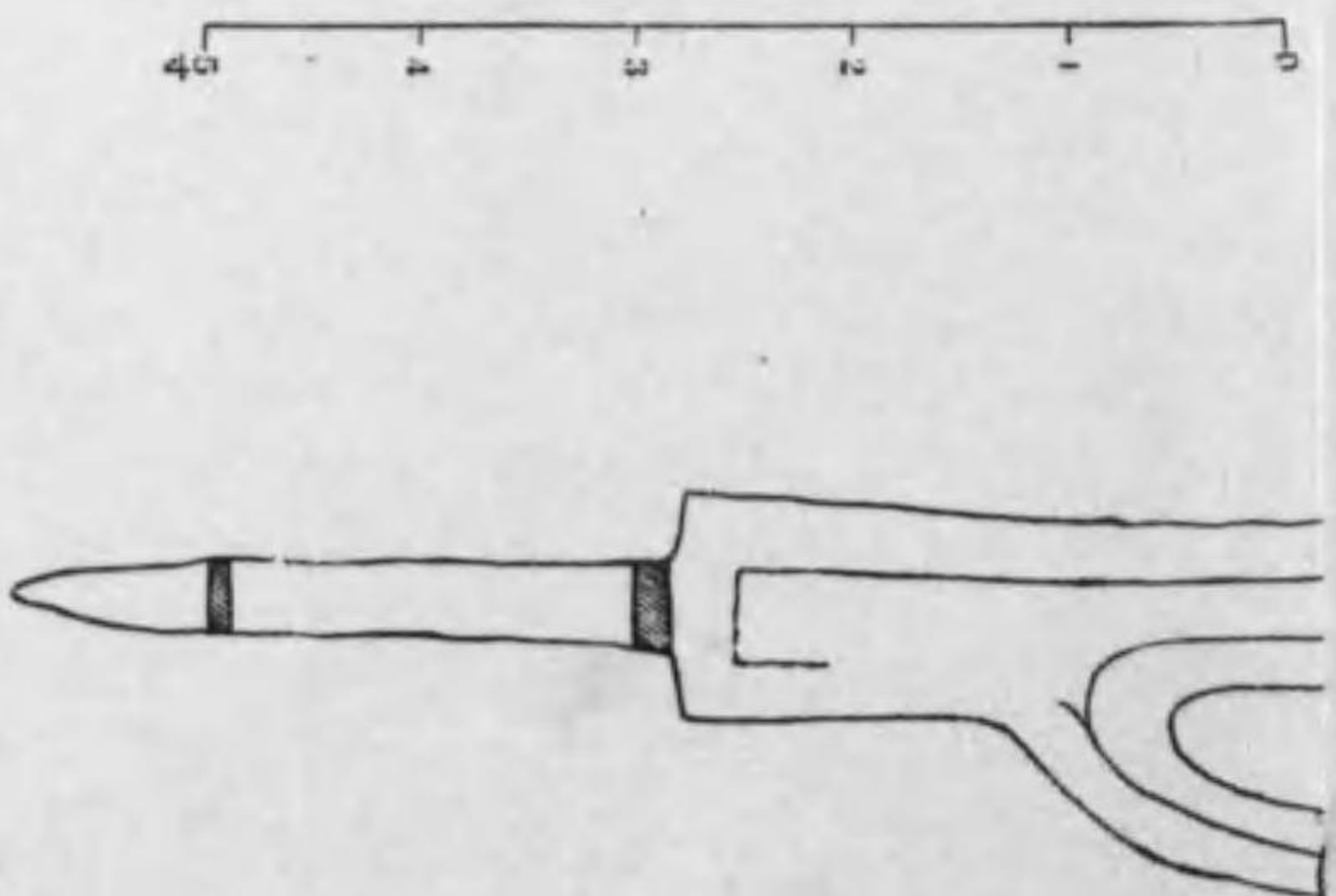
調査された當時は辛うじて接續してゐたとの事である。菅政友氏はこの疵に對して、永祿年間武士亂入の際に受けた物と推定してゐるが、その當否は別としても、相當古くから毀損せられた事は疑がない。

扱て本刀が學界風に喧傳せらるゝ點は、言ふ迄もなく形狀の奇古と象嵌銘との存在による。

銘文は前述の如き表裏帶狀の一區劃に約六十字を記し、金象嵌は殆んど剝落してゐる。最初に銘文に留意したのは菅政友氏であつた。爾後星野博士の研究によつて一段の進境を見、その他



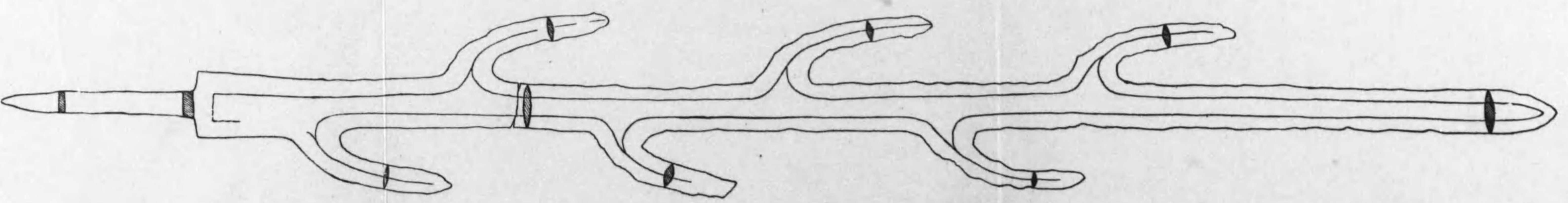
第九圖 第七枝刀銘文



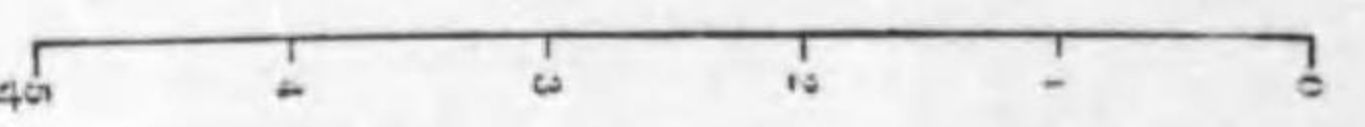
第八圖 第七枝刀實測圖

調査された當時は辛酉して推定してゐるが、その當否は別としても、相當古くから毀損せられた武士亂入の際に受けた物と推定してゐるが、その當否は別としても、相當古くから毀損せられた事は疑がない。

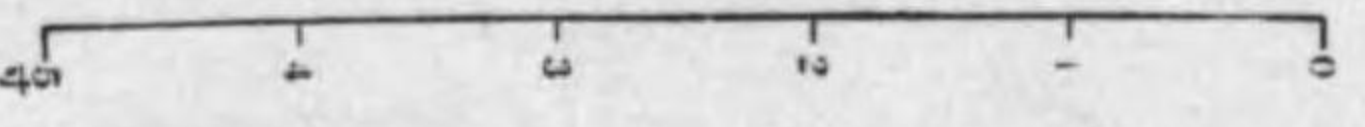
扱て本刀が學界風に喧傳せらるゝ點は言ふ迄もなく形状の奇古と象嵌銘との存在による。銘文は前述の如き表裏帶狀の一區劃に約六十字を記し、金象嵌は殆んど剝落してゐる。最初に銘文に留意したのは菅政友氏であつた。爾後星野博士の研究によつて一段の進境を見、その他



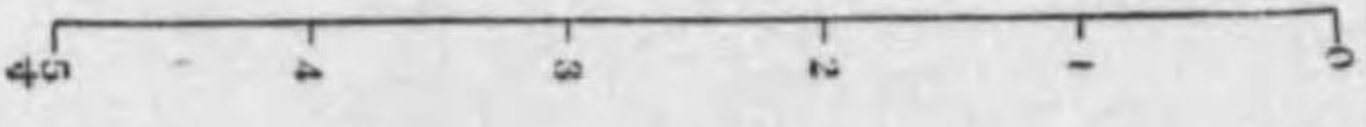
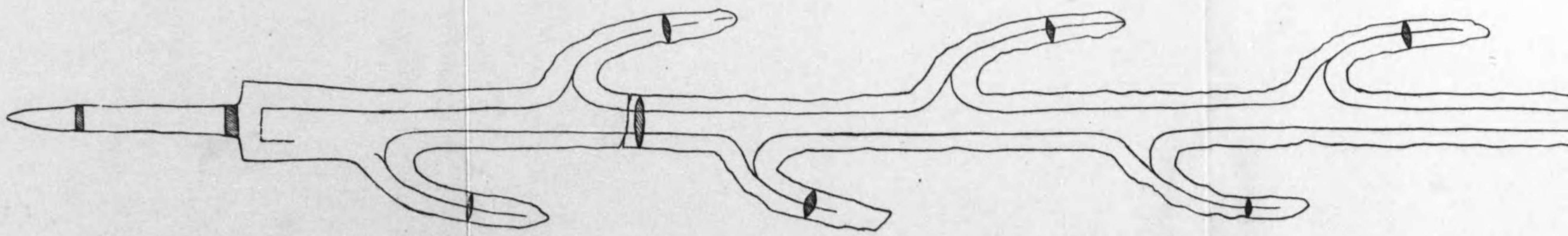
幸不四戸、一月十一日丙午正陽、造百練、クハ、友ノ主、碑百、兵口、供、展、二、一、一、作
也、未、一、有、平、勿、百、怒、牙、也、一、哥、生、聖、言、故、論、臣、王、旨、造、曲、不、シ、也



幸不四戸一月十一日丙午正陽造百鄉々々女刀生碑百矣口供供展二一、一、作
 半也、未、永、有、此、勿、百、怒、于、也、，、奇、生、聖、言、故、爲、辰、王、首、趙、備、不、シ、世



文銘刀枝七 圖九第



圖測實刀枝七 圖八第

多數學者の釋讀が試みられたが、なほ判讀し得る部分はその半分に過ぎない。先づ書體に就いて菅氏は隸と八分の不分體とし、星野博士は隸書體として居られるが、それは施された物質や當時の技術の如何等に左右せられるので、石や紙に書かれた物とはやゝ相違點を認めなければならぬであらうが、大體隸書の種類と解するのが妥當であらうと思ふ。

次にこの銘文の釋讀に努力した先輩には、初めに菅政友氏があり、ついで星野恒博士が更に一歩を進められて學界はほゞこれに據るに至つたが、後古谷清氏が熊本縣玉名郡江田船山古墳發見の銀象嵌を有する刀身につき詳述するに當り比較資料としてこれに觸れ、大正三年八月には高橋博士及び關新納梅原の諸氏が精密な調査をとげ、高橋博士は同年十月考古學會の例會に大體を講演し、その筆記は同誌に掲出され、更に詳細を「工藝誌」上に記述され、喜田博士は大正七年調査せられ、後「民族と歴史」誌上に詳論する所があつた。その後木崎氏の「日本金石史」や近くは「考古學講座」及「風俗史講座」等にも掲載せられてゐるが、何れも大正三年度の調査に據つたもので、即ちそれが現在に於ける最も進んだ解釋となされてゐるのである。右によれば判明し得る文字は左の通りである。

泰初[?]四年[?]六月十一日丙午正陽造百練[?]□七支刀生辟百兵[?]□供[?]□□□□□[?]作[?]
□□□□□[?]有此刀百[?]□□也[?]□□生聖[?]□故爲[?]□□王[?]□造[?]□不[?]□□也[?]

右の如く表面最初の年號干支がほゞ讀み得る事は他の數十文字の判明するより遙かに價值を増すので、先輩が主としてその論點をこゝに置いた事は蓋し當然の事に屬し、又これが日本金石史上特異の地位を占めてゐる點も亦茲に係るのである。今右に關する先輩業績の大體を辿ると、菅政友氏は最初の四字を以て泰始四年とし、泰始は西晋の武帝南宋の明帝の時にもあり、後者は長曆によれば十一日より十九日迄の間に丙午に相當する日がないが、晋の泰始四年には六月十一日、八月十二日、九月十三日何れも丙午であるから前者であらうと斷じ、星野博士は泰の次を初と讀み、魏代の泰初四年であるとし、更に日本書紀神功紀に、五十二年秋九月丁卯朔、丙子久氐の使者等從千熊長彥詣之、則獻七枝刀一口、七子鏡一面及種々重寶中の七枝刀をこれに充て、百濟で作られて日本に輸入されたものとされてゐる。次に高橋博士は大正三年の精査後、泰初であると斷じ、干支を按ずるに西晋武帝の泰始四年六月十一日は丙子に相當するから右の如く確認せらるゝ由を述べ、喜田博士は星野博士が魏の太和を泰初と誤られた事を指摘し、高橋博士と同じく西晋の泰始四年を是なりとしてゐるが、たゞ何故に泰始を泰初となしたかについて疑問を提出し、日本書紀神功紀六十六年條に、是年晋武帝泰初二年晋起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣重譯貢獻とある晋起居注所引の泰初の年號に注目し、轉じて又それが後世の避諱によるものではあるまいかとして、煬煒石室發見の證類本草序例の古寫本と宋版のそれとの比較を以て一例を示し、唐代に至つて泰始を泰初と訂正したものであらうと述べて居られる。しかしこの推測にはなほ幾多の疑問が存するので、已に當時の支那古鏡中には明に泰始と書した物が存し、例

へば故富岡氏藏の泰始九年鏡や、同形式で同元年と推定せらるゝ上野國芝崎但馬國森尾出土の神獸鏡及び帝國博物館出陳の晋泰始七年正月十五日と明記する階段式神獸鏡等は何れもその好資料である。故に梅原末治氏はこの事實から喜田博士の推定が不當であるとしてゐる。故にこの問題は、喜田博士も言はれた通り、支那當時の金石文に泰初の年號が發見されない限り、暫らく考慮の餘地を存しておくのが、妥當であらうと思ふ。

以上諸先輩の考定を通覽すると、その細部に至つては稍々相違を存するが、結局西晋武帝の泰始四年とする點には何れも一致して、我が神功皇后攝政六十八年子戊に相當する。然るに前述の百濟使者久氐が七枝刀を奉獻したのは、それより十六年前の五十二年であるからそこに矛盾を感ずるが、日本書紀の紀年が支那の如く正確なるのでない事は、先輩既に説いて明かな事實であるから、その點に顧慮すれば敢て不當とすべきではない。しかし星野博士の推定された百濟人久氐奉獻の七枝刀が本品と同一物なりや否やに就いては頗る興味深い問題であると同時に輕々に斷定し難いものがあらうと思ふ。

次に以下昭和三年二月及び七月の二回に亘つて行つた詳細な觀察に就いて記さう。先づ最初の二字中、泰の下は嵌線の状態から明かに「初」である事を認め得た(第九圖參照)。併しそれは先人の推定を確めたに過ぎない。次に月日の下に存する「丙午」の二字が存するが、單なる干支とのみ解し去るべきであらうか。右に就いて思ひ合されるのは、故富岡氏支那鏡銘の研究中に往々五月丙午日正月丙午日の鑄銘が存し、それが必ずしも鑄造日の干支を示すものでなく、鑄金の吉

辰として用ゐられたものであるとする考説である。なほ同様の銘文が刀銘にも存した事は金索所載の漢元嘉刀々銘に元嘉三年五月丙午日云々の鏡銘と全く同一句が存することを知り得られる。然しながら本品には六月十一日丙午とあつてその月日や書方にも相違を見且つ明かに月日と干支とが一致するから直ちにこれを以て吉辰の爲めに記されたとのみ解するのは不當であらう。然し特に「丙午」を撰んだ主な理由として、鑄金の吉辰日たる古來の迷信に左右せられたものではあるまいかとの推定は必ずしも一顧の價なきものではあるまい。次に丙午に續いて「正陽」の二字が存する。人或は正陽が鐵を産する地名ではあるまいかとの推定を下すであらうが漢書及び晋書の地理志には全くその存在を見ない。又晋武帝は諱は尖字は安世であるから避諱とも考へられない。殊に句法上地名としては不當な文字である事に注意するに及び、それが全く異つた意味の下に用ゐられたものではあるまいかとの推定から考察した結果、正陽とは正午又は眞晝の意味を有する事を知つた。即ちそれは鑄造の時刻を示したものであるまいか前述富岡氏の説く所によれば吉辰の五月丙午日は五月五日午之時の意味を有するといふから午刻は同じく鑄造上に於ける吉時ではあるまいかと考へ得られる點から正陽の意義も首肯する事が出來得るやうである。なほ後考を俟ちたい。

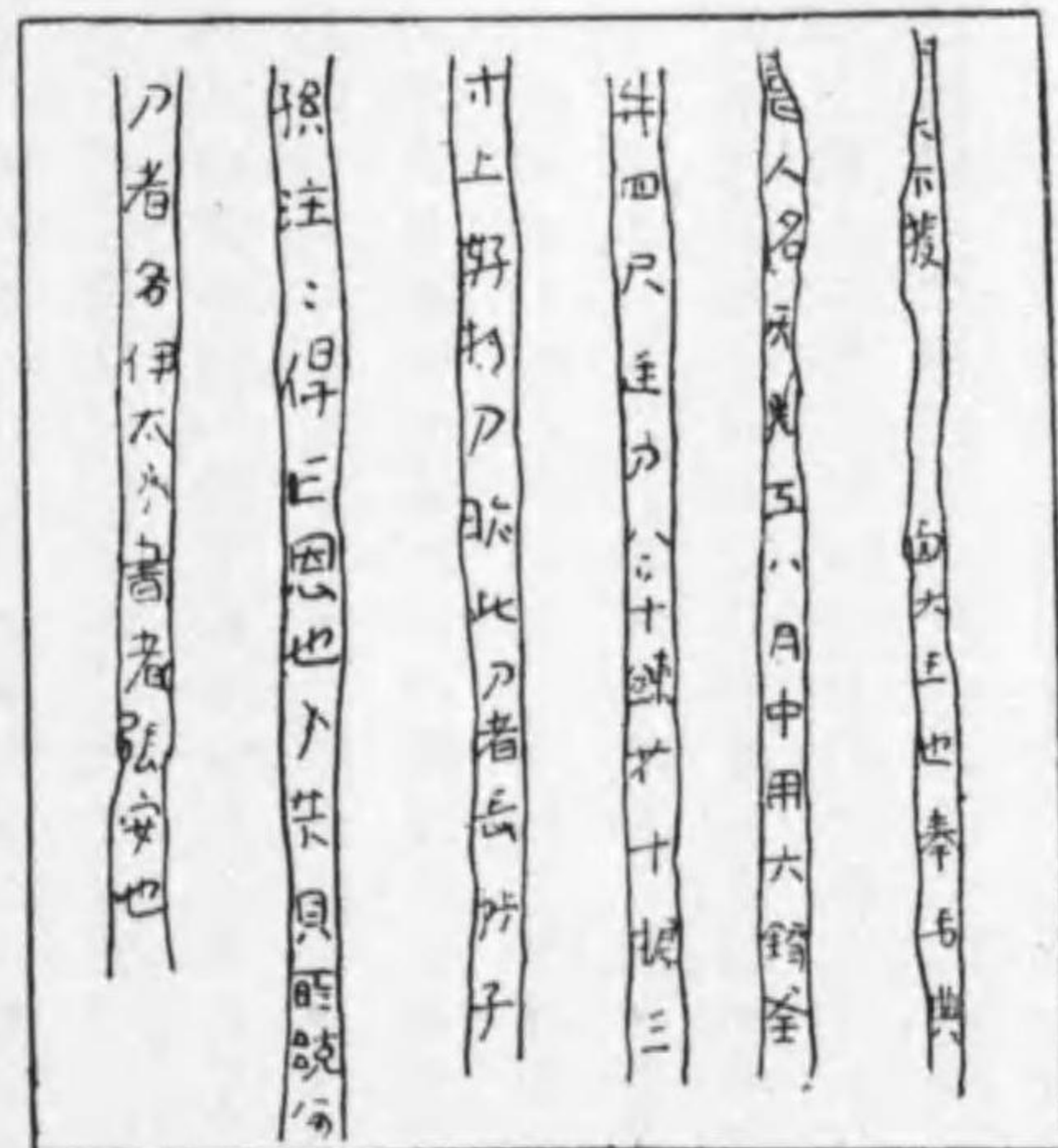
次に「造百練」七支刀の七支が存する。百練とは製作上の形容詞で多く鍊金する意味を指し、古來支那金屬器の銘文に屢々使用せられる。例へば鏡においては京都大學藏吳太平元年鏡に「吾作明鏡 百練」又富岡氏藏吳赤烏元年鏡に「造作明鏡百練……」と見え、刀劍銘にその例を求

むれば裴景聲文身刀銘に「良金百煉一名展巧寶刀既成云々」とあり、古今註によれば吳太帝の寶刀に「百鍊」と命名された物が存し、又孔帖潘存實藏劍銘には「龍人泉星上天雄々神器著在人間於戲動不仁靜不德雖百煉之鋼於愛身也奚刀」と見え、又最も好例としては我肥後國江田發見直刀の銀象嵌中に「四尺延刀八十練云々」とあるを注目すべきである。故に本刀も亦右と同じ意味に用ひられた語なる事は疑がない。次に七支刀の三字は前述した如く本刀の名稱を知り合せて書紀記載の七枝刀との一致を説くに重要な文字である。以下「生辟百兵」「供……」と連續する。「生字意味不明であるが以下は辟百兵と讀むべく、古鏡銘に「辟非祥」又は「辟去不羊」とある句に類し、本刀の威力を意味する一種の贊辭であらう。以下は全く不明である。次に裏面を見るに調査の折嵌線を探つて一二字劃の不備を發見し、やゝその意を窺ひ得る程度に至つた。それは上より四字が「未」その次が「秀」以下「有此刀」と讀み得られるので、果して然らば「未秀有此刀」といふ刀銘にあり勝ちな贊辭となる。以下は全く釋讀の緒を得ない。

以上僅かに解し得る句を辿るならば、本刀銘文の主旨は、始めに練造の年月日干支時刻を記し、次に練造の状態から本刀の名稱を述べ、以下その有する威力を贊美したものと考へる事が出來よう。今最近に於て出來得る限り讀み得た文字とその字體を掲げて爾後研究者の便に供しておく(第九圖)。

次に本刀の銘文を論ずるに當り、當然比較せらるべき遺物として、前述肥後國發見の直刀と、紀伊國岡田八幡藏の古鏡とがある。前者は肥後國玉名郡江田村大字江田船山古墳より多數の遺

物と共に發見せられたもので、それは鋸本に近い孔の周圍に花形文及び背に近い部分に馬形を銅象嵌した點に於て特異な物であるのみならず、その峰には數十字の銀象嵌銘が存在して本邦上代工藝美術の研究上優秀なる一遺品とすべく、合せて銘文の研究上古代文化の究明に多大の



第一〇圖 江田發見刀身銘文

後に刀匠と銘文筆者の人名とを掲げてゐる。不幸にして最初の『大王』の文字が鮮明でないため、絶對的な製作年代を知る事が出来ないが、七枝刀との類似は容易に之を認める事が出来、且文中に晋人なる語が存する所から、これを支那の晋時代に比定して七枝刀と同時代に置かうと

する説も亦ほゞ當を得た考察であらう。

次に紀伊國隅田八幡神社藏の古鏡(國寶)は、人物畫像鏡の外區銘帶に、癸未年八月日十六壬年□弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣開中費直穢人今州利二人等取自上同二百早作此鏡と存する物、字體は他の古鏡と同様隸書で鑄出せられてゐる。扱てこの銘文に就いて始めて學界に紹介された高橋博士⁽¹⁾は、仁徳天皇十一年癸未の年で支那東晋明帝太寧元年に相當すとし、三宅⁽²⁾米内藤兩博士及び富岡氏⁽³⁾は、或はその質より又は圖様よりして、魏晋以前に溯る事が出来ぬ點から、これを雄略帝以後に置いてゐる。然しながらその何れにしても上述の二例と程遠からぬ遺品であり、銘文の存在よりも合せ考ふべき資料たる點には變りはない。

次に考察を要する事は七支刀の製作地が何れの地なるべきかに就いてある。右に關し星野博士は、本刀が百濟人より奉獻せられたとする點から、百濟製造説を立てられてゐる事は既に述べた。なほこれを説くに當つて先づ考慮しなければならぬ點は、前記玉名發見の直刀と隅田八幡藏の鏡との製作地に關する研究である。隅田八幡藏鏡が、その圖様より支那鏡の模倣であり、銘文の語句から日本に於て製作せられたものである事は學界ほゞ一致してゐるが、江田發見の直刀に至つては諸説なほ一致を缺いてゐる。高橋博士はその銘文中の純漢文體ならざる點から推定して、これを朝鮮又は日本に於て製作されたとし、梅原氏は始め支那製作説を主張したが、後朝鮮説に傾き、後藤守一氏亦同じく朝鮮説を採り、一部の人には日本製とせらるる等未だその歸結を見ない様である。文中「八十練」なる語が日本式である所から、或は日本製なるべきかの

疑問をも懐かれるが、文全體の意味並に伊太□や張安等の人名から、直ちに仿製とも断定し難いので、或は高橋博士の南鮮説がほゞ近い見解ではあるまいかと考へ得られる。

轉じて七枝刀を見ると、前述の如くその書體や象嵌の方法は、江田發見の刀身と頗る類似してゐるが、銘文を比較する時や、相違を發見するであらう。即ち本刀にあつては、最初、泰初四年六月十一日なる西晋武帝の年號に始まり、次で干支を記し、又「百練」といひ、「辟百兵」と記する等、遙かに支那臭味の濃厚さを加へてゐる點から、支那製の可能なる事を思はしめるが、然し翻つてその象嵌の技術や書體の巧拙から推察して、果して之を純粹な支那製とするには、なほ少しく脚跡せざるを得ない。又書體がやゝ不統一で、且つ江田のそれと近似する點及び上述の如く、泰始を初と記した事等から、疑惑は一層深められるのである。加ふるに書紀記載の七枝刀がもし擬定せらるゝとすれば、寧ろ朝鮮製或は星野博士の言はれた如く、百濟製とする方が可能性多く感ずるのである。なほ本刀の式形が支那に存在を認められない事も、それを裏書する物ではあるまいか。次に本刀はその形狀の根據に就いては、類品に乏しい爲め何等の推定をも下し得ない。もし單に形式上からのみ憶測を廻らすならば、原始時代に於ける鹿角又は樹枝をそのまま武器とした物から、それを鐵に移したとも解し得るが、本品の如き精巧な作品との間に甚しい懸隔が存するので、遽かに肯定し難い。故に或は輸出品なるが爲めにかゝる珍奇な形狀を作つたか、又は日本よりの註文に應じてかく製作されたか等の特殊の事情の下に作られたものとする憶説も生じ得るが、なほ解決は將來に俟たなければならぬであらう。なほ本刀が實用品でなかつた事

はその形狀や金象嵌の存在及び莖が身に比して短く、且つ目釘孔の無い點等から推察するに難くない。思ふに本刀は舶載せられた當初から珍奇な品として重んぜられ、後本社に納められた物であらうと考へられるのである。

最後に現存寶物中には「六支柞柄」と稱する物が存する。第一一圖に示す如き形狀を有し、杉材製で總長三尺九寸二分、鐮様突起部は八個の面を取り、長一寸九分、石突も同じく八面に切削がれ、長さ二寸六分、中央幅一寸四分、切斷面は圓形を呈し、鐮様突起部には、豎に莖を挿入する溝が作られ、又これと直角に目釘孔跡が存し、總體は黒地に赤塗とし、石突部のみ黒塗を残してゐる。大正



第一一圖 六支柞柄 三年八月殿内に納められた

が、今もなほ神劍渡御の際、これに模造の六支柞を附して用ゐるといふ。然しこれが本來の物を模した物でない事は明かだ、七枝刀を鋒と見られた爲めに後世作られたものであらう。

【註】

- (1) 菅政友全集雜稿「大和國石上神宮寶庫所藏七支刀」
- (2) 星野博士「七枝刀考」(史學雜誌卅七號及び史學叢說第一集)
- (3) 古谷清氏「江田村の古墳」(考古學雜誌二卷五號)
- (4) 考古學雜誌五卷三號「龜報及び日本上代の象嵌」(工藝一ノ二)
- (5) 喜田博士「石上神宮の神寶七枝刀」(民族と歴史一ノ二)

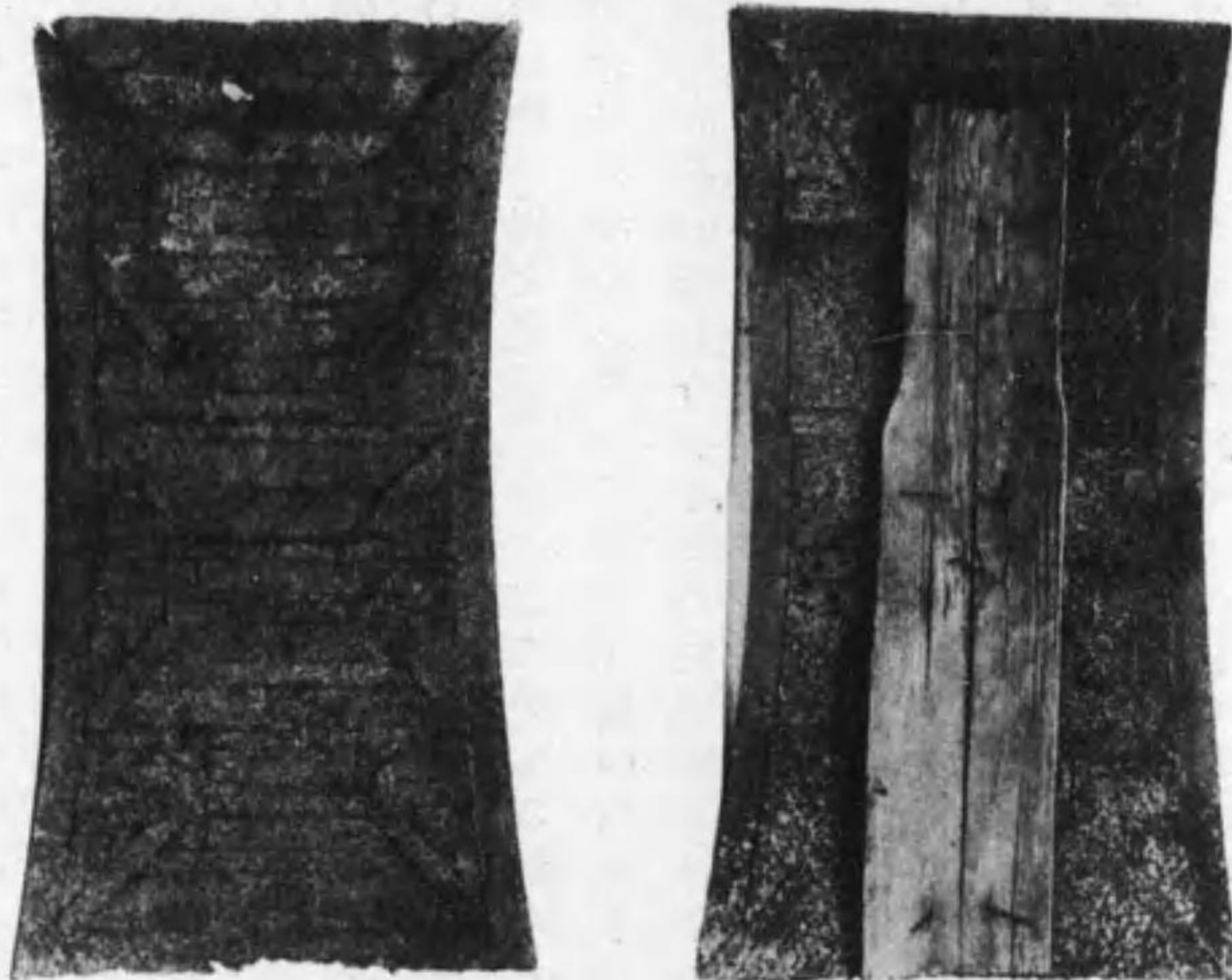
現存寶物の調査

- (7) 日本金史一卷別載二三頁、後藤守一氏、原史時代の武器と武裝一六二頁及び「上古の工藝」一三八頁(考古學講座)、高橋宮本二氏、原史時代の風俗四〇頁(風俗史講座)
- (8) 富岡氏、古鏡の研究、支那古鏡圖說、梅原末治氏、鑑鏡の研究、年鑑銘ある支那古鏡の新資料
- (9) 前記古鏡の研究中漢代より六朝に至る年鑑銘ある古鏡に就いて
- (10) 百練抄大治四年五月五日の條に、午翹法皇(白河)被鑄御護劍五、午日午翹支干相生之故也」とあるのは、その典據は何れに存するか不明であるが一好例とするに足るであらう。
- (11) 若林勝邦氏、銀象嵌を施せる鐵刀及び鈔に就いて(考古學雜誌三ノ一) 古谷清氏前出論文、梅原末治氏、玉名郡江田村船山古墳調査報告(熊本縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第一集)高橋博士、日本上代の象嵌(前出) 後藤守一氏、考古圖集第十集解説及び「上古の工藝」(考古學講座)
- (12) 高橋博士、在銘最古日本鏡(考古學雜誌五ノ二)
- (13) 前出古鏡の研究中、日本仿製古鏡について

(ロ) 鐵楯(寶三八) (圖版第五・六參照)

七枝刀と共に本社傳世品中の逸品である。石上大明神縁起によれば「楯三枚アリ是ヲ日ノ御楯ト申ス」と見えるが、三枚は二枚の誤りではあるまいか、又「日楯」の名稱に就いてはその根據不明である。圖版及び第一二圖に示す如く多數の鐵板を長方形に矧合せて作った鐵楯の一種で兩者その大きさに若干の相違を有するがその制全く同一である。個々に就いて見ると、一は他よりやゝ大きく、全長四尺七寸三分、上部幅二尺四寸三分、下部幅二尺六寸三分、中央幅二尺二寸三分、

外縁の幅は不整で上部中央が二寸六分、下部に於て二寸四分五厘を示し、内區は五帶に劃され上



第一二圖 鐵楯 裏面 正面

部二帶と下部二帶とが略等しい幅を有して相對し中央の一帯は狭く且つ下部二帶と同一の方向をとつた爲め矧目の不一致を見る。今上より下に順を追うて仔細に見れば第一帯は二枚の逆梯形板と一枚の矩形板及びそれを矧ぎ餘す左右の不等邊三角形面を充填する「」字形板とを表裏より合し多數の鐵板を以て矧ぎ、上部外縁に近く中央よりやゝ左に偏して裏面より貫通された鐵製壺金様金具の脚を露出せしめ、又その下方更に左に偏して一孔を穿つてゐる。次に第二帯は第一帯と同様の鐵板を矧ぎそのほゞ中央左右に二個の小孔を貫く。第三帯は梯形板二枚とその左右を充填する「」字形板とを矧ぎ、中央よりやゝ

下方に相並ぶ二個の釘頭が見え、これは裏面に附帶してある支板を固着せしめてゐる。次に

第四五の二帯は前述せる如く一二兩帯を全く逆に置いたもので、たゞ四帯の上部略々中央に一個と五帯の下部中央に二個の釘頭が露出し、何れも裏の支板を固着してゐる點を注意すべきである。次に外縁は圖の如く長方形鐵板の四周を斜に切つて四隅で矧ぎ、その全面に亘り不規則と思はるゝまで多數の釘及釘孔が存してゐる。裏面には前述の如き支板と思考せらるゝ不整長方形偏平な杉板が附着する。而して外部へ彎曲の状態は不整であるがこれは固より傳世の間破損その他によつて生じたもので、そのかみの有様を呈してゐない事は勿論である。なほ所用の鐵板は八厘内外の厚味を有してゐる。(圖版第五)

次に他の楯を見る。全く同形であるがやゝ小さく、全長四尺六寸、上部幅二尺三寸五分、下部二尺五寸三分、中央二尺一寸五分、外縁の幅は不整で二寸三四分内外である。内區は同じく五帯に區劃されその矧方や中央部が狭い點は同じであるが、これは上より三帯迄が同一の方向に矧合されてゐる。又全體に多數の銚外縁に釘及び釘孔を有する點も亦前者と同様であるが、一二異形金具が附着されてゐる。即ち第一帯の中央よりやゝ下方の略中央に裏面から壺金様金具の脚を貫き、更に菱形の座金を附着し、又第二帯の略中央にも相並んで二孔を有し、その一方に同様金具を貫き、且つ表に同形座金を附し、他方にも存したであらうてゐる點と、第三帯の中央に並んで二個、外縁(向つて左の上下)に二個の異形釘を残してゐる點等である。これ等が製作當初よりの遺品なりや否やに就ては少しく考慮の餘地を存し、且つ前者には使用されなかつたか、又は剝落したかも判明し難いが、本品の製作を知る上に見逃し難い物である。なほ鐵板の厚さは一分

内外である。又裏面には前者の如き支板を附着しない。(圖版第六)

以上に於ては、楯その物について説き終つたが、次に少しく考察を加へその價值について述べる事としよう。先づ本品の製作年代に關しては從來單に上代の遺品と傳ふる外、積極的な考證を加へられてゐない。僅に津田敬武氏がその著神道起源論に之を載せて原史時代の物としてゐるが、その根據に關しては何等の考察を施されてない。本品が一見して上古の遺物であり、現在に於て知り得らるゝ傳世品中最古の物に屬すべきは容易に首肯し得らるゝが、不幸にして之と對比すべき上代の遺物に乏しい。然し本邦古墳發見品中には各種の楯模造品が存し、又繪畫及び彫刻にも之を見る事が出来、且つ本品と同様な製作手法を有する一二の遺物も有してゐる。今少しくそれ等から觀察を加へよう。模造の楯は石製及埴製が存し、前者には小形單獨の模造品所謂石製模造品の一群中に入る物と石人の一部に見られる。殊に石製模造品中には表面を數段を分ち三角形の所謂組帶文を刻し、本品と製作手法の類似を思はしめる物も存する。次に埴製の物にも同様單獨の模造品と、埴輪に附着された物とを有し、前者には第一三圖に示す如き好例が存する。本品は大和國日葉酢媛命陵より發見せられた物で、今東京帝室博物館の列品に係る。高さ四尺二寸餘、圖の如く長方形を呈し、上部やゝ狭く、下部張り、内區は三帯に劃され、且つ全體に亘つて同じ三角狀の組帶文を附してゐる。形狀その他の點から之は前者の石製模造品より一層本品との類似を思はしめる物である。又日本考古圖譜所載の大和國磯城郡田原本字羽子田發見の埴製盾(?)も亦その表面に同様の文様を附して居り、又埴輪土偶に盾を附する

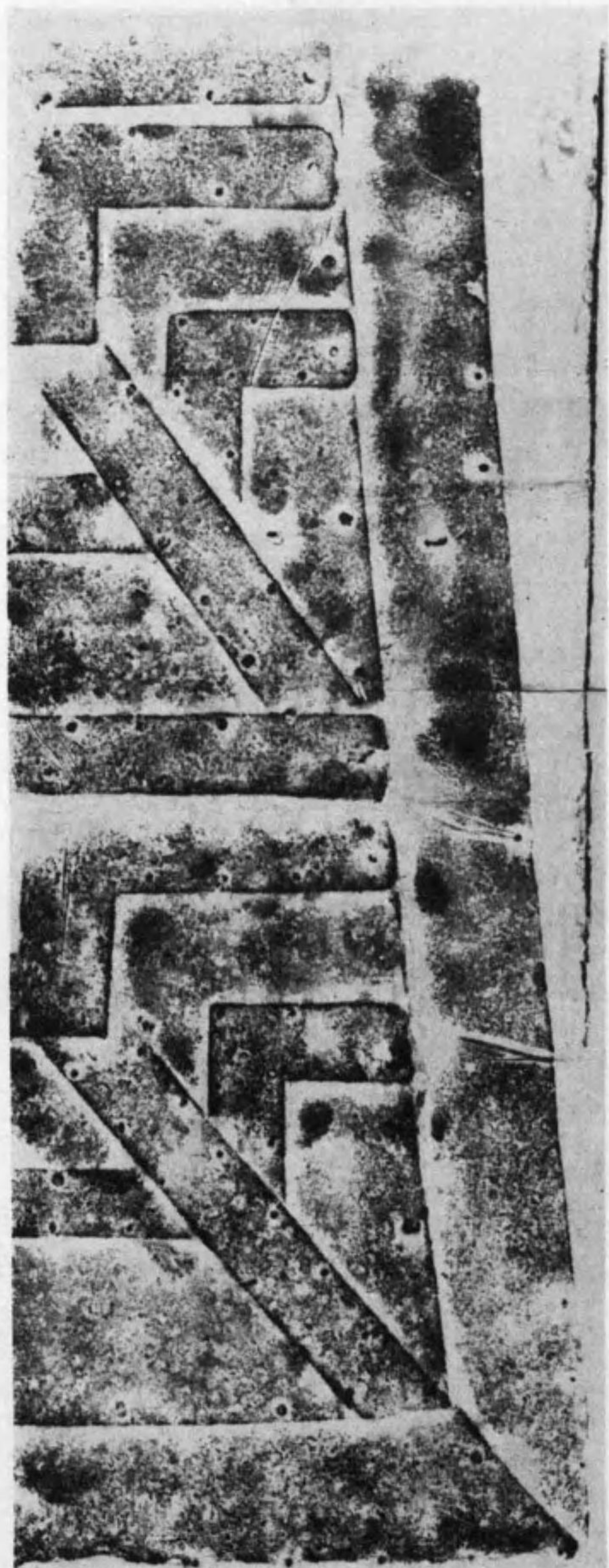
物も二三發見せられてゐるが、最近常陸國筑波郡小野川村の一古墳より發見せられた物は、一部破損の爲め明瞭を缺くが同じく長方形で三角文を有し同例に加へる事が出來得る好資料である。次に繪畫及び彫刻類に之を求むる時は、銅鐸や鏡の一部に楯を持する人物が見え、又九州地方の古墳及び横穴のある物に楯を畫き又は彫刻した物が存するが、或は簡單に過ぎ、又は象徴化



第一三圖 日葉酢媛陵發見楯

せられて實物の推定を施すには不適當であるから詳細は省略する。

扱て上述の諸例は何れも模造なるが爲め中に一二採るべき物が存するとはいへなほ本品の比較資料としては、隔靴搔痒の感が多い。然るに同じく古墳出土の遺物に於て甲冑中に本品と製作手法を同じうする物が存するのである。本品がその矧方に於て特な手法を用いた事は前述の如くである。即ち重ねて之を述べれば第一四圖の拓影に示す如く、鐵板を横及び斜に重ね合せ丸錐を以て矧ぎ綴じた式に屬し頗る原始的な手法を用ひて居るが、これと同様な方法を以て作られた甲冑は往々古墳出土の品に見られるので、例へば肥後國玉名郡江田村及び繁根木村の古墳より發見せられた短甲及び備中國小田郡新山村發見の短甲や、第一五圖に示す備後國双三郡吉



第一四圖 鐵盾拓影

舍村發見の短甲、又最近大和國添上郡帶解村圓照寺發見の短甲等はその顯著な例であらう。又右の模造である埴製の短甲や、同じくこれを着装した石人の如きは、三角文を以てこれを示してゐる所から前述模造盾の文様に附された三角文の意義もほゞ推察する事が出来一層の興味を

覺えるのである。故に如上の考察からこの鐵楯が古埴發見遺品と程遠くない頃の製作品であるとの推測は頗る可能性に富みその製作年代を原史時代に置く事はほゞ首肯し得られるであらうと思ふ。

始的技術の必然的に起つた現象であらうといふ事である。即ちかくの如く長大にして且つ一定のカーブを保持せしめ、加ふるに堅牢を旨とした楯の如きにあつては、單なる組合によれば所



第一五圖 備後國發見短甲

在所期の成績は得られないであらうから、製作者が種々苦心の結果考案せられた一種の刳綴法であつて、蓋し短甲に於いて知り得た體驗がこゝに應用せられた物ではあるまいかと思考せらるゝのである。

次に少しく文献に徴して上古の楯を見ると、神代既に楯の存した事實は書紀の一書に天神大己貴神に勅して百八十縫の白楯を造らしめた記事によつても徴し得るのみならず、赤盾黒盾、天石盾等の名稱も存して、各種の楯が製作された事と知り得らるゝが、それ等が如何なる物質で作られ、又如何なる形式を有したかは不明である。なほ延喜式兵庫寮式に大嘗會新造神楯四枚の製作を記しその材料として黒牛皮、膠、酒、商布、糯米、漆、面、金、料、鐵、平、釘、和、炭、等、を擧げてゐるので、木又は鐵を地とし表に皮裏に布を覆ひ、膠或は釘で綴ぢ作られたものと想像せられる。又前述の百八十縫白楯といひ、又楯を作る事を楯縫といひ、之を作る部民を楯(タマ)と稱する點からもこの製作方法が推察せらるゝのである。本社藏の鐵楯もほゞ右と同様な製作によつた事は既に説いた所であり、且つその外縁に多數の小孔を見、又所々I字形の釘が存在する所から、或は表裏に皮又は布等を覆つたかとも考へ得られるが、なほ考慮の餘地を存する。

次に古代に於ける鐵楯の存在を検すると、日本書紀仁德天皇十二年七月辛未癸酉の條に、高麗國貢鐵楯鐵的と見え、更に翌年八月庚子朔己酉高麗客を集め、群臣百官をして獻ずる所の鐵楯的を射させしめた所の臣祖盾人宿禰が見事に鐵的を射通し爲めに、的戸田宿禰の名を賜はつた記事を載せて居るので、古くから存在した事が知り得られる。

最後に本品が如何なる徑路を経て、何時頃より本社に藏せらるゝに至つたであらうか、右に關しては何等文献上徴すべき記事がない。既に述べた如く日本書紀垂仁紀卅九年條に、本社の神寶を五十瓊敷命に管掌せしめ、合せて十箇の品部を附屬せられた中に、楯部の存在を見るから、或は本品も彼等工人の手によつて作られたとの憶測も廻らし得るが、固より推察に止まる。又嘗て高宮正路氏は前述仁德紀の鐵楯の記事を之に關聯せしめて、

近き年頃石上神宮の神寶どもを拜見したるに、日の御盾と云物二枚あり。ともに鐵製にていと古く、矢跡とおぼしき穴さへありてなつかしき物なり。是はまさしく盾人宿禰が射たりし鐵楯ならん。⁽³⁾

との推定を下してゐる。神功紀に見ゆる七支刀が前述の如く本社の六又鉞であるとすれば、仁德紀の鐵楯が本社に收藏せらるゝは強いて怪しむに足らぬともいへやうが、本品の形式及製作手法等から必ずしもこれを輸入品と見る必要を認めない。況んやこれを以て盾人宿禰の射通した物とする推斷には左袒する事が出来ない。故に單に興味ある假説として擧げることゝめておく。然しながら鎌倉時代本品が既に本社に尙藏せられてゐた事は、藤原兼仲の日記勸仲記弘安五年十二月廿一日丁未の條に、興福寺の暴徒が春日の神木を奉じて入落した時の有様を述べその路次行列を記した中に、

先御前仕丁十六人 左方相並、第一二人捧杖

次布留 鐵楯一枚、御神木六本、御弓、矢、鉞、神人捧立

神主左兵衛尉宗繼 東常歩行

と見える事でこゝにいふ鐵楯一枚とは恐らく本品を指したものであらう。爾來幾百星霜戰國の兵亂にも毀損せられず今に嚴存してゐるのは寧ろ驚くべき事實といはねばならぬ。

因みに云ふ、現在神社に楯の傳世せらるゝ所は往々存し、例へば下總國香取神宮藏の鐵楯二面や大和國大神社藏嘉元三年在銘の木楯等はその顯著な一例である。前者はその形狀長方形を呈するが一枚の鐵板より成り、何等の文様もないから恐らく後世神寶として作製奉納せられたものであらうと思ふ。後者はその資料及び形式等全く相違するが傳世の楯中年代の明瞭な點に於て採るべき遺品である。

【註】(1) 神田孝平氏編「Notes on ancient implements of Japan」所載故雄川式胤氏藏大和國發見の石製楯遺楯はその一例である。

(2) 昭和三年發掘せられた古墳で、發見遺物には武器が多いが中に短甲はその製作頗る鐵楯に類し且つ從來の式とやゝ趣を異にしてゐる。日下京都大學考古學研究室に於て末永雅雄氏が研究中である。

(4) 栗里先生雜著下卷十二「鐵楯のこと」につきて參照。

(二) 義憲在銘刀身寶三七 (圖版第七參照)

古來小狐丸と稱せられ最も著名なものとなつてゐる。拵は前述慶長年間盜難の際失はれた

といふ。身の全長二尺六寸一分五厘、莖の長さ棟方に於て五寸六分、身巾關部で九分八厘、鋒部横手に於て五分四厘、厚關部で二分横手で一分二厘、反り八分五厘、鑄作小鋒で庵棟を呈し、莖は栗尻で三個の目釘孔を有し、義憲作の三字が切つてある。刃部の刃文は複雑な波狀を呈し、燒巾が相當に廣い。「義憲」は備前長船の住源賴朝の太刀を作つたと傳へられる刀匠である。本品に關して内務省囑託本間順治氏の示教によれば、現在知られてゐる物には義憲在銘の正確な遺品に乏しいから、之を眞なりとすれば頗る貴重な物であるが、なほ考慮を要する點があるといふ。且つ本刀は身巾が相當に研減らされてゐるにも係らず、餘りに燒巾の廣い點から見て、これが製作當時の處女狀態を保持してゐると思はれず、或は後世再刃したものではあるまいかとの事である。之に關聯して思ひ起される事は第二章に述べた如く、所藏古文書によれば本刀は徳川時代の初め盜難に罹つて一旦持出されたが、後その拵を剝いで神庫の椽に返戻されたといふ記事であつて、想像を逞うするならば此際相當の毀損を蒙つた爲め、修理を行つた物ではあるまいか。因に現在は奈良皇室博物館に出陳せられてゐる。

(三) 其の他の刀劍

古來神庫に收藏せられてゐる刀、短刀、劍類が二〇振程存在する。今その個々に就いて詳述するのは煩に過ぎ且つあまり優秀な品でもないから、簡單に表記する事とする。なほ在銘の物は別圖第一六圖にその拓影を掲げて參考に供する事とした。記述の便宜上神社登錄臺帳の番號に

より寶物又は貴重品の號數を採用しておく。

次に短刀も同様の方法で別に表示する。

次に劔は身一口を存する(寶物四五號)。身長一尺四寸莖長五寸二分、身元巾八分七厘、同厚二分五厘、目釘孔は一個、在銘は「筑前住源信國重貞」とあつて、時代は徳川時代貞享頃の物である。

扱て刀劔類が古來多數本社に尙藏せられた事は、既に第一章に説いた如く、畏くも古來齋祀の神は劔の威靈を象徴した師靈劔であり、その奉仕者が武人の棟梁たる物部氏であつた等、本社古來の由緒が當に然らしめたのであつて、書紀垂仁紀三十九年條に五十瓊敷命が劔一千口を奉獻し、又同時に太刀佩部を隸屬せしめられた記事はその具體的な實例であり、爾後多數加へられた事と考へられる。然るに不幸にして現在の遺品はその一斑にも相當しない。之は太刀が實用的な物であるが爲め事あるに應じてこれを利用し、又は戰國時代に暴徒の亂入によつて奪取されたものも多かつた事等の理由に基くものであらう。

なほ刀劔に關聯して一個の槍身を附記する(寶六)。穂身長一尺莖長一尺二寸五分、身の断面は三角形を呈し、その一面に樋を彫る。目釘孔は一個、黒塗の穂鞘を附し、柄を缺いてゐる。

(ホ)色々緘腹卷(寶五七) (圖版第八九・一〇・一一・一二參照)

社傳によれば足利尊氏の獻納に係り、古くは兜の眞甲に、梵岩上大明神の文字を附したが、梵字は鍍金漢字は金象嵌、嘉永の初年盜難の際漢字は剝奪せられて、梵字のみを存し、それもいつしか



影拓銘劔刀 圖六一第

刀之部

番號	身長	莖長	元元	巾元	厚反	リ作棟	目釘孔	銘	拵	時代	備考
寶四一	一八〇 ^尺 五	〇五 ^尺 六	〇〇九 ^尺 五	〇〇二 ^尺 五	〇〇一 ^尺 六	鑄作	二	常陸守壽命 (美濃)	白鞘附	徳川時代 寛文頃	第十六 圖參照
寶四二	一四九	〇五九 ^尺 五	〇〇九 ^尺 八	〇〇二 ^尺 二	〇〇五	"	一	上野守兼定 (越前)	黒塗鞘附 柄と鍔附	徳川時代 寶頃	"
寶四三	一〇六	〇三四	〇一一	〇〇二	〇〇一 ^尺 五	平作	"	助 (美濃) 良	白鞘柄	室町末 永正頃	"
寶四四	一七五	〇三九 ^尺 五	〇〇九 ^尺 三	〇〇一 ^尺 五	〇〇三	鑄作	"	二王清次 (周防) 助	黒塗鞘附 柄と鍔附	室町末 天文頃	"
貴五	一七一	〇四五	〇一一 ^尺 五	〇〇二	〇〇六	"	"	ナシ	"	徳川時代	"
貴六	一七三 ^尺 五	〇五〇	〇一一 ^尺 五	〇〇二 ^尺 二	〇〇三	"	二	"	鍔附	鎌倉時代 正安頃	甚漫 シ
貴七	一六三	〇五二	〇〇九 ^尺 七	〇〇二	〇〇四 ^尺 五	"	一	景 (山城) 久	ナシ	"	"
貴八	一一〇	〇四一	〇〇九 ^尺 五	〇〇二	〇〇二 ^尺 五	"	"	ナシ	"	"	"
貴九	一六二	〇四六	〇〇九 ^尺 五	〇〇二	〇〇六	"	二	"	"	"	ア兩 リ極
貴一〇	一一二 ^尺 四	〇二八	〇〇九 ^尺 五	〇〇二	〇〇三	"	一	"	黒塗鞘 附柄	"	"
貴一一	一一二 ^尺 五	〇二八	〇〇九 ^尺	〇〇二	〇〇三	"	"	"	"	"	"
貴一二	一四七	〇四六	〇〇九 ^尺 五	〇〇二 ^尺 五	〇〇三 ^尺 五	"	"	"	黒塗鞘 附柄	"	"
貴一三	一四七	〇四六	〇〇九 ^尺 五	〇〇二 ^尺 五	〇〇三 ^尺 五	"	"	"	黒塗鞘 附柄	"	"
貴一四	一五八	〇四二 ^尺 五	〇〇八 ^尺 五	〇〇一 ^尺 八	ナシ	"	"	"	ナシ	"	"

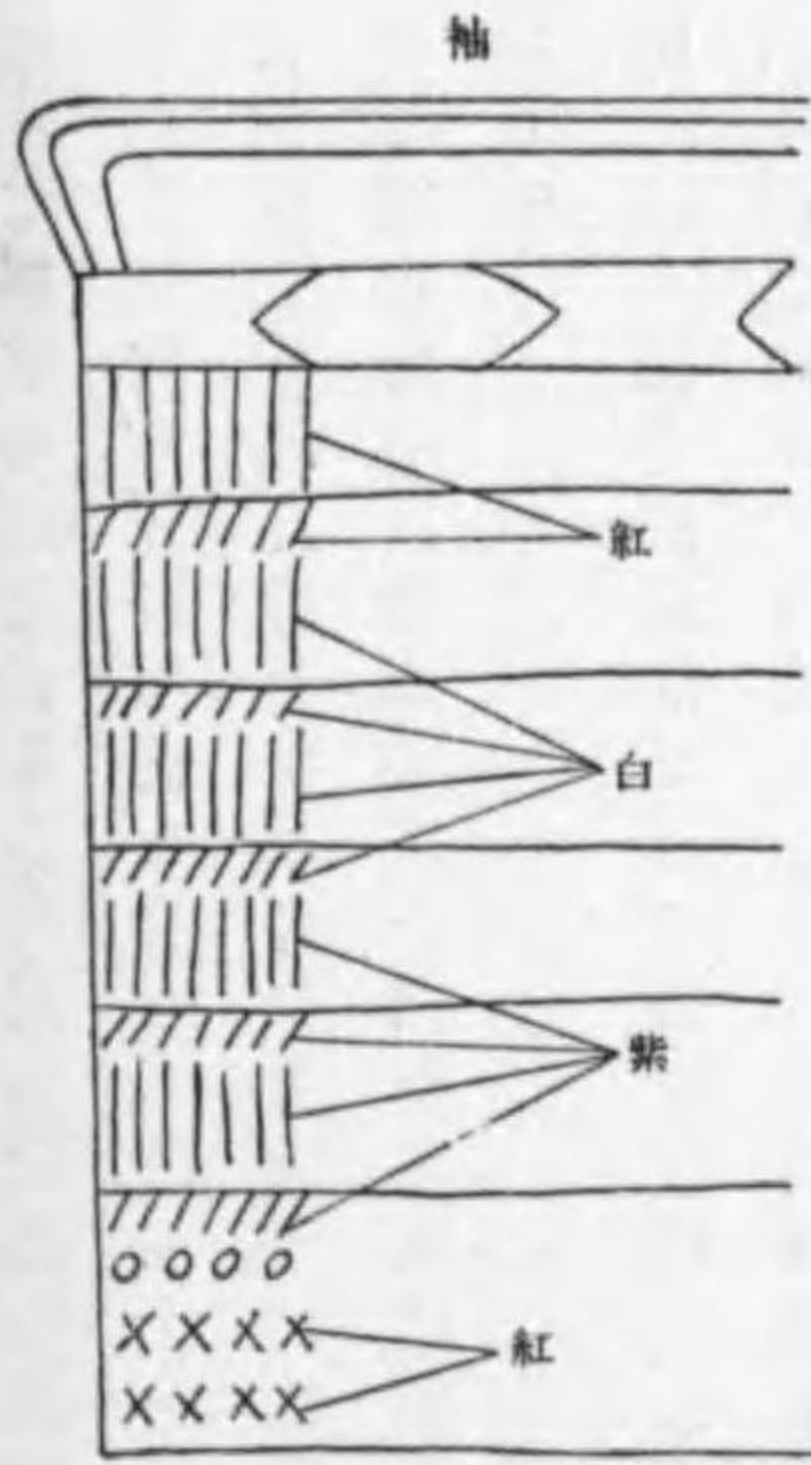
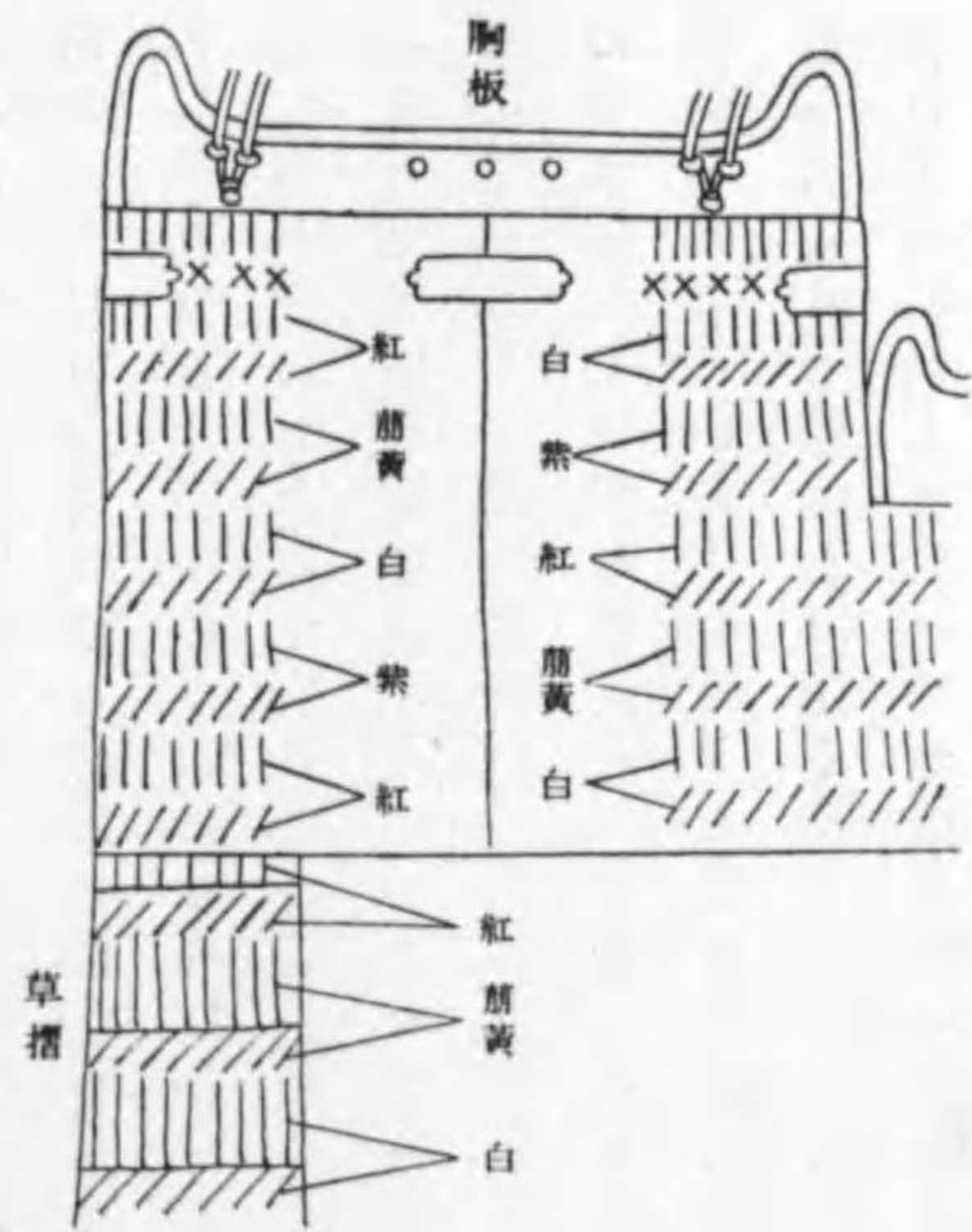
短刀之部

番號	寶四六	寶四七	寶四八	寶五〇	寶五一	貴一一
身長	〇尺八一	〇尺六九	〇尺七五五	〇尺六八	〇尺八二五	〇尺八三
莖長	〇尺三一	〇尺三三	〇尺二八五	〇尺二七五	〇尺二九五	〇尺二二
元巾	〇尺八五	〇尺〇七	〇尺〇八	〇尺〇七	〇尺〇七五	〇尺〇八
元厚	〇尺〇二	〇尺〇二五	〇尺〇二	〇尺〇二	〇尺〇二	〇尺〇二
反り	ナシ	"	"	"	"	"
作棟	平作	"	"	"	"	鑄作
目莖釘孔形	孔入山形	孔一文	孔一文	孔一文	孔山形	孔入山形
銘	包貞 (大和)	吉光 (土佐)	義助 (駿河)	附白	ナシ	ナシ
拵	黒塗 シ柄鞘	ナ附	柄白 附鞘	柄白 附鞘	鞘赤 附塗	鐵鍔 附鞘
時代	室町時代 應永頃	室町時代 文明頃	室町時代 天正頃			
備考	第一六圖 參照	"	"			



失はれて釘痕のみを存するに至つたといふ事である。後述する如く本品は兜の鉢及び鞆喉輪、胴何れも別個の製作年代を有し、明治三十一年古社寺保存法により國寶に指定せられ、日本美術院に引渡し修補を行った際、各個を適當に結合して現在の状態を有するに至つたものである。従つて國寶指定に關しては一二學者間に論議を醸したといはれてゐる。次に各部について詳述しよう。

兜 鉢と鞆とは別個で鉢の製は優秀である。即ちその形状は所謂大圓山に屬し、左右の徑七寸三分、前後の徑六寸七分、深さ三寸六分を示し、三十四間張星數は十六、四方に地板簾垂を有する所謂四方白で、三個宛の劔形座を置き、星數は十五個を存する。八幡座は五段を有し、高さ三分五厘、頂邊の孔を中心に、四重の金具を廻らし、下に葵葉の臺座を設け、鉢星の列數と同數の星を打ち、孔の徑は九分五厘、臺座の巾は二寸八分を有する。次に響の孔は前後に一對四個を見笠印の環は比較的上方に著き、且つ切子頭の座金(これは修繕の際新たに作つた物)を有し、總角を結びつけてゐる。鉢裏は修繕に當り古式によつて一枚革を張る。眉庇は鐵製で周圍に覆輪を繞らし、地には畫革を張り三光紙を打つ。横巾六寸九分、堅巾二寸三分、鉢とほぼ垂直に取りつけてゐる。忍の緒は同じく修繕の際新たに腰卷からとりつけたものである。次に鞆はその數三枚中二枚を折つて吹返とし、畫革を張り、一枚は菱縫板とし、畫革の一端には各々徑七分五厘の菊花金物を附着してゐる。前述した如く鞆と鉢とは別個の物を強いて結合した爲め、圖にある如く吹返が長過ぎて眉庇の上に覆ひ、且つ稍上部に偏して不均整な状態を呈してゐる。又一の板に五個の



第一七〇圖 各色絨巻染色圖

菊花唐草の居金物が附けられ、絨は平組の糸と黒革を用ゐ、一の板は白糸、二の板は黒革三の菱縫板は紅を用ゐ、絨方は所謂毛引に属する。

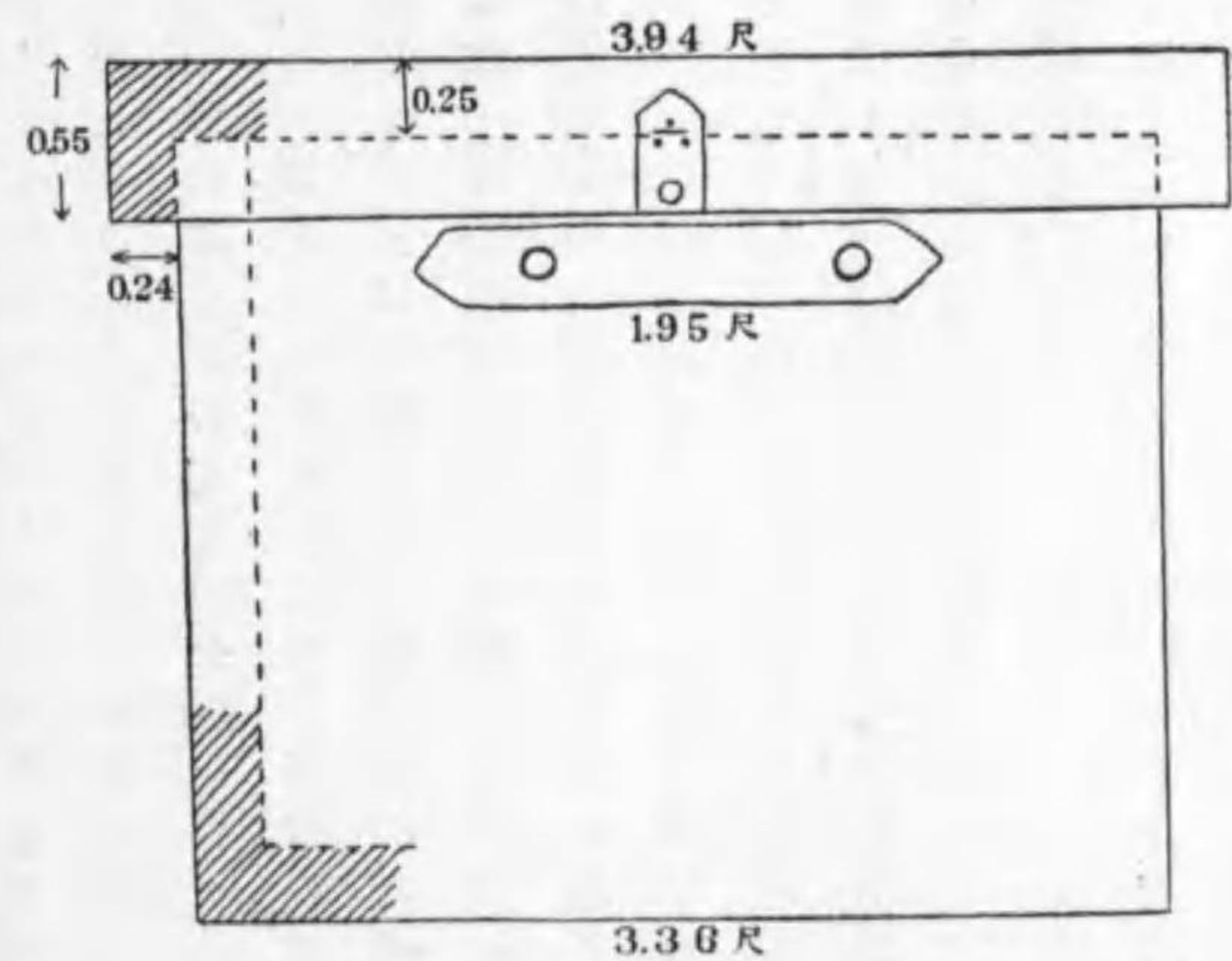
喉輪 二段下りで絨糸及び染色等は胴と同じく、小札数は上が三十九枚下が三十四枚である。

鏝 前述の如く本品は腹巻であるから、胸は圖の如く背後に於て合せ、草摺は前に三枚後に二枚、脇が一枚宛づゝ合せて七枚を附してゐる。まづ、絨から見ると、その方は、鞆と同様毛引であるが、その絨毛は各種の染色を用ゐてゐる。本品の命名もこれから起つたもので、その特色も亦茲に存するのである。今仔細に之を見ると、第一七〇圖に示す如く、紅、黄、白、紫を用ゐ、それを交互に表はして奇觀を呈してゐる。

次に各部について見るならば、胸は前脇背の三部に分れ、各々金具廻りが附着する。前に附く、胸板は巾七寸八分、圖の如く三方を覆輪して中に畫革を張り、三個の鉾を打ち、左右に二孔づゝ穿たれてそこから高紐を出し、綿嚙に結合させてゐる。化粧板は無く、直ちに小札と連なり、小札の第一段には三個の菊花居金物を打つてゐる。脇には脇板があつて、胸板と同様な金具廻畫革を張る。巾七寸四分、絨は三段で、胸前と連続し、又第一段に三個の居金物を附してゐる。次に背も同じく押付に同様な金具廻を着け、六個の鉾を打つ、その巾は四寸、絨は胸前と同じく五段で、何れも第一段の中央に前と同様の居金物を置き、更に座金を打ち、袖から總角を結びつけてゐる。なほ、前脇胸の三者は何れも引合緒を以て結び着けられてゐる。次に綿嚙は押付から起り、全體を畫革で包み、丸釧及び頂には障子板を取りつけ、丸釧は袖から總角を結びつけ、障子板からは高紐を出して、髹を以て胸板の高紐と懸け合せてゐる。草摺は前述の如く七枚を有し、絨は五段下り、巾は上部二寸六分、下部三寸八分、長さ九寸二分である。絨毛及染色は胸と同様圖の如く各種を配合してゐる。小札の数は一二段は十八枚、三段は二十枚、四段は二十二枚、五段は二十四枚で、全體に少しく撓を有してゐる。

袖 形式は内部に屈曲を有する所謂壺袖で、小札板は六段下り、全長一尺七分、巾冠板九寸三分、菱縫九寸七分で、下部に至つてやゝ膨脹し、従つて小札の數も第一段は四四枚、二段四六枚、三四段各四八枚、五段五〇枚、菱縫板五二枚を算する。絨毛及び染色は胸や草摺と等しい。次に金具廻を見ると、冠板は寫眞の如く覆輪に染革を張り、下に化粧板を附着する。化粧板には三個の梅鉢

唐草の居金物を打ち、その裏面には執加緒受緒懸緒を出して綿嚙と連結する。又小札數三段背寄に圖版第一七に見る如き居金物を附着する。その巾横五寸、縦七分八厘、紋様は梅鉢に唐草の透作である。そしてその一旦背寄に梅鉢紋の丸座金を附し、それに水吞銀を通し、そこから水吞緒が附着して胴に結ばれる。



第一八圖 應安二年銘唐櫃實測圖

以上に於て本品の大體を説明した。次に各部の製作年代を見ると、兜の中鉢は其形狀及頂邊の孔徑が比較的大きい點、及庇眉が略垂直に附けられてゐる點等から、略鎌倉時代迄溯り得るが、靴は之と一致せず、足利中世頃の製作、袖と喉輪は南北朝頃と思考され、胴は絨毛に特色があるが、實質に於ては粗悪なもので、恐らく足利中世以後の町具足で所謂仕入物に類する。要之に本品は質に於ては兜を最上とし、袖・喉輪之に次ぎ、胴・靴は劣つてゐるが、其珍奇な絨毛に於て見るべき點を有するのである。

最後に附記すべきは、余が第二回の調査に際して、現在神庫にも收められず、又登録臺帳にも

記載せられず、物置の一隅に存する一個の唐櫃を發見したが、それは第一八圖に示す如く、松材製で順る分厚大形に作られ、蓋は被せ蓋錠前は大形の鐵製錠を用ひてゐる。興味ある點は蓋の内面に墨書で次の文が記載されてゐる事である。即ち

大和國山邊郡

布留大明神

御鏡唐櫃也

應安二年己酉

十二月廿五日

一和尚尊學房

時年預道眞房

時忌火 宗友

富堂

小田中

指柳

佛淨房

之に據れば本品は本社に所藏せられた鏡櫃である事が知り得られる。應安二年は北朝の年號で、南朝の正平廿四年に當る。即ち櫃そのものも相當尊重すべき品であるが、こゝに收められたといふ鏡が如何なる物であつたかは一層注意すべき點である。現存する甲冑にはそれに該

當する物を他に認めないから、或は色々緘鎖の一部(兜か袖等)が完形を有してゐた頃使用せられた物ではあるまいか記して後日の研究を俟つ事とする。

(一)其他の甲冑(圖版第一二・一三参照)

次に以上の外古來神庫内に收められた甲冑數領を存してゐる。合せて簡單に記述して置かう。一は寶物臺帳六四號に登録されたもので、今兜のみ一個を存してゐる(圖版一二の下部)。鉢は阿古田型で前後徑七寸四分左右、徑六寸三分、高さ四寸二分、十六間無星全體黒漆塗、頂邊の孔は徑六分七厘、八幡座の金具は四段で中二段は菊座である。眞向には三本、後背には二本の劔形座を附し、笠標は菊の座金にとりつけられ響の孔は左右に一對づゝを有する。又眉庇は周圍を覆輪し、中に獅子と龍文の畫革を張り、三光鉾を打ち、且つ鉢とほゞ垂直に附けられ、なほ腰卷には三個の銅鐙が垂れてゐる。鞆を缺く。

次に登録番號なく一個の鐙櫃に納められた甲冑がある。兜は圖版第一三に示した如く大圓山で前後徑七寸八分左右、徑七寸二分、頂邊孔徑一寸二分、八幡座は破損して金具を失してゐる。八間革張黒漆塗で星は眞向に三筋あつて五個宛、左右の六間は六個、後は星を打たない。内面は黒塗で後世修繕を加へた痕を認める。その他鞆、肩庇を缺く。今甚だしく破損してゐるが、その形式から見てほゞ鎌倉時代におくべきもの、前述の色々緘腹卷の兜より一層年代の溯るべく、本社現存古甲冑中最古に屬するものと考へ得られる。次にこれに附屬する鐙は喉輪と胸の胸板

のみを有する。喉輪は革製黒漆塗、胸は萌黃緘六段下り、破損甚だしく且つ後世修繕の痕多く明瞭な年代を推察するに苦しむが兜とは別個の物で、時代も亦降る事は言ふ迄もない。

次に貴重品第七號及び第十八號に登録せらるゝ甲冑二領、及び現在渡御祭に使用せらるゝ備品數領とを有するが、何れも何等の由緒を有せず、且つ時代も新らしく破損の個所も多いので省略する。

【註】(1)前主典森照熙氏の筆記による。

(2)關係之助氏談によれば、當時の審査員故川崎千虎氏、故中川忠順氏等と關氏との間に種々議論が交されたといふ。故に關氏は本品が國寶指定後修繕を施して神宮に返還する時、その立場を明かにする爲め、本品に關する氏の考説を記して添附された。今本社に存する「國寶記録」がそれで、本項の記事は多くそれに據つた。

(ト)弓(貴二)

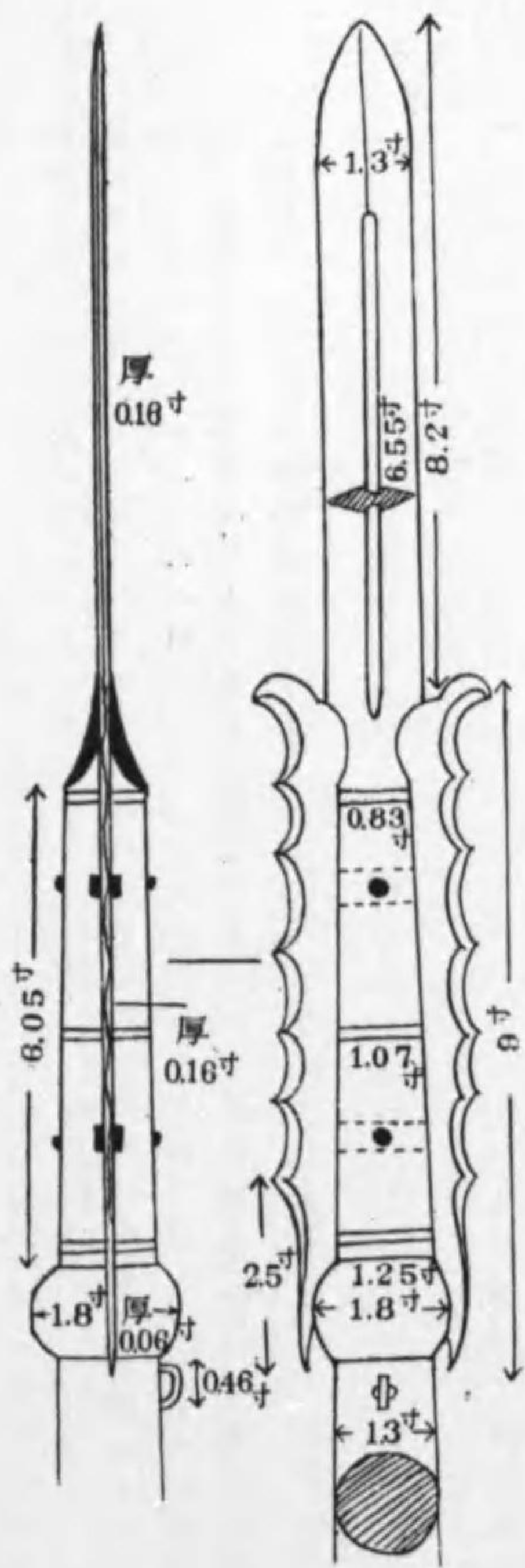
今殘片とも六張を藏し、貴重品二號に一括せられてゐる。何れも弦を缺く、材は木製竹製塗は黒塗赤塗を有する。又弓把を簾卷にした物や、糸で重簾様に卷いた物も存する。中に一個丸木を用ひ、強が上古の遺品に見る形式を有し、其年代も亦相當溯り得るものを見る。

(B) 調度品

次に古來殿内に於て使用せられた各種の調度品及び祭祀用の器具を記述する。

(イ) 梓 (圖版第一四參照)

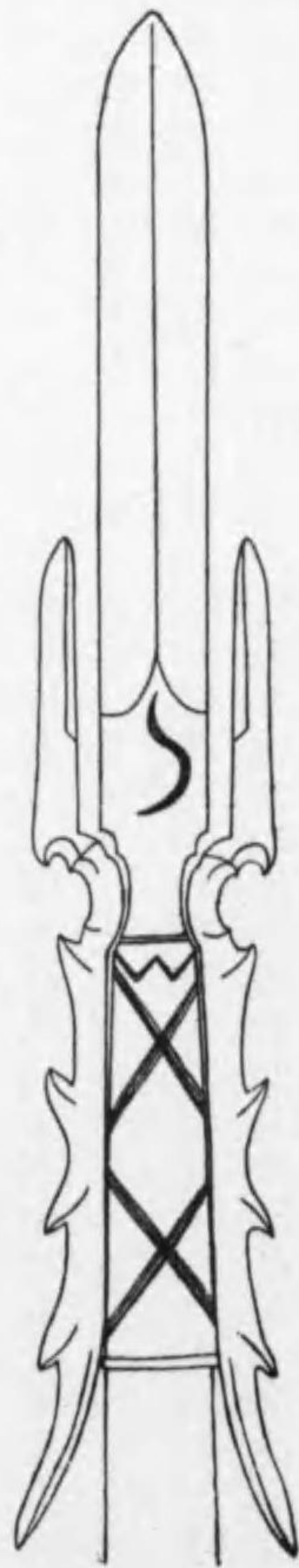
今八本を藏してゐる。先づ圖版第一四の下段右方の物から記述しよう(實六六)。これは古來殿内に奉納せられた物の一で、身の形狀に特異の點を示してゐる。即ち鐵製細形で袋穗を有し更に袋部の兩側に鐵製雲形の鱗とも稱すべき物が附着する。第一九圖の實測圖に示す如く身



圖九一第 有鱗細形鐵製實測圖

は穂尖から關部迄八寸二分、關から袋部下端迄七寸二分五厘、身の上部幅一寸三分六厘、中央巾一寸一分五厘、厚一分六厘、關部巾一寸二分五厘、厚二分三厘を示し、兩面中央に巾二分五厘の樋を穿つてゐる。袋部は圓形を呈し、下端巾一寸三分二厘、表面三個所に二條の浅い刻線を廻らし、その間に目釘孔を二個穿つてゐる。次に左右の鱗は全くシムメトリカルに作られ、二個所の鐵製楔

狀金物を袋部目釘孔の部分に嵌入して固着する。長さ左右共九寸、厚さ一分内外で、六個の雲形突起を出し、上部尖端は反轉し下部は柄の鐔狀突起を覆うて下垂する。なほ仔細に檢すると一見同一と見らるゝ鱗にも若干の相違が認められ、左方の表は右方の裏に同じく、右方の表は左方の裏と等しい。之は恐らく製作に當つて同一の鑄形で作られた物を一は右へ一は左へそのまゝ附着した結果であらうと想像せられる。次に柄は杉製粗削り黒塗で切斷面ほゞ正圓を呈し、總長三尺九寸四分、上部鐔狀突起は球狀で長一寸二分巾一寸八分、下端には石突を附してゐる。



圖〇二第 大山神祇社藏鐵鐔

石突は鐵板を漏斗狀に巻いて釘附けたもので、長さ一寸九分を有する。なほ注意しなければならぬ事は、柄の上端に一個の鐵製耳が附着してゐる點である。

さて以上の有鱗細形鐵鐔適當な名稱がないから暫く假稱するは、從來數多くの鐔の中にも餘り類を見ない形式に屬するのでもとより實用的利器として製作された者ではないであらう。今これを類似の遺品に徴すると、先づ挙げなければならぬ物は、伊豫國大山祇神社所藏の鐵鐔で

ある。第二〇圖に示す如くその形状頗る本品と酷似し、大いさも亦大體一致する。即ち身は双と袋との二部に分け、全長一尺六寸五分、又は中央に鑄を有し(樋はない)厚さ下部に於て三分、袋部は徑一寸五分左右に鐵製逆刺狀の物を附着する。而してこれが他と異なる點は身に裝飾を施してゐる事で、双の兩側には簡單な曲線を、袋部には菱目形を金象嵌してゐる。この點に於ては七枝刀と比較せらるべき物である。柄は藤蔓卷の木製を用ゐる。本品は古來神體同様、にせられ容易に見る事が出来なかつた物蓋し同社を大山積御銚大明神と呼んだ根據は之に基いたものであらうと思ふ。次に大和國大神神社にも之と似た銅銚が存するが、之は銅製であり且つ鱗狀突起も上述の二例とは同一の物でない。

以上何れも古來の大神に所藏せらるゝ物で、殊に大山祇神社所藏の分は、その形式に於いても傳來の由緒にも著しい共通點が存在することを興味深く思ふのである。なほ他の遺物に徴すると、今適當な類例に乏しいが、古來舞樂に用ゐられた梓の中にやゝ似た形式が存するやうである。即ち信西古樂圖記載の案弓字に於いて、又舞樂圖説に見える秦王破陳樂に於て、把持する銚身が一方に逆刺を有する物で、その制やゝ本品と類似し、又片鎌槍とも連絡を示す如き物であるのは、我々に何等かの暗示を與へるものではあるまいか。

次に本品を通じて思ひ合さるゝ事は、上代古典に散見する、比々羅木之八尋矛である。これは古事記景行天皇の條に倭建命へ下賜せられた例があり、又日本書紀文武天皇條には秦忌寸廣庭が奉獻して伊勢神宮に納められた記事が見える。從來これに關しては、比々羅木を以て作られ

た梓と解し、本居宣長は古事記傳に身柄ともに木製であらうと説いてゐる。然し之を身の形状から命名せられた物と解する事も出来るので、既に高橋博士は、銅銚銅劍の研究中これに言及し、柎を柄とした銚でなく、柎の葉の如く逆刺狀突起を有する幅濶の銚であらうとし、廣鋒銅銚又はクリス形廣鋒銅劍及び平形銅劍等の儀仗的遺品を之に充ててゐる。なほ之と合せて、筑紫將士軍談所載の太宰府より發見せられた比々良木の葉形を彫つた鎔范の記事は頗る興味深い事であるが、不幸にして、その實例を存しないので、具體的な證左とはなし難い。銅銚銅劍と本品とが直接何等かの關係に立つ物か否かについては、なほ攻究の餘地を存するが、銅銚銅劍の或物に身に一個又は二個の逆刺狀附加物を有し兩者の類似を示す如き物も存するのである。なほ附けて言ふべき事は、比々羅木がその葉の形状から一種除魔の力を有する物とせられた事は、本邦古來の民俗に徴せらるゝ事實であるから、その形状を梓に移した事も單なる模寫以外に、如上の意味をも有したものであるまいか。とまれ比々羅木梓をかくの如く解する時、本社並に大山祇神社所藏の銚が頗る之と類似する物で、蓋しその實物を示すか、或はその遺制によつて作られた物ではあるまいかと考へられるのである。

なほ身に附せられた鱗形状突起が、大山祇神社の物は相當の銳利さを示してゐるが、本品は雲形を呈し寧ろ裝飾的附加物となつてゐる事も注意すべき點であらう。蓋し初めは實用的の逆刺で、其効用を一層有利ならしめた物であらうが、後非實用品となるに至りかくの如く形式化せらるゝに至つた物で、恰も銅銚銅劍に於ける變化と同様利器から祭祀具へ、實用品から非實用品

への道程に於ける一現象を示すものではあるまいか。最後に本品はその製作年代は詳にし難いが、上述の理由により相當年代の溯り得るもので、六又棒や日楯に次ぐ品であらうと推定せられるのである。

次に圖版第一四の(1)は同様鐵身木柄品で、身は劔形を呈し、關に近く左右二個の袂入を見る。身長一尺一寸五分、莖長四寸五分、身巾上部で二寸一分、關部一寸四分、厚さ中央部一分八厘を示し、目釘孔は無い。即ち身は頗る薄手で所謂廣型鐵鉢と稱すべき物である。なほ柄は杉材粗面黒塗で、總長五尺五寸三分、上部の断面は楕圓形を呈し、長徑一寸五厘、短徑九分五厘、下部は略圓形となり、徑一寸一分五厘、鐺狀突起は長さ一寸六分五厘、巾一寸八分、一面に釘が折れ込んだまゝ存する。下端の石突に當る部分は單に圖の如く削つたのみで、金具を附着せず、長さは一寸八分五厘である。次に第(2)は身の形式や、異なり、鋒部は圓味を帯び、關に近い部分左右に複雑な袂入を存し、且つ一對の猪目形透しを作つてゐる。身長一尺八寸五分、巾鋒部に於いて一寸八分、關部八分五厘、厚さ約二分である。柄は木製で、總長五尺五寸六分、巾一寸二分、断面楕圓形を呈し、鐺狀突起部は圓形で、徑一寸七分、其直下に壺金を附着し、下端には石突を附けない。次に(3)は身形や、細く、關部に(2)と類似した袂入を示す。總長一尺一寸六分五厘、巾鋒部一寸五分五厘、厚さ約二分、柄は杉材、總長五尺五寸九分、巾は一寸一分、断面圓形、鐺狀突起部は棗狀をなし、長二寸巾一寸七分五厘、石突部は筆形に削つてゐる。(4)は身の鋒部、廣く先端尖り、關部に二個の袂入を見る。身長一尺二寸、巾鋒部二寸二分五厘、厚さ約二分、柄は杉材で、長さ、断面等すべて(3)と同様である。(5)

は身形笹葉狀を呈し、關部左右に袂入を見る。身長一尺三寸二分五厘、巾鋒部二寸、厚約一分五厘、柄は杉材、總長五尺三分五厘、巾一寸一分、断面圓形、鐺狀突起は球形を呈し、金粉を塗り、石突は漏斗狀鐵板を纏いて釘附けし、且つ柄の上より約三寸下部に壺金を嵌入する。(6)は同様笹形で、關部に簡單な切込みを附し、總長一尺三寸二分、鋒部一寸九分、中央部一寸九分五厘、厚約一分七厘、柄は杉材、黒塗、總長五尺四寸七分、巾一寸三分、断面圓形、鐺狀突起部は腐朽し、石突部は筆狀に削つたまゝ、金具を附着しない(以上寶六七)。(7)は全部杉製で、黒塗、身の形狀(2)(3)に類似し、中央表裏に劔形彫刻を附する。身長九寸八分、巾鋒部一寸七分、厚約七分八厘、劔形彫刻の長さ六寸、柄は半を缺損して竹を補つてゐるので、全長は判明しないが、現存長二尺九寸八分、巾一寸二分五厘、断面圓形、鐺狀突起は棗形で、長二寸巾二寸五厘、以上の七本は何れも祭儀用の物で、且つ(1)と(7)は古來殿内に奉安せられてゐた。その年代は何れも近世の製作に係る。

【註】(1)柴田常惠氏「大山祇神社大鏡」(圖版一〇・一一)

(2)大神神社編「三輪叢書附錄寶物目錄」

(3)高橋健自氏「劍鋒鋼劍の研究」第八章「分布と型式との關係」

(四)狛犬 (圖版第一五參照)

三軀を存するが、一軀は單獨で他は一對を成してゐる。單獨の方は高さ一尺五寸巾八寸五分

木彫で全體に彩色を施した物が、今は剝落して所々に胡粉を残してゐる。脚部及び面部その他は缺損を示し、殊に組合せられた前身と後身とは分離し、爲めに鋸を以て固着せしめてゐる。併しながら姿態並に彫法は相當の優秀さを示し、年代は室町時代或は鎌倉時代末迄溯り得るであらうと思はれる。木製臺は、長さ一尺一寸一分、巾六寸、厚一寸八分、後世の製作に係り、裏面に左の墨書銘が存する。

享保三年戊辰四月二十三日

カンヌシ向治部代

大工木堂村彦七

蓋し修理の年代を示すもので、臺はこの時に作られたものであらう(貴二五)。

次に一對の方は何れも木彫で、一は高一尺六寸巾一尺四寸、左方後脚を缺き、一は高一尺六寸六分巾一尺三寸五分で、右方後脚を缺いてゐる。共に彩色鮮かに残り、姿態彫法等から徳川時代の作と思はせられる(貴二六)。

(六)木製高杯(貴三四) (圖版第一五參照)

全て一一本を存する。中三本は古く他は後世の作に係る。三本中の一に就いて見るに圖版第十五の如く黒塗で、總高一尺七分上部は方形を示し角は入角をなし、更に框縁を附す。巾中央徑一尺二寸四分五厘、厚五分八厘(中三分三厘は框縁)、上面内部を朱塗框縁を黒塗とする。今左

右の一部を缺き別個の物を附して補つてゐる。次に脚部は圓柱形で長さ七寸二分、徑上部一寸五分五厘、下部一寸九分五厘最も細い部分一寸五厘で、且つ下方の臺に接して二個の短冊形孔を穿ち臺部へと連続する。もと黒塗であつたらしく、今は剝落してゐる。次に臺は直ちに脚に接して附着し圓形で高さ二寸八分、巾七寸一分五厘同じく黒塗である。而して上部裏面に朱書で左の銘文を記してゐる。

布留社御高杯十四本之内

應永廿三年丙寅六月一日

即ち本品の製作年代は應永廿三年で、とも十四本を存した事實が知り得られ、且つ全體の形狀均整優雅その絶對年代と一致してゐる。他の二本も破損してゐるが同様の製作で、且つ同年月の記録を有する。因に有銘の高杯は他にも存し、大和國大神神社には延元三年在銘の物があり、その他春日、石清水等には之に比すべき高杯が存して、好い比較資料を残してゐる。次に他の八本は形狀は何れも同一であるが製作拙劣恐らくは應永在銘の物に擬して後世製作されたものと、いふべきで、特に記すべき點はない。

(三)唐櫃 (圖版第一六參照)

二合を見る。一は既に甲冑の部に於いて記した應安二年在銘の物(第一八圖參照)、二は圖版第一六に示すもので、五部大乘經を納めた物である。これは檜材生漆塗、身の巾二尺二寸六分、高(脚

共二尺一寸前後に四個宛左右に一個宛の脚を附ける。而して前面には裏書で「前 五部大乘經箱也」と記し、後には

後 布留大明神

明 德三年壬十一月卅一日 □□□□□□

と記してゐる。

(C) 樂器

(イ) 鼓胴(貴二八二九三一)(圖版第一六參照)

全部九個を遺存してゐる。その形状大いさ各々差がある。今左に概略の寸法及び特徴を記することとする。

- 1 高一尺二寸一分 上部徑五寸八分 樺製黒塗最も大形且つ古色を帯ぶ(圖版右より三番目)
- 2 高一尺一寸五分 徑四寸八分 樺製黒塗(圖版右より四番目)
- 3 高一尺一寸 徑四寸五分 樺製黒塗(圖版右より二番目)
- 4 高一尺六分 徑四寸九分 黒塗なれど筋目に朱を塗る(圖版右端)
- 5 高一尺三分 徑四寸七分 黒塗(圖版左端より二番目)
- 6 高八寸五分 徑三寸三分 黒塗

- 7 高八寸四分 徑三寸四分 黒塗
- 8 高八寸四分 徑三寸三分五厘 黒塗面に金字を以て奉納 山邊郡備前村上田安右衛門と記し、その内面に花押を書してゐる(圖版左端)。
- 9 高八寸四分 徑三寸三分 黒塗蔓草金蒔繪内面に奉寄進神樂鼓油屋治郎左衛門 敬白と記す。

右の中(1)より(7)迄は、臺帳によれば古來祭禮に使用した物と記してゐる。何れも相當の年代を有するが、中にも第(1)の如きは形状その他の點から年代の溯り得るものと思考される。

(ロ) 鞆鼓胴(貴三〇)(圖版第一六參照)

一個。長一尺二分、徑(上下共)五寸四分、中央徑五寸六分、胴の中央上下に徑三寸の孔を貫く、材は樺、全體に彩色を施したらしく、今所々胡粉を残し、文様は上下に珠文帯を廻らし、次に二條の平行線があり、他は唐草文と思はれるもの、朱を朱書してゐる。臺帳によれば同じく古來祭禮に用ゐたものといふ。

(ハ) 琵琶胴(貴三二)

一面。楓製で片面を剝落する。長二尺九寸九分、最も廣い所一尺二寸九分。

(三)大和笛(貴三三)

二管。一管は黒塗で六孔長一尺五寸一分他は長一尺一寸四分七孔糸を纏く。

(D) 扁額

(イ)繪額 (圖版第一七・一八・一九參照)

一對づゝ二面を存し、一は神庫内に納め一は拜殿に掲げてゐる。前者は圖版第一七の上部に示す物、木製で縁を附着せず、且つ相當破損されてゐる。總長一丈九寸三分、幅一尺一寸三分、厚九分五厘を有し、一面に二個宛の鐵製の金具を上縁に着けてゐる。一面のほゞ中央に

奉忌迂會馬□□□

永享二年八月一日

の墨書銘が残つてゐる。畫の筆者は狩野光信と傳へられてゐる(貴二二)。後者は圖版第一八の下に示すもの、同じく木製であるが周圍に厚い縁を繞らし、且つ菊及び唐草の座金物を打つ。總長一丈一尺五寸五分、巾二尺二寸八分、縁の巾一寸九分五厘、厚一寸九分(内區の厚八分)。而して一面の表には「奉掛布留社祭禮圖繪」と記し、他面には「貞享四年(即)稔八月九日、木堂村、山口村、守目堂村」とあり、且つ「藤原英信筆」として筆者の落款を捺押してゐる(寶五五・五六)。

兩圖とも古來の渡御祭を描いた物、前者は狩野光信筆とし、後者は言ふ迄もなく藤原英信の筆である。前者は磨滅甚しく爲めに圖様並に筆法の正確な判別は下し難いが、局部々々のやゝ見

るべき部分をとつて見ると、圖版第一七及び一八參照、田樂を舞ふ法師や騎馬の人物等、何れも筆力豊かな狩野派の畫風を示し、彩色亦絢爛畫中の人物は何れも動的狀態を示し相當優秀な作である。後者は時代の新しい爲め、毀損の個所少く、よく當時の渡御祭の狀態を窺ひ得る點は興味を引くが、畫風筆法に於いては當然前者に一疇を輸すべきである。描かれた人物には、俗人僧侶(別當)神職、田樂法師、騎馬の弓持、走馬等五十餘人、渡御の行列が見え、そゞろにそのかみの盛事を想見せしめらるゝのである。渡御祭の起原については明瞭でないが、石上振神宮略抄によれば、白河天皇の永保年中勅して神門を改めて拜殿を造營し、仲冬中寅日に臨時奉幣の式典が行あり合せて歌舞十列、走馬等が行はれた。これが渡御祭の起原で、以後毎年九月十五日に行はるゝに至つたといふ。因に現在に於ては十月十五日に行はれ、氏子一同の最も熱誠を籠むる祭禮であるが爲め、大祭に加へてゐる。今その折の行列を參考の爲めに記すると、

- 先拂 大紋烏帽子 二人 太鼓 白丁 警察署長 騎馬 區長 騎馬 花弁(青) 雜兵一人 區長 騎馬 花弁(黃) 雜兵一人
- 區長 騎馬 花弁(赤) 雜兵一人 錦旗 白丁 錦旗 白丁 猿田彦 騎馬 幣 赤衣公一人 梅枝 赤衣公一人
- 伶人 直垂 辛櫃 白丁 村 奉幣稚子 騎馬 神饌司 淨衣 神職 騎馬 傘持 白丁一人 眞神 白丁 御
- 楯 直垂 御楯 區長 御柞 區長 御柞 區長 御弓 區長 御矢 區長 御太刀 區長 御太刀 淨衣
- 御翳 白丁 御翳 白丁 御風聲 白丁 御臺 白丁 御臺 白丁 神馬 白丁 御錦蓋 白丁 駝鳥 白丁
- 一人 宮司 騎馬 口取 白丁一人 傘持 白丁一人 風流傘 二人 麻籠 白丁 麻籠 一人 稚子 數人

現在寶物の調査

七七

神職 騎馬 傘持 白丁一人 神職 騎馬 傘持 白丁一人 區長 騎馬 花棒 (白) 雜兵一人 區長 騎馬 花棒 (白) 雜兵一人 區長 騎馬 花棒 同 雜兵一人 區長 騎馬 花棒 (紫) 雜兵一人 郡長 騎馬 町村長氏子惣代 騎馬 順次

なほ附けていふ。前述樂器の部に記した鼓胴や鞆鼓胴又は鉦及び弓等はこれ等の祭禮に際して使用されたものゝ一部であつたと考へ得られる。

(ロ)神號額 (圖版第一九參照)

今破片とも數個分を有し、何れも甚だしく破損してゐる。先づ全形を窺ふに足る一として、圖版第一九を挙げよう(貴二一ノ一)。全部木製で地板は内外二區に分ち、内區は堅二尺五寸、横一尺八分、黒塗で上に金銅板型抜を以て、岩上大明神の五字を附す。次に朱塗の縁を置き、四四個の珠文帯を廻らし、更に縁を附して此處から斜に縁を取り付けてゐる。縁は周圍四個より成り、何れも上部に雲形彫刻を施し、上下の二面は中央に圓形左右に一個宛の猪目形を刻し、左右の二面は三個の猪目形を透彫とする。なほ他の例によつて、下部は左右に雲形の足が延びてゐたであらうと想像する事が出来るし、又全體に亘つて何等かの彩色を塗られたであらうと思はれるのであるが、明瞭に判斷する事は出来ない。但し外區の珠文は他の例によつて金箔を置いた事が想像される。

次に同じ木製の神號額が存する。破損甚だしく且つ文字銅板珠文等も剝落して居るが、稍々大形である他はその制全く前者と同一で、且つ縁の下部に雲形の脚を附してゐる(貴二一ノ二)。

なほこれと同製品の縁の残片が三個を存する(貴二一ノ三)。以上は本社所藏の扁額中や、時代の湖るもので、蓋し室町時代頃と思考せられるが、その使用は鳥居か又は拜殿に掲示されたものであらう。

次に社傳空海の書と稱せらるゝ神號額面が存する(寶五四)。銅製で堅五尺三寸、横四尺四寸、中央に銅製疊文字を以て、岩上大明神と置き、更に銅網を覆ふ。もと樓門前の鳥居に掲げられてゐたが、今は拜所に懸けてゐる。なほこの外何れの地板に附するか判明せぬが、神號額所用の金銅型抜文字残片四個を存する、大「石」明の三字のみ判明する。

(E) 其他

傳世品中以上の分類中に洩れた物を一括して左に記述しよう。

(イ)嚴瓮(寶五八) (圖版第二〇)

陶製大甕と稱すべき物、社傳及俚人の談によれば、往古現在の酒殿趾より發掘されたといひ、又は天より飛來したとも記してゐる。酒殿趾は本社南方鳥居を隔て、丹波市町に至る參道の左側樹木鬱蒼たる地で(第二一圖參照)、江戸時代の古圖と思はるゝ物には、明に殿舎の存在を示してゐるから、建築物が廢毀されたのは近代の事であらう。勿論本品を天來物とするのは後世の假託で、俚人といふ如く酒殿廢址より發掘されたものであらう。殊に口縁部の毀損は本品が口

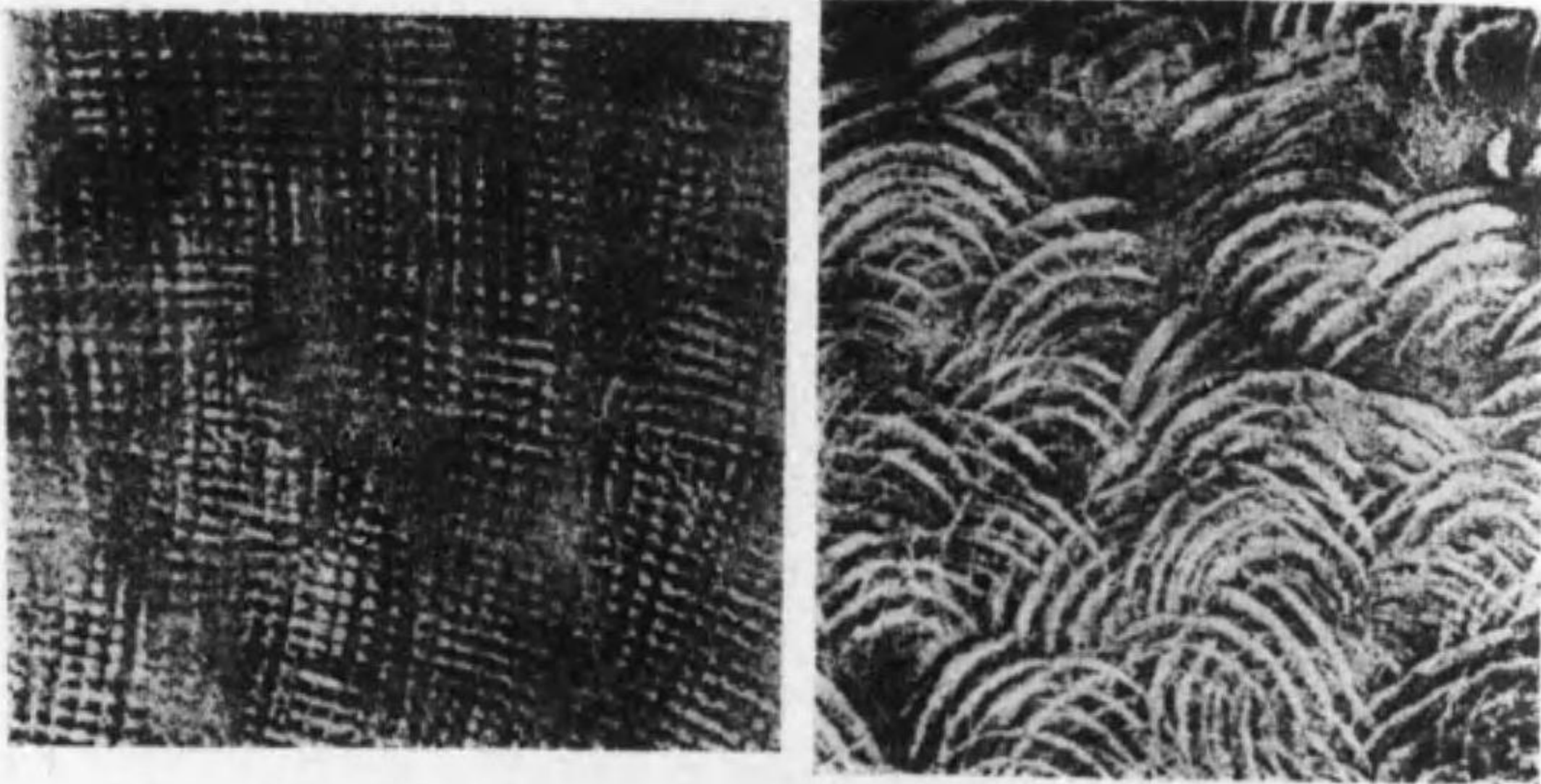


酒殿跡 圖一二第

八〇

を上にして埋没されてゐた爲發掘の際又は埋没中に受けたものと推定する事が出来る。甕は普通「齋瓮」と汎稱する陶器に屬し、原史時代の古墳或は住居跡等から發見される物と全く同一物である。但し其形状の大なる點は異とすべく他に多く類品を見ない。高三尺二寸六分、胴部徑三尺五寸、胴圍一丈八寸六分、頸部短く上部は外方に反轉し、底は丸底で、且つ大形な爲め所々に燒歪が見え、又肩上部には吹出袖藥が附着する。全體表面には第二十二圖の如き敲文を内部には渦文を附する。之は大形壺類に往々見られる製作時における手法で、朝鮮に於ては現に同一手法が行はれてゐる。

甕は「甕」（甕）「甕」（甕）と書し、和名類聚抄十六に「甕本朝式云一美加、今案晉長一音伏、見唐韻辨色立成云大甕和名同上と見え、古來酒等を盛る容器に使用され



現在寶物の調査

酒美文標拓影 圖二二第

た事は、古事記應神天皇條に「甕酒」とあり、播摩風土記、印南郡條に「瓶酒の落ちた所を「瓶落」と稱する等を始め諸所に用例があり、且つ祝詞にも「甕上高知甕腹滿並」の句が存し、神酒を盛つて神に供した事は疑ひのない事實である。蓋し本品も往古祭祀に當り酒殿に於て醸した酒を容るゝ容器であつた事は、ほゞ斷定して差支あるまい。延喜式神祇卷四時祭十一月新嘗祭の石上社一座の神稅中に「甕水瓮山都婆波小都婆宮酒垂匱等から酒稻五十束を擧げてゐるのは本品と直接な關係を見る事は出来ぬが、何等かの傍證となり得るであらう。因にいふ本品は大正天皇御即位禮に際し、萬歲旗の上部に神武天皇御東征中の故事によつて、嚴甕と年魚とを刺繡された時、嚴甕の標本として採用せられた事は、又別な意味に於いて光榮とせねばならぬ。

(ロ)銅板御正體(寶二七)(圖版第二一參照)

臺帳には明治十三年五月禰宜弟子丸弘喬の寄附となつて居るが、森照熙氏の言ふ所によれば古來殿内の神座に奉安せられた物が明治五六年の頃神佛分離の爲め佛體取除きの際本品は衣冠を着する所から特に存置したといふ。右に信を置くならば古來懸佛類と共に殿内に奉安せられたものゝ一であつたと想像する事が出来る。圓形銅板に同じく銅製打出の神像を附し、上方左右に二個の蓮花蕾形紐懸をとりつけてゐる。重量四十一匁板の徑五寸八分、先づ神像は倚子に胡坐して拱手し、衣の一部は前に長く垂れ、顔面(鑄物)は斜に右を見る。なほ仔細に檢すれば板地には銀を神像には金を置いたらしく今僅かにその痕をとどめてゐる。臺に二個、衣に二個の鉾を附し、衣文は線彫で表はし、手には笏を持してゐたであらうが今は失はれてゐる。背後の倚子が恰も鳥居と同様な形状を示し、笠木及び束を有するが如く見えるのは、或は轉じて鳥居の意味を附したものであるかもしれない。さてこの圖様は古く肖像畫に見えるもので、例へば大和多武峯神社藏の藤原鎌倉足、同不比等の像等は、~~其の~~顯著な類例であらう。又圖様はやゝ異なるがこれを懸佛式にあらはしたものは、伊豆國賀茂郡松崎町下之神社の毛彫像や、大和大神々社藏の毛彫御正體等往々類例がある。最後に本品の有する年代は相當測るもので、恐らく鎌倉時代初期と見る事が出来よう。

(六)白河帝王御判(寶九)

古來白河天皇の御書判として傳來せられた物、木製笏形を呈し、長さ四寸二分、巾上八分六厘、下

一寸四分五厘、厚上五分、下四分、一面に左文字で「布留社押」と陽刻してゐる。勿論書體その他の點から白河天皇當時の物ではなく、天皇と本社との密接な關係を示す爲めに作られたものであらう。前述寛政四年の寺社寶物展閱目錄中にも之れを載せ、且つ朱書で「社家杯之花押を木板に仕候物と相見候」と記してゐる。現在は惣黒塗箱(堅四寸五分、高二寸四分五厘、巾二寸)に收め、更に赤地菊紋様金襴裂地に包み、なほ桐製の外箱に容れて秘藏してゐる。而して黒塗箱には蓋に金蒔



第三二圖
白河天皇御判

繪で「白河帝王御判」と記し裏に朱塗書で「願主上田氏右衛門貞享二年刀三月吉日」と記した物を故意

に削除した痕が見える。或は本品は貞享二年頃作製奉納されたが、後世年代を隠蔽せんが爲めに故意に削つたものとも想像出来る。

(三)棟札 (圖版二・二・三参照)

臺帳に登録する物一三枚、その後調査の結果未登録の物が一四枚發見され、合せて二七枚を存

する。今叙述の便宜上年代を逐うて個々の内容を記さう。

一 貞治三年造立棟札(貴二四) (圖版第二二(1))

形式 長方形(下部左端に切込あり)

寸法 長三尺三寸三分、巾上五寸七分、下五寸厚五分

木質 杉材

記文

(表) 奉造立□□

聖願坊 忌火家支

貞治三年辰甲六月 日

(裏) 文なし

釘孔 三個

二 文明二年修葺棟札寫 (圖版第二二ノ(2))

形式 長方形

寸法 長三尺八寸三分、巾上七寸二分、下七寸厚三分

木質 檜材

記文

元文五年相改 文明二年 庚三月六日 慶安三年八月廿二日 萬治四年春二月 貞享元年子甲

(表) 文明二年御修葺寫之札

癸卯月吉日 秀快寫之
己卯月吉日 相知レ候通書寫スル者也

(裏) 文明二年庚三月六日

當社拜殿三方 葺主人數卅六人 桃尾 學賢房
檜皮葺修理之 二月五日假殿作 聖三人 内山 堯聖房時之衆中
事始同十日下午遷 宮在之自廿二日葺 番匠人數十六人 中筋 定勝房
初三月六日棟農同 日上遷宮在之

タムラ 定春房 九テウ左近
タヘ右馬 カハタ右馬
マカタ 衛門 ヒヤウトパウ刀禰
スカタ 治部 トヨキ刑部
ヨシタ 左近 タキノシヨウ 衛門
シヤウヤシキ右馬 キトタウ 衛門

番匠 タムラ 孫四郎大夫
葺主 ナラモチドノ 孫太郎

三 永正十三年寶藏造立棟札(貴二四) (圖版二二(3))

現在寶物の調査

形式 山形長方形(上部を缺損す)

寸法 長四尺二寸三分、巾下六寸五分、厚六分

木質 檜材

記文

(表) 上棟布留社御寶藏壹字奉造立忌火殿

當聖之分	桃賢圓坊	內山圓坊	中筋長坊	尙一和尙	淨泉場
豐井延坊	田郭部殿	庄屋敷殿	大田馬殿	指左柳殿	柳形部殿
九形部殿	田村門殿	田治部殿	磯之近殿	平右近殿	川助播殿

別所 右馬殿

永正十三年丙子卯月二十日 大工藤原國次 藤原家次

(裏) 文なし

釘孔 五個

四 永祿七年寶藏上葺棟札(貴二四) (圖版二三(4))

形式 山形長方形

寸法 長中央二尺九寸八分(右二尺九寸二分、左二尺九寸三分) 幅八寸六分、厚六分

木質 杉材

記文

(表) 大和國布留社寶藏上葺上遷宮 永祿七稔子七月三辛亥刻

浦	浦	浦	浦	浦	浦
衛門	衛門	衛門	衛門	衛門	衛門
彌宜行司治夫衛門	時使	番匠	タ	新	ハ
右馬形夫	東衛門	瓦仕	松	宗	衛門
桃尾	長春	長男持	幡嘉	井戸堂	九條
中筋代	淨賢	田村	治部	田井庄	同衛門
		右馬	同	指庄	柳司
					三彌次郎衛門

諸大工者無之者也

釘孔 四個

五 慶長十二年白山社造營棟札(貴二四) (圖版二三(5))

形式 長方形

寸法 長一尺一寸九分、巾上五寸三分、厚約九分

木質 檜材(全體に手斧目あり)

現在寶物の調査

記文

慶長十二年丁未九月十三日新造也

七 雜即誠七福即生鄉内繁昌諸人
山邊郡 太平殊者當施主各々息災延命萬
願成就圓滿新也
白山權現 上遷宮春日社禰宜藤原神守 敬
秀能井 同協時守 白

(裏)

大福貴圓滿
壽命長遠祈

民部大輔

六 寛文十一年寶藏上葺棟札(貴二四) (圖版二三(6))

形式 山形長方形
寸法 長中央四尺右三尺九寸四分
左三尺九寸六分 巾上七寸三分下六寸九分厚五分五厘

木質 杉材

記文

森 忌火
畑 右馬
宋 衛門

(表)

大和國布留社寶藏上葺上遷宮寛文十一年辛亥十一月六日亥刻

社僧内山 丹波市 清右衛門
覺印 庄屋數 又右衛門
指柳ホリノ内 衛門

(裏) 文字なし

釘孔 一個

七 貞享元年拜殿上葺棟札

形式 長方形

寸法 長三尺八寸二分巾五寸九分厚三分

木質 檜材

記文

貞享元年時代

(表) 奉上葺布留御拜殿兩妻

子甲卯月吉日別當

(裏) 貞享元年 子甲卯月吉日

現在寶物の調査

庄屋數 中西十郎 抑玄萬治四年春上葺雖有是棧貳拾四回之奉
別所 菊田善藏 秋經テ破損及故今上葺事改舉但去奉行者河
丹波 かうしや藤三郎 原城村之六右衛門彼者尤當社之別當也且又
田村 南又太郎 也勝テ可言賢人哉故暫當座之雇人也
三島新四郎 大工 藤原三右衛門 忠次郎

釘孔 四個

八 貞享二年寶藏遷宮棟札(貴二四)

形式 山形長方形

寸法 長中央五尺九寸九分(右五尺九寸四分)幅八寸五分(左五尺九寸二分)

木質 檜材

記文

貞享貳巳年 社僧内山廻向院玉寅 瓦仕三輪左平次 瓦菊印

(表) 奉上葺布留社御寶藏御遷宮治部忌火 大工木堂村森田善太頁家次

十一月吉日

時之別當造是 別所萩村善藏 丹波市譽屋藤三郎 銅屋 田村南又太良元山 今井莊左衛門 三島五新九良

(裏) 文なし 釘孔 一個

九 貞享四年若宮拜殿上葺棟札 (貴二四)

形式 山形長方形

寸法 長中央三尺四寸一分(右三尺三寸七分)巾五寸一分厚三分

木質 杉材

記文

貞享四年 時之社僧向山廻向院玉寅

葺師南部治兵衛

(表) 奉上葺石上若宮并拜殿右者依雨乞御遷宮高野右馬大工木堂村森田善太郎

九月廿八日 時之別當

萩村善藏 丹波市藤三郎 飾屋南都東向宇兵衛 北新九郎 南又太良元山

(裏) 文なし

一〇 正徳三年拜殿上葺棟札

形式 山形長方形

寸法 長左右三尺三寸巾上七寸五分下七寸六分厚九分

木質 檜材

記文

正徳三年時代

(表) 奉上葺破損御拜殿四方

巳卯月吉田別當

吉田 抑去貞享元年奉上葺雖有是議三十回之春秋ヲ經テ破 損及故今上葺事改舉但去奉行時之年預兩人吉田村 右馬別所村治右衛門當社別當也 同作兵衛 治所 大工木堂村藤原住森田又四郎

屋根師南都森本五兵衛 弟 甚兵衛 同 吉兵衛 弟 庄 七

現在寶物の調査

時之社僧桃尾山阿彌陀院
弟子 圓順
十九歳書之

(裏) 正徳三年巳癸卯月吉日

釘孔 二個

一一 享保十八年拜殿修補棟札(貫二四)

形式 山形長方形

寸法 長中央二尺八寸二分(右二尺八寸
左二尺八寸一分) 巾上三寸四分下二寸九分厚二分

木質 杉材

記文

(表) 享保十八癸巳年 箱本圓觀春 棟梁木堂邑 葺師南都南魚屋照町
鎮守拜殿修補 時夏供養深 大工泉州 與兵衛 同同利兵衛 清基字兵衛 六六衛
六月吉日

(裏) 文字なし

釘孔 二個

一二 元文五年拜殿上葺棟札

形式 山形長方形

寸法 長左右四尺二寸巾六寸八分厚一寸
木質 檜材

記文

(表) 元文五年庚申 當社拜殿御修葺七月廿八日假屋作事始壬七月廿二日下遷宮在之同廿四日作事八月廿八日棟工數凡百餘日葺立ハ壹坪ニ付四拾枚葺
奉上葺御拜殿 八月吉日
番匠藤原住木堂村 森田善太郎
同村 上田武兵衛
桃尾隨議秀快
三島村清兵衛 葺主南都魚屋町
豊井惣右衛門 ひわたや利兵衛
田村治右衛門

庚申

(裏) 大和國布留社御修葺之札 元文五年八月吉日

釘孔 三個

一三 安永三年修葺棟札(貫二四)

形式 山形長方形

寸法 長中央三尺九寸八分(右三尺九寸一分
左三尺八寸八分) 幅上六寸下六寸二分厚六分

木質 杉材

記文

天長地久五穀成就郷内安全氏子繁昌祈所彌宜東衛門
神之庄浦之坊 大工木堂村
神宮寺 與兵衛
現在寶物の調査 九三

(表) 奉修覆御遷宮神主中忌火

郷内氏子中 年預西井戸堂村兵藏 稲葉村 吉田村 吉田右衛門

安永三年甲午七月十二日

同 森右馬同新庄村源吉

(裏) 文字なし

釘孔 三個

一四 安永六年若宮上葺棟札(貴二四)

形式 駒形(下部左端を缺く)

寸法 長中央二尺三寸八分(右二尺三寸一分)巾上三寸九分下現存二寸六分厚二分

木質 杉材

丙安永六年中村忌火彌宜森右馬年預北田祐森口左近

(表) 奉上葺石上若宮御遷宮東衛門郷内五穀成就息 延命祈攸

西六月十七日 時社僧上之庄村藏之坊大工木堂村與兵衛

(裏)

葺師南都 杉皮屋 藤七

一五 安永八年修覆棟札

形式 山形長方形

寸法 長左右三尺二寸巾五寸八分厚八分

木質 檜材

記文

己安永八歳 神主 東忌火

(表) 奉修覆天下泰平郷内安全

亥八月吉日

同 彌宜 森右馬部 使天 忠次郎	同 三北田祐 同 利兵衛 丹波市村庄屋
同 井戸堂村 同 井戸堂村庄屋	同 嘉幡村庄屋
同 森口左近村 同 井戸堂村庄屋	同 井戸堂村庄屋
同 指柳村 同 井戸堂村庄屋	同 井戸堂村庄屋
同 堀内衛門 同 井戸堂村庄屋	同 井戸堂村庄屋
同 神宮寺社僧 同 井戸堂村庄屋	同 井戸堂村庄屋
同 上ノ庄村 同 井戸堂村庄屋	同 井戸堂村庄屋
同 藏之坊 同 井戸堂村庄屋	同 井戸堂村庄屋

大工棟梁 木堂村 森田善太郎 同 助六人
 葺主 郡山奈良町 市郎兵衛
 葺主 南都魚新町 利兵衛

釘孔 四個

【備考】なほ同年同月の棟札一枚を存するが、その文字甚だ亂雜且つ「庄兵衛大まら」「庄兵衛きん」
 たま大きんたま等の惡戯的の文字を見る。恐らく何人かの戯作であらう

一六 寛政十年修覆棟札

形式 山形長方形

寸法 長中央三尺五分(左右二尺九寸七分)巾六寸九分厚五分

木質 杉材

記文

現在寶物の調査

寛政十年年 時神主 森忌火同社僧 内山龍藏院 四天佐七衛

(表) 焚字 奉修覆本社御裏天下泰平五穀成就郷内安穩

霜月吉祥日 時彌宜 向治郎 河原城村 河村六右衛門

吉田村 門脇小右衛門

(裏) 焚字 南無賢空地神 南無五帝龍王

與諸眷屬 侍者眷屬

大工請負 木堂村棟梁 善太郎
檜皮葺請負 南都新町 檜皮屋利兵衛

釘孔 二個

一七 文化八年上葺棟札

形式 山形長方形

寸法 長中央二尺三寸八分(左)二尺三寸(中)四寸八分厚三分

木質 檜材

記文

(表) 奉納御家根表側上葺棟札

文化八年歲 神主東忌火 二老仲衛門
内山龍藏寺 觀明 四老向治郎 佐七衛

御請負棟梁 南都南魚屋町 檜皮屋利兵衛博信

手間

河州 郡山 南都高天寺
武左衛門 兼治助

三月十六日始り
七月中旬出来

年預

昌中嘉右衛門
北清兵衛
上田兵藏
磯田治右衛門

郡山錦町幸助

同本嘉子守町

同京 高天寺
同高天寺

當歲六月十五日大洪水
其後雨天相續申候

筆者 檜皮屋利兵衛内 高井平八郎儀知

釘孔 二個

一八 文政三年寶藏修葺棟札(貴二四)

形式 山形長方形

寸法 長中央三尺二寸(左)三尺一寸四分(幅)三寸八分厚五分五厘

木質 檜材

記文

(表) 奉修覆御寶藏上遷宮氏子五穀成就祈所

同月清明 申 四月十八日

神主 中村忌火

時之年預 上田兵藏
河村藤右衛門
石西新右衛門

天下泰平 庚 文政三年

大工

木堂村 善太郎
井戸堂村 八
川原城村 嘉吉

(裏)

現在寶物の調査

釘孔 二個

一九 嘉永四年寶庫建替棟札(貴二四)

形式 山形長方形

寸法 長中央五尺四寸一分(右左五尺三寸三分)幅上四寸五分下四寸四分厚六分

木質 杉材

記文

嘉永四歲 時之 社人神主森忌火長榮 時之年預萩村政右衛門
同加 役中村半内 神宮寺内山西之院淨住

(表) 奉上棟御寶庫天長地久社頭安全盛光自在祈攸 并 氏子延命子孫繁昌也

子九月吉詳日 彌宜東右衛門實正 同 門藤源右衛門
同南又三郎 大工木堂村森田善太郎

(裏) 奉建替御寶庫御遷宮九月中旬

二〇 嘉永七年若宮造立棟札

形式 山形長方形(駒形)

寸法 長中央二尺三寸八分(右二尺三寸六分)幅上四寸九分下四寸六分厚七分五厘

木質 檜材

記文

嘉永七歲 時之役人 森右馬貞彬 時之年預 中村治部氏實
森敷馬祐正 南右近滿壽 石西右衛門繁勝

東忌火庸信 門藤右京素行

使傳 茂助 源兵衛

(表) 奉若宮造立天長地久社頭安全郷内安穩願圓滿祈攸

寅 十一月吉日 社僧 内山西之院淨住 大工木堂村 森田善太郎
伴 庫松

(裏) 文字なし

二一 安政六年拜殿上葺棟札

形式 山形長方形

寸法 長中央三尺一寸(右三尺三分)幅六寸厚三分

木質 檜材

安政六年 神主東忌火 加役年預 大工木堂村 定八
森右馬 森島市左衛門 森田善太郎 富吉
森敷馬 河村六右衛門 同伴 惣祐 伊三郎

(表) 奉修御拜殿屋根替表側五穀成就氏子安全祈所

未十一月 社僧桃尾山金藏院 使僧茂助 檜皮屋南都魚屋新町
年預南亦三郎 源兵衛 檜皮屋利兵衛忠景 龜吉
名西新右衛門 同 彌兵衛檜茂 重祐

(裏) 文字なし

以上の外末社惠美須神社に関する棟札六枚がある。今左に年號のみを記しておく。

- 一 天明七年修葺棟札
- 二 文政二年修葺棟札
- 二 天保六年修葺棟札
- 四 安政二年造立棟札
- 五 年號不明修葺棟札
- 六 明治十六年造替棟札

(ホ)古文書 (圖版二一参照)

臺帳に登録されてゐる物は五卷三冊で、その他別函に五二種の文書を有してゐる。個々の内容を掲出するのは煩に過ぎるから、左にその目録のみを記す事とする。

一 古文書 四卷(寶三)

第一卷は表紙青地金襴、見返は金銀大砂子、軸は金銅幅九寸長(本文八尺四寸七分六通を所載してゐる。

(イ)正月六日 松永右衛門佐久通より布留宮本宛、年始の卷數並に青銅請取の挨拶狀(折紙長一尺四寸四分)

(ロ)十二月廿日 同右歳暮挨拶書狀(折紙長一尺四寸二分)

(ハ)二月十七日 筒井順慶より宮本宛、年始の卷數並三寸二荷請取の返報折紙一尺四寸六分)

(ニ)卯月廿四日 筒井順慶より宮本宛、出陣に就き祈禱の卷數並三寸兩種二荷請取の返報(折紙長一尺三寸四分) (圖版第二二参照)

(ホ)七月晦日 筒井順慶より宮本宛、八朔祝儀の卷數並兩種二荷請取の返報(折紙長一尺四寸一分)

(ヘ)三月卅日 布留宮本より松田殿八條殿宛、鳥居普請に関する返報(折紙長一尺三寸三分)

第二卷は表紙白茶地金襴、見返金銀大砂子、軸は金銅幅一尺六分六通を収めてゐる。

(イ)天正十八年正月十一日 内山右近宗恒、向水分坊貞祐より布留宮本年預衆宛、大納言様下附の社領に関する書狀(折紙長八寸二分)

(ロ)八月廿五日 中沼左京、別所宮内より櫛本刀禰衆宛、布留社の禰宜衆禁裏へ出頭相成度通知狀(折紙長一尺五寸四分)

(ハ)八月廿五日 一乘院殿御内中沼左京、同御内別所宮内卿より宮本宛、禁裏様より祈禱料下附につき神事を修すべき通知狀(折紙長一尺五寸二分)

(ニ)寛永五年八月廿五日 宮本庄司吉久、社僧賢淨、賢成、祐盛、右衛門助久満より中沼左京、別所宮内宛、前文の返事(堅書長一尺六寸九分)

現在寶物の調査

(ホ)十一月廿八日 都築某より宮本宛本社へ祈禱料の寄進狀(堅書長五寸二分)

(ハ)寛永廿一年十一月吉日 本社に於ける御神樂御湯大般若經の祈念奉修書(堅書長一尺二寸五分)

第三卷は表紙赤地金欄見返金銀大砂子軸金銅幅一尺一寸二分長十尺二寸六通を収めてゐる。

(イ)戊二月十一日 脇坂又右衛門より宮本宛本社山年貢に關する通知書(折紙長一尺六寸二分)

(ロ)十二月廿五日 中坊左近玄明より小堀作内宛山年貢に關する書狀(折紙長一尺七寸五分)

(ハ)元和三年八月廿二日 小堀作内より宮本衆宛前文に關し山年貢山林共に本社へ寄進の通知狀(折紙長一尺五寸二分)

(ニ)同日 如菴有樂より宮本衆宛山林寄進狀(折紙長一尺八寸八分)

(ホ)元和三年十月四日 小堀作内より宮本衆宛山林下かりに關する掟書(折紙長一尺六寸一分)

(ハ)元和三年十二月十日 中坊左近より宮本衆宛前と同様掟書(折紙長一尺七寸五分)

第四卷は表紙軸共になく幅九寸長八尺二寸六通を収めてゐる。

(イ)十二月廿五日 津田某より宮本宛歳暮祝儀の卷數並二十一疋請取挨拶狀(折紙長一尺三寸三分幅八寸)

(ロ)正月十四日 福地堂某より宮本宛年始祝儀の卷數兩種二荷請取の挨拶狀(折紙長一尺三寸幅七寸八分)

(ハ)二月廿五日 竹内某より宮本宛返報(折紙長三寸二分幅七寸八分)

(ニ)正月十六日 嘉幡森島より宮本宛返報(折紙長一尺四寸八分)

(ホ)正月十四日 萩別所善兵衛より宮本宛返報(折紙長一尺三寸一分五厘幅七寸六分)

(ハ)卯月廿四日 井谷某より宮本宛在陣中卷數並三本一荷兩種請取の挨拶狀(折紙長一尺三寸一分)

二 古文書一卷(寶五)

表紙軸共になく幅一尺一寸長四尺三寸慶長十九年二月寶物紛失物に關する古文書二通で前出第二章にその全文を掲げ第三圖に寫眞を載せてゐるから省略する。

三 古文書三冊(寶四)

横綴和裝の書物で、一は元龜元稔^{庚午}十二月廿七日丹波領惣田數帳(墨付紙數十八枚)。二は同年月日長原庄惣田數帳(墨付紙數廿七枚)。三は同年月日馬場領惣田數帳(墨付紙數十五枚)とし、何れも布留宮本の記録に係るものである。

四 未登錄古文書

五二種の中見るべき物のみを掲げると、

一 元龜元年布留社式目寫(一卷)

- 二 慶長五年布留宮營造用之事同十四年控書寫(二卷)
- 三 延寶五年差上申除地一札之事寫(一通)
- 四 石上布留社寄進帳(折本一冊)
- 五 布留社御神寶每歲改記(八通)
- 六 臨時祭之覺(五通)
- 七 寶庫在中古文書寫(四卷)
- 八 布留社宣旨(一四通)
- 九 立願文(九通)
- 一〇 安永六年御寄附神納目錄(一通)
- 一一 言上書(一卷)
- 一二 古文書寫(九通)
- 一三 布留社典論諸家系圖(二〇通)
- 一四 言上書、口上書、御届書寫(五通)
- 一五 忌火職補任狀寫(一通)
- 一六 御教書寫(三通)

以上で傳世品の大體を記述し終つた。

(二) 禁足地發見品

三回に亘つて發見された事は前述の如くであるが、叙述の便宜上全部一括して分類し、その個々に就いて觀察を施すこととする。

(A) 玉類

(イ) 勾玉(寶一一)(圖版第二四・二五參照)

一一顆を存し何れも明治七年禁足地から發見せられたが、その發見狀態の詳細に就いては不明である。本品に關しては從來特に研究せられた物が無い。たゞ昭和二年京都大學考古學研究報告第十冊「出雲上代玉造遺物の研究」中に、比較資料としてその實測及び比重等が掲出せられてゐる。まづ個々の寸法並に特徴から觀察しよう。

別表の一一個を通じて感ずる事は、先づ全てが珪製であり、殊に硬珪の多い點である。言ふ迄もなく珪が現在日本内地に於て産出せず、恐らく上代に於ても隣邦支那方面から之を仰いだであらう事は學者のほとんども認定する事實であるが、日本に於ては既に石器時代の遺品中に於て相當多數の珪製玉類が存し、引續き原始時代古墳發見の遺品中にも多數發見せらるゝので、兩者間に何等かの關係を有するであらうとは既に説かれてゐる所である。猶珪質の勾玉が古式の墳墓

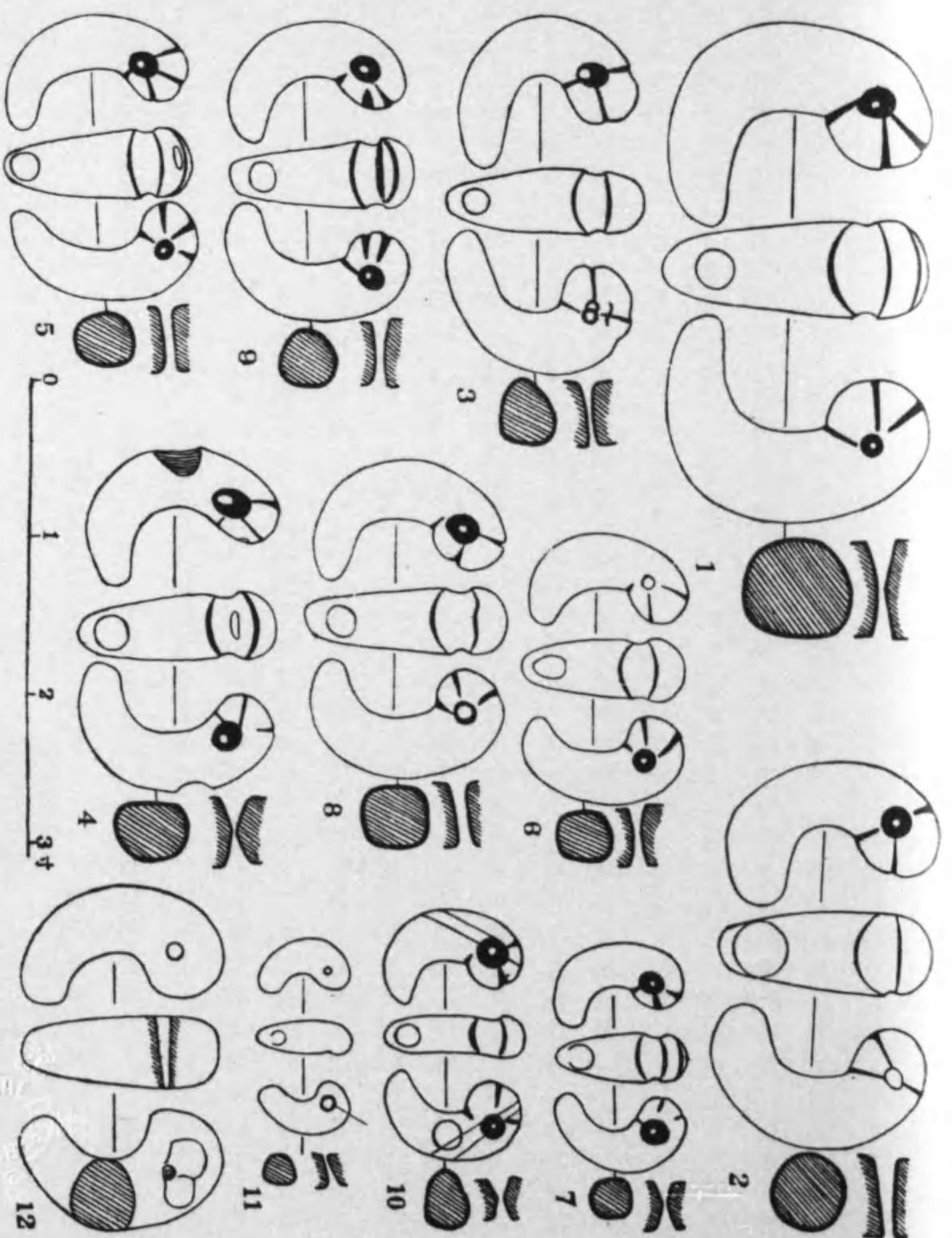
に多く且つ多くは優秀な伴出物を有する事も考慮の中に入れておくべきであらう。而してかくの如く上代人が証を愛用し、遠く大陸に之を求めて珍重したのは、それに含有する美麗な色澤が當時彼等の美的欲求に投合した爲である事は、既に濱田博士も注意せられた如く第一の要素となるべきであらう。次にその形状が何れもほぼ半圓狀を呈し、且つ自由さが認められ、頭尾同大の物の多い事、又穿孔法に兩穿が多い點である。勾玉の形状には各種を存するが大體に於て年代の溯る物は自由な半圓形で頭尾同大の物が多く、時代の降るに従つて頭部は漸次膨大し、胴と尾とに明かな區別が作られ、巴形、コノ字形等の一定型を具するに至るのである。又穿孔法に兩穿が多いのは原始的な手法で石器時代遺物は主としてこの方法が採られてゐる。故に之が証質を主とし古式勾玉の一特徴を示す事は、嘗て辰馬文學士が試みた比例にも徴し得られる。次に最小形品一個を除く外全部に丁字頭を有する點である。丁字頭の起原に關しては明確な説明を見ないが思ふに石器時代の玉類中往々頭部に複雑な刻文や凹凸を附した物が存するから、その影響によつて生じた裝飾の一種で、それが簡單な刻線のみを以てせらるゝに至つた事は形状の整美と對比すべき一現象であらう。故に丁字頭も亦古式勾玉の一特徴であり、且つ証製に多い事も亦實例によつて知り得られる。而してその刻文は多く三條であるが、時には二條又は四條五條等の物も存し、本品に就いて見るも第5號は四條を有してゐる。

如上の事實及び推定からすれば、本品は種々な點から相對的年代の溯り得べき物で、ほぼ同時の製作にかゝるものと考へ得られる。讀つて本社に玉類が收藏せらるゝに至つた事は、前述の

石上神宮禁足地發見勾玉表

番號は圖版並に挿入實測圖と同一、寸法中巾は玉全体を側面から見たもの、厚は頭部と中央斷面部を採り、比重は京都大學報告書に據る。

號番	寸		法	孔形	孔徑	色澤	丁子	石質	比重	重量	備考
	長	巾									
1	一、七五	一、三〇	〇、六八	兩穿	頭部灰綠色、他は濃綠色、半透明	三條	硬玉	三、三三	一、五〇	大形、釣針形、尾長し、	
2	一、四二	〇、八六	〇、五二	片穿	頭部暗褐色、以下濃綠色、半透明	不透明		二、八一	六、二	半圓形、頭尾略々同大、	
3	一、二五	〇、八二	〇、四三	片穿	頭部暗褐色、以下濃綠色、半透明	濃綠色		二、八〇	四、五	頭部に凸凹あり、コ字形を呈し尾長し、	
4	一、三〇	〇、七八	〇、四三	兩穿	濃綠色	濃綠色	硬玉	三、三二	四、八	頭尾略々同大、胴部外側に疵あり、	
5	一、二二	〇、六八	〇、四〇	兩穿	濃綠色	濃綠色		三、三三	三、八	頭部に小疵あり、所々斑点を見る、	
6	一、〇七	〇、六〇	〇、三八	兩穿	尾端淡綠色、他は暗綠色、半透明	濃綠色	三條	三、三五	二、八五	所々斑点あり、	
7	〇、八五	〇、五二	〇、三二	兩穿	淡綠色	淡綠色		三、三一	一、六二	所々斑点あり、	
8	一、三〇	〇、七六	〇、四五	兩穿	尾端濃綠色、他は褐色、半透明	暗綠色		三、二八	五、〇	胴部に疵あり、	
9	一、二二	〇、七六	〇、四五	兩穿	暗綠色	暗綠色		三、三四	三、九	褐色斑点所々にあり、	
10	〇、九〇	〇、五五	〇、二八	兩穿	淡綠色	淡綠色		三、二五	一、八	所々斑点あり、頭部より胴部にかけて二條の疵を見る、	
11	〇、六〇	〇、三六	〇、二〇	片穿	淡綠色	淡綠色	ナシ	三、一六	〇、六	半面褐色を見る、	



圖測實玉勾圖四二第

如く垂仁卅九年條五十瓊敷命に命じて本社の神寶を掌らしめた記事の註に、十箇品部を之に隸屬せしめられ、その中に玉作部が存する點から、彼等の手によつて作られた玉類が奉獻せられた事は想像に難くない。なほ同紀八十七年條には、丹波國桑田村の人甕襲が、家犬の殺した牟士那の腹中より得た八尺瓊勾玉を本社へ奉獻した記事も見えてゐるが、それは如何なる勾玉であるかは推察する事は出来ない。併し古く本社へ勾玉類の獻進せられた事は之によつても判明せられるので、恐らく本品並に以下記述する多數の玉類は當時隸屬せる玉作部の手によつて作製せられた物及び崇敬者より奉納せられた物であらうと考へられる。なほ本品全部は明治三十年その特殊な由緒上から國寶に指定せられ、現今奈良帝室博物館に陳列されてゐる。

次に社人並に古老の談によれば第二回第三回の發掘に於ても多數勾玉の發見があつたが、いづつか散佚したといはれてゐる。而してその一部は灘の嘉納氏や、丹波市町の中山氏等の許に存すとも稱せられてゐるが不幸にしてその實物に接せず且つ實否を確める適當な方法も有しないので省略する。然るに最近神奈川県逗子町在住秋山大氏が、本社禁足地發見勾玉一個を所藏される事を知つて、親しく實見したが右は挿圖第廿四圖の(12)に示す如く、長さ一寸三分、巾七分五厘、厚頭部五分、中央部四分七厘を有し、孔は片穿で徑大一分二厘、小七厘、全體濃綠色を呈する碧玉岩製で丁子は無い。右は同氏の外祖父伊藤眞文氏が奈良縣廳在職當時入手せられた物といふが、前述の証製勾玉と比し全ての點に於て相違を有するので、直ちに以て確實な資料とする

に躊躇するのである。故に暫く「傳石上神宮發掘品」と假稱しておく。

【註】(1)濱田博士「支那の古玉器と日本の勾玉」(考古學論叢一)

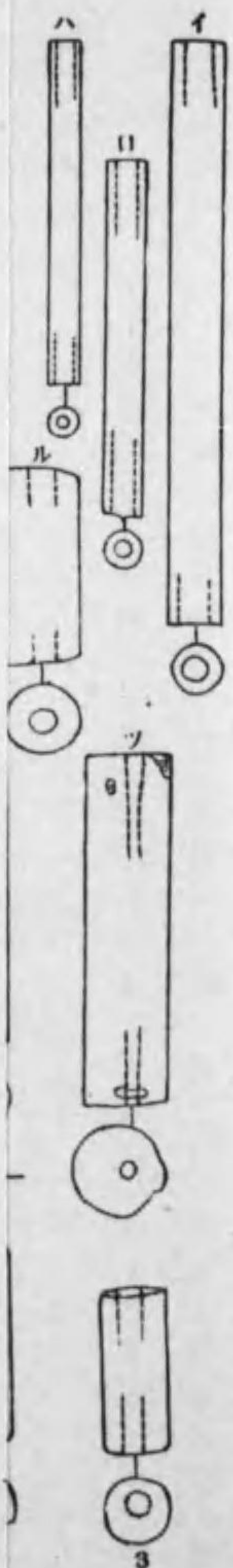
(2)田雲上代玉造遺物の研究(京大考古學研究報告第十冊)取引の表による。

(ロ)管玉(寶一三二四・二六三四六九)(圖版第二六參照)

第一回發見品二九一類第三回發見品一類、合せて二百九十二類を存する。何れも曲玉と共に發掘されたものといふ。先づ個々の實例並に特徴を別に表示しよう。

別表第三の中(B)は最近伊豫國喜田郡久米村長矢野真杖氏の許に所藏せらるゝ物で、氏の親戚故矢野玄道氏の舊藏品であつた。その包紙には「大和國布留社地所得喜田靱負傳來」と記してゐる。玄道氏は菅氏と時を同じうした國學者の一人である。故にその知人或は弟子が氏に贈つた物と推察する事が出来る。その石質並形式等全く禁足地發見品と同一であるから、今こゝに包括して置く。なほその外他に轉入した物も相當あつた事と考へられるが、前述の勾玉と同様明瞭を缺いてゐる。

さて以上三百に近い多數の管玉を通觀する時、先づ何れも石質が碧玉岩より成り、色澤は淡綠又は灰綠色を主とし、形狀は細長細小の物が多數を占めて居り、且つ實測圖によれば孔は兩穿が多く、徑に比して太い物が屢々存在する等に注意せられるのである。管玉が主として碧玉岩製である事は現在多數の遺物によつて直に知り得られる事實で、恐らく勾玉と同様上代人の美的



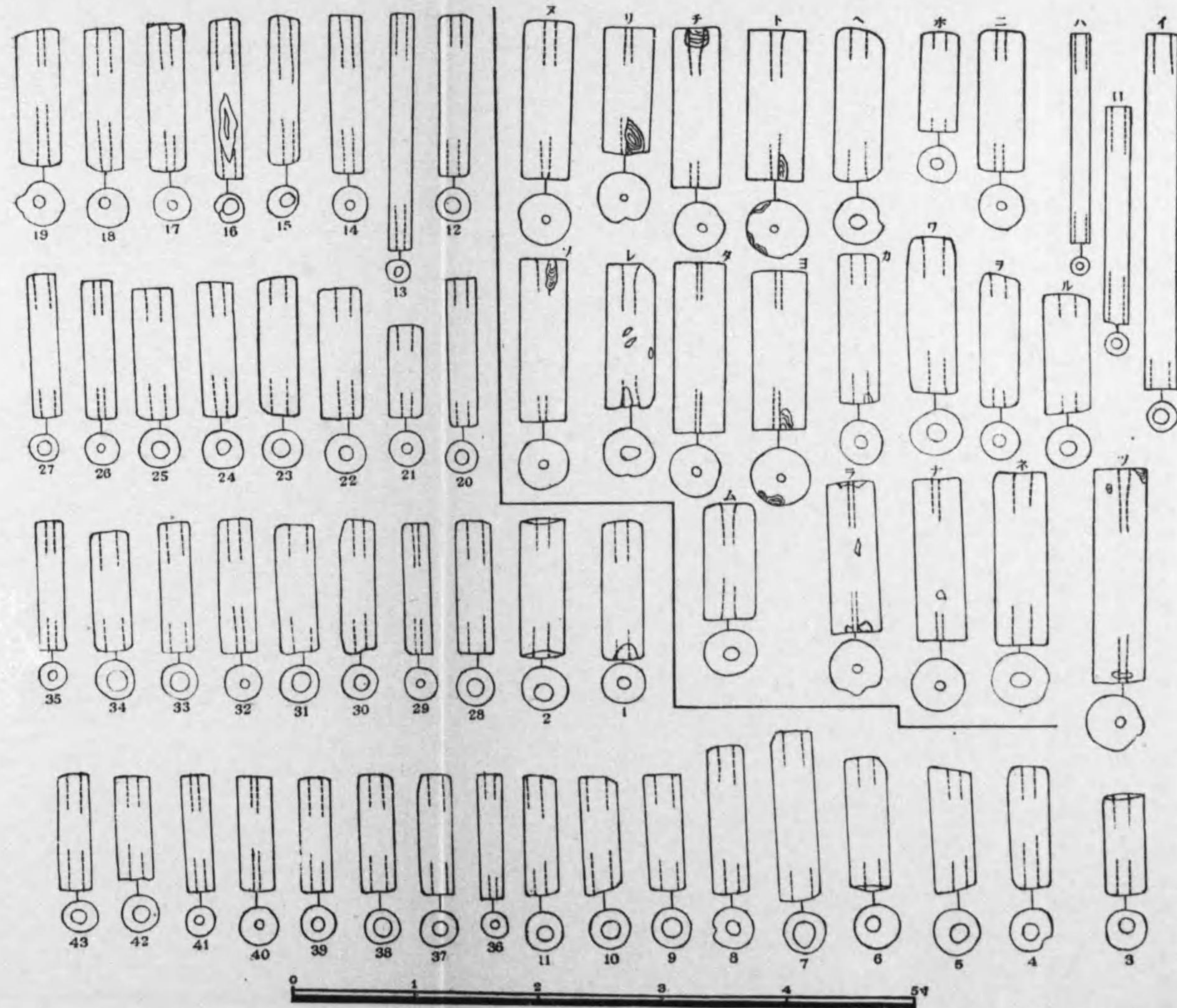
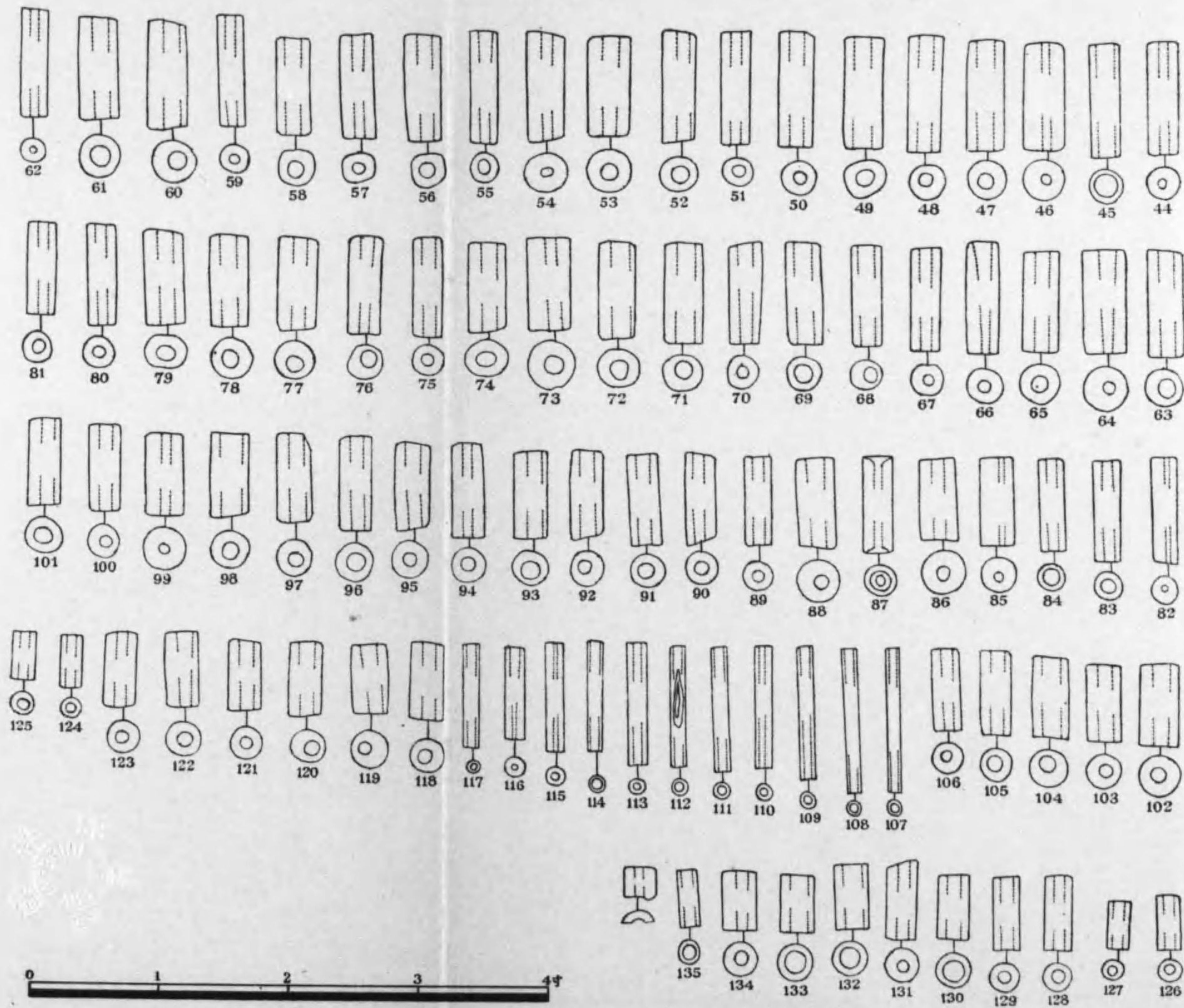


圖 測 實 玉 管 (一) 圖 五 二 第

發掘されたものといふ。先づ個々の實例並に特徴を別に表示しよう。

別表第三の中(B)は最近伊豫國喜田郡久米村長矢野真杖氏の許に所藏せらるゝ物で、氏の親戚故矢野玄道氏の舊藏品であつた。その包紙には「大和國布留社地所得喜田靱負傳來」と記してゐる。玄道氏は菅氏と時を同じうした國學者の一人である。故にその知人或は弟子が氏に贈つた物と推察する事が出来る。その石質並形式等全く禁足地發見品と同一であるから、今こゝに包括して置く。なほその外他に轉入した物も相當あつた事と考へられるが、前述の勾玉と同様明瞭を缺いてゐる。

さて以上三百に近い多數の管玉を通觀する時、先づ何れも石質が碧玉岩より成り、色澤は淡綠又は灰綠色を主とし、形狀は細長細小の物が多數を占めて居り、且つ實測圖によれば孔は兩穿が多く、徑に比して太い物が屢々存在する等に注意せられるのである。管玉が主として碧玉岩製である事は、現在多數の遺物によつて直に知り得られる事實で、恐らく勾玉と同様上代人の美的



圖測實玉管 (二)圖五二第

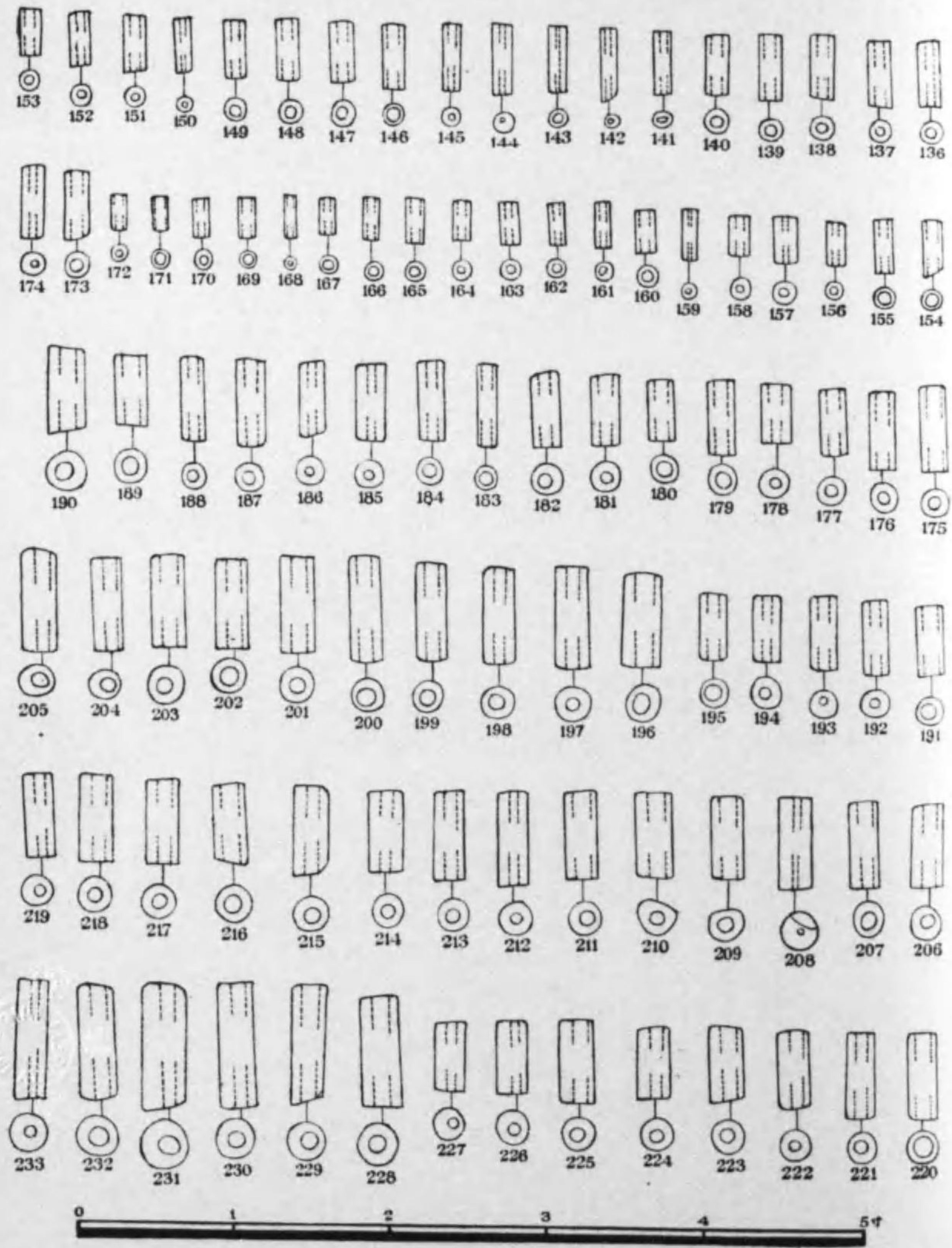
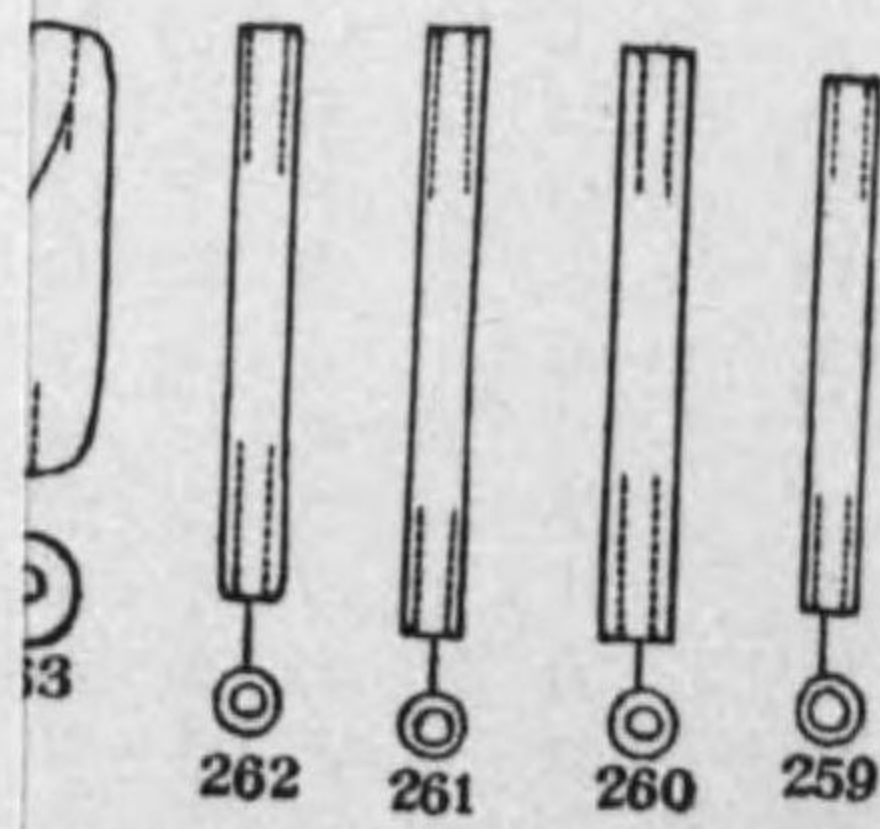
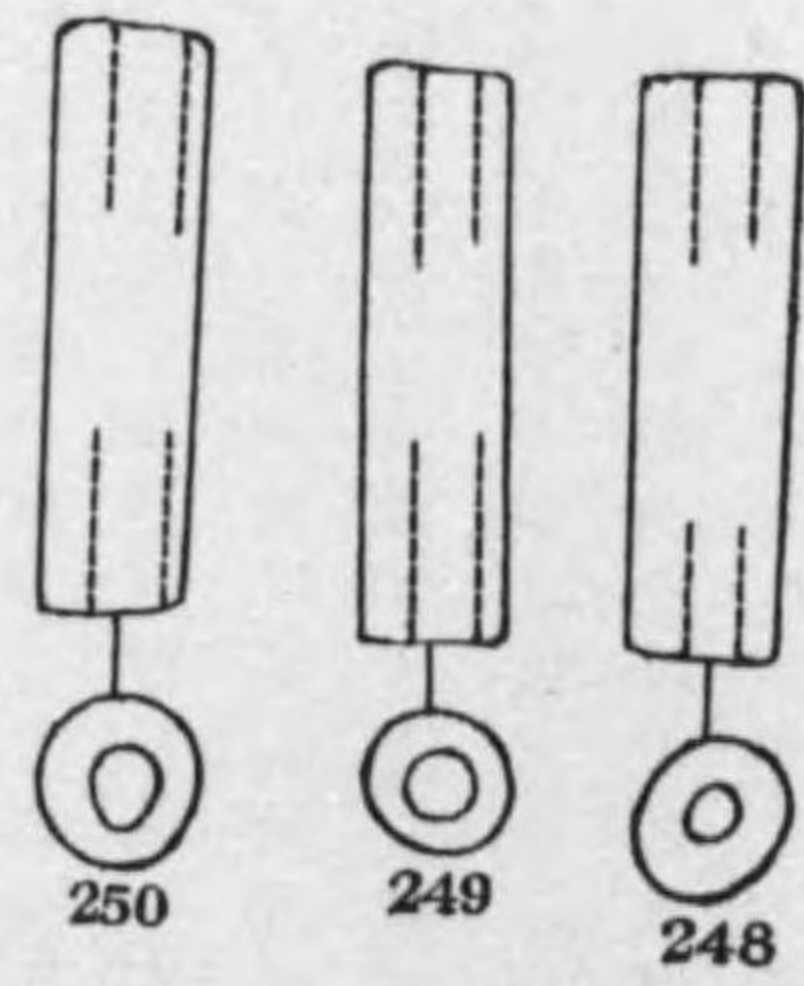
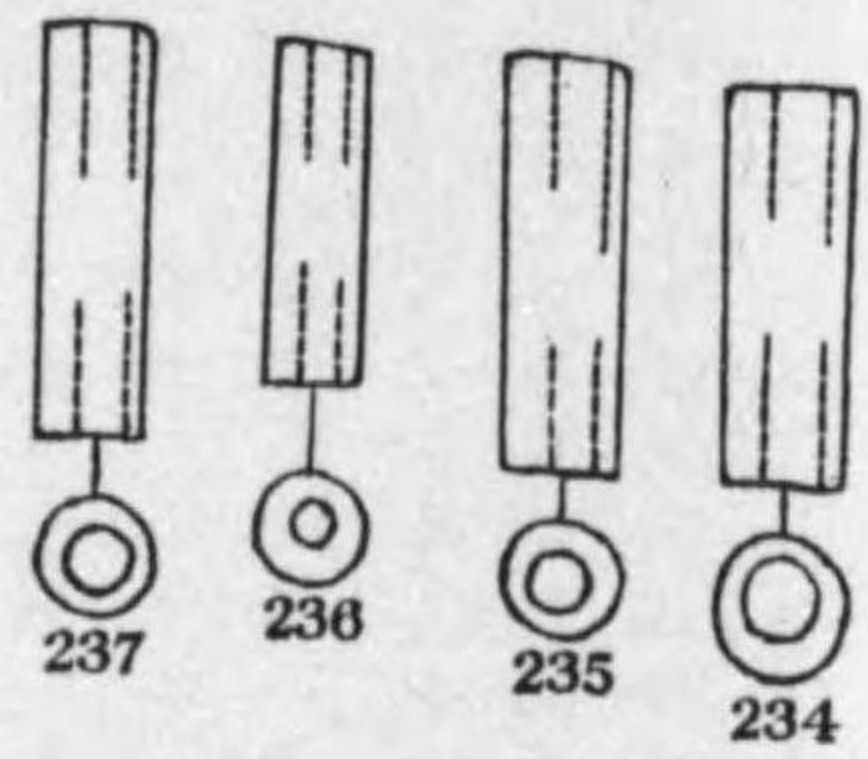


圖 測 實 玉 管 (三) 圖 五 二 第



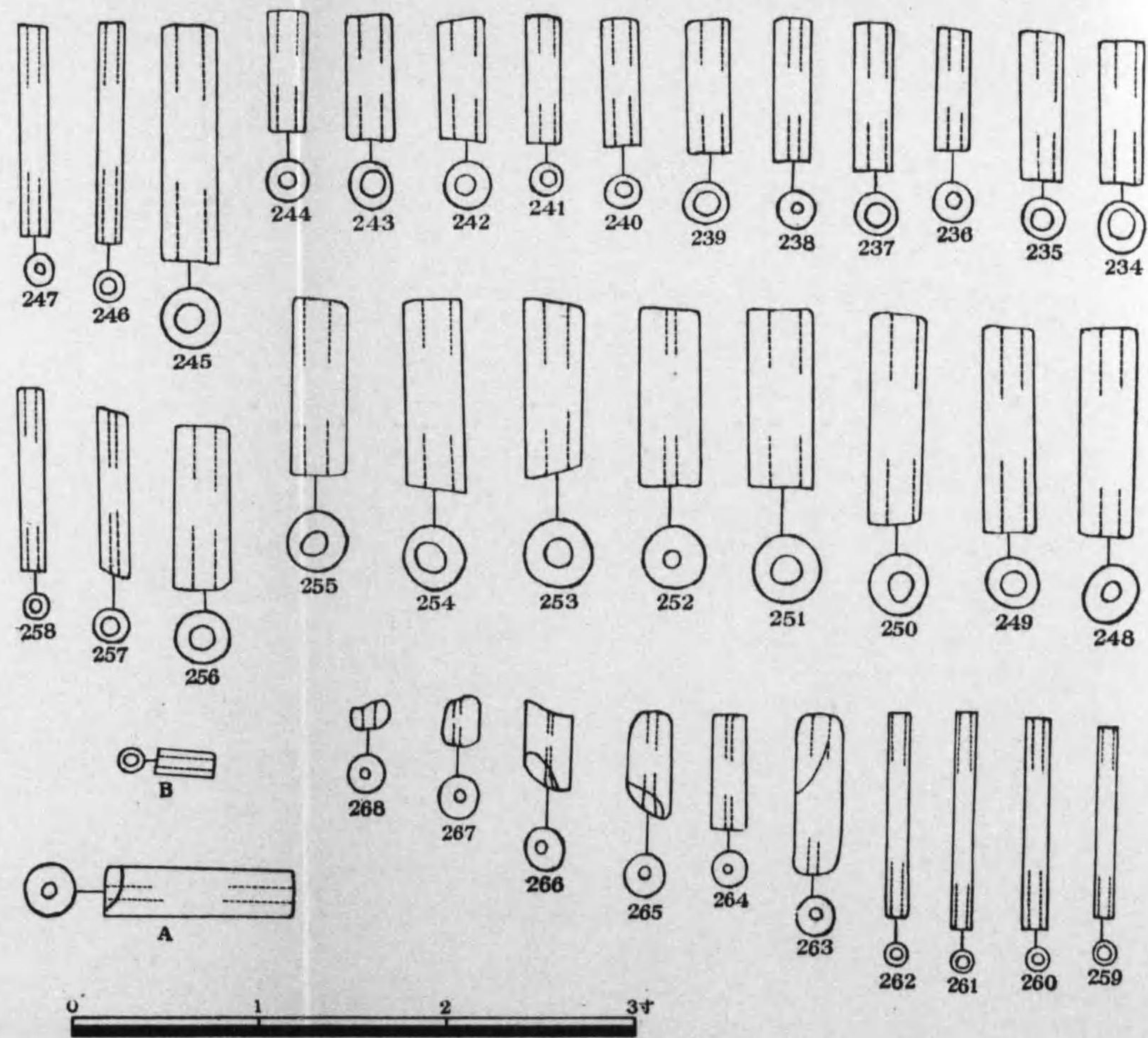


圖 測 實 玉 管 (四) 圖 五 二 第

意識により自然的撰擇に基いて作られたものであらう。次に前述の如き色澤、形状及び穿孔手法を有するものは、従来一二の先輩によつて古式管玉の有する特質とせられてゐる。即ちかゝる形式を具する管玉は往々金石併用時代の遺跡からも發見され、古墳に於ても比較的古式の物に存し、且つ貴重優秀な副葬品を伴出する事が實例によつて確められてゐる。又その孔の兩穿が古式の法である事は前述勾玉の條と關聯して濱田博士の言及せられた點⁽²⁾で合せてその一致點を認める事が出来る。果して然らば前述勾玉の相對年代ともほゞ一致して興味を唆らるるのである。なほ一ヶ所よりかくの如く多數の管玉が集團して發見せられた事は寡聞他に類例を聞かない。蓋し前述の如く往古本社に隸屬してゐた玉作部の手によつて作製奉納された物や、報賽或は神寶として獻納された物であらう。因みに本品中最も優秀な廿三個(イよりムまで)は勾玉と同様奈良宮室博物館に出陳せられてゐる。

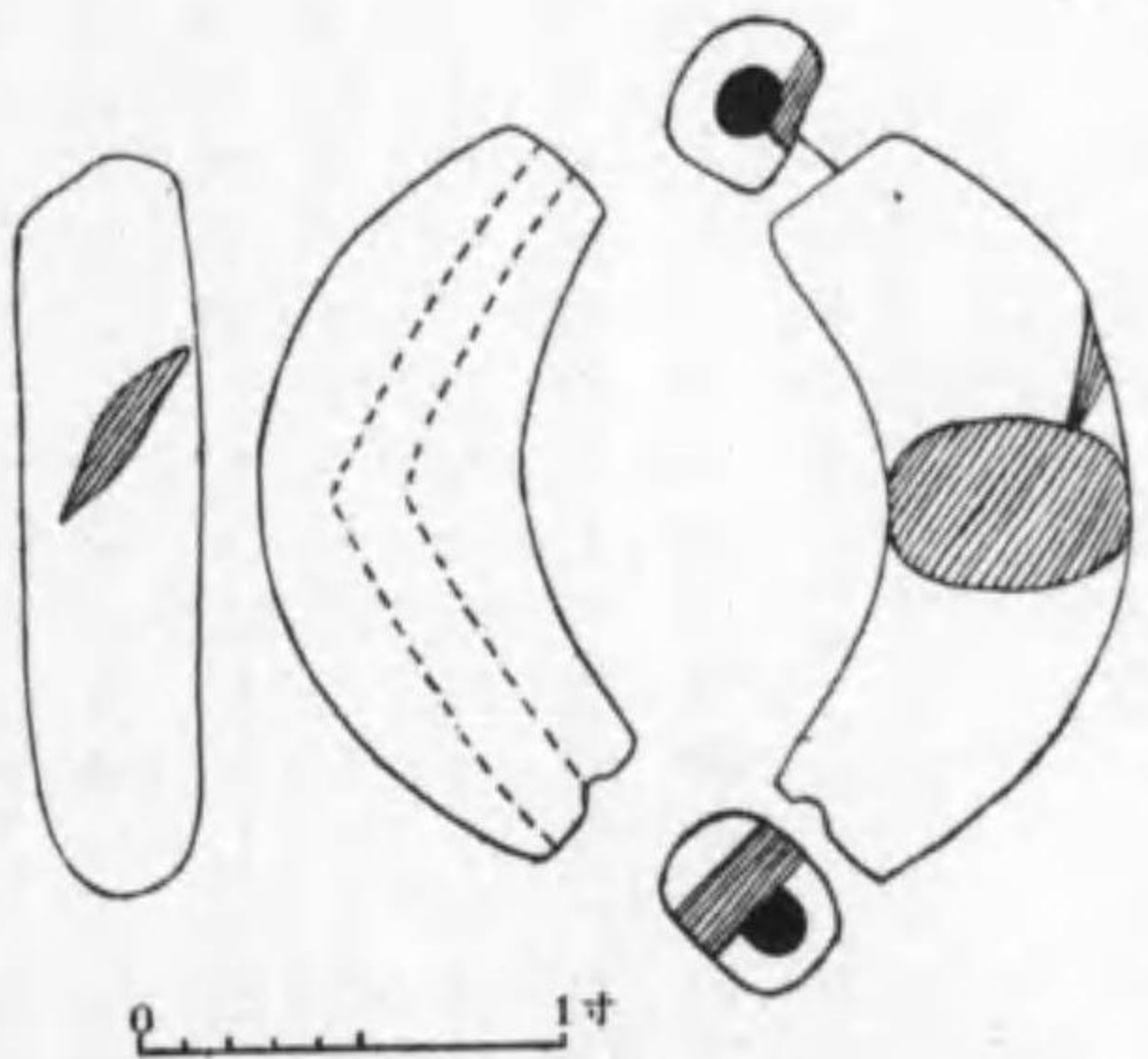
【註】(1)梅原末治氏、佐味田及新山古墳の研究、第三章第二節

(2)前出、出雲上代玉作遺物の研究中、「古代の攻玉法」の條

(ハ)弦月形管玉(寶一五) (圖版第二六・二七參照)

一顆を存し、明治七年の發見に係る。臺帳には曲管玉と稱し、前出京大報告書中には弧狀管玉としてゐる。こゝには前述宮地博士著「神祇史の研究」中に載せられた名稱に従つてかく呼ぶ事とする。圖版及第二六圖に示す如く全形勾玉様を呈するが頭尾の區別なく、兩端は管玉に見る

如く平面に切斷せられ縦に貫孔した物である。長さ一寸七分五厘、幅中央六分五厘、一端に於て三分八厘、他端四分五厘、厚さ中央五分五厘、兩端三分五厘で、斷面はやゝ扁平な楕圓形を呈し、孔は實測圖の如く兩端より斜に兩穿とし、中央に於て貫通せられてゐる。孔徑は一端に於いて一分



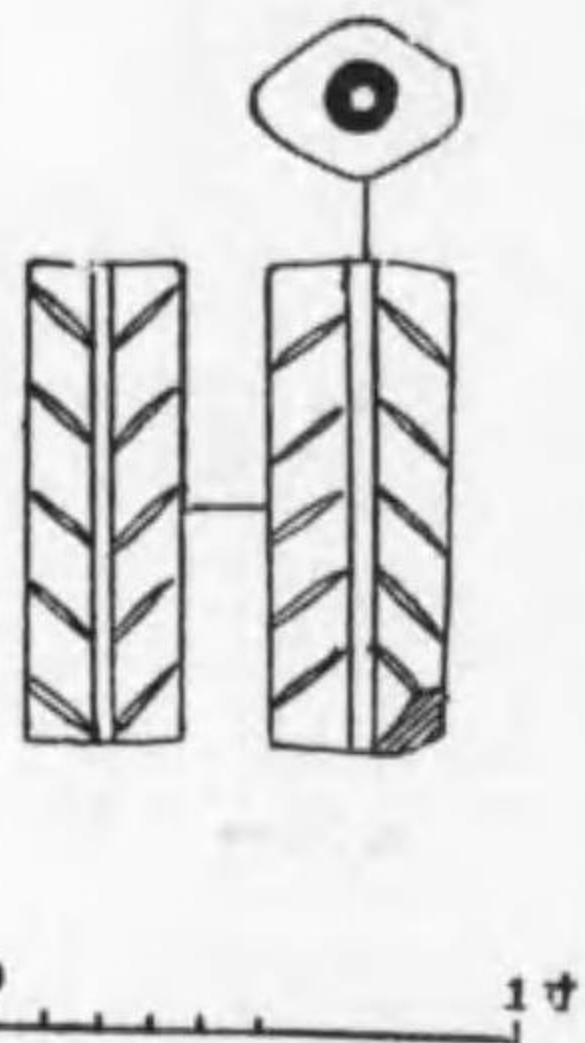
圖六二第 弦月形管玉實測圖

四厘、他端一分八厘を有し、且つ如何なる目的であるか一端の孔に續いて幅一分二厘の凹線が孔と直角に扶られてゐる。又胴部背面に一條と、一端の孔に近く小瑕が存する。石質は勾玉類と同じく硬珪で、色澤は乳灰色、比重は三・三一、重量は八匁を有してゐる。さて本品はその形狀から異形勾玉の一種と見るべきであるが、從來類品の發見に乏しい珍物に屬するので、その明かな用途は速かに判斷する事が出來ない。なほ本邦石器時代遺跡より往々發見せらるゝ有孔石器(主として硬玉製のある物には、かくの如く縦に穿孔した物が存在して居り、本品と何等かの關係を有するかの疑ひを有するのである。蓋し所謂異形曲玉と稱せらるゝ物は、主として硬玉製であり、且つ石器時代遺物の手法を認め得る物が往々存在するから、如上の推定も強ち根據なき假説となすべきではあるまい。又用途に關しては貫孔の存する點からこれを或物體に懸

垂又は附着した裝飾品の一であつた事は推定するに難くないが、たゞその異形なる點から何等か特殊な意義を有したものの一例へば護符の如きもの一ではあるまいかと考へ得られないこともないのである。なほ後考を俟つ事とせなければならぬ。因に本品も亦勾玉と共に奈良帝室博物館に出陳せられてゐる。

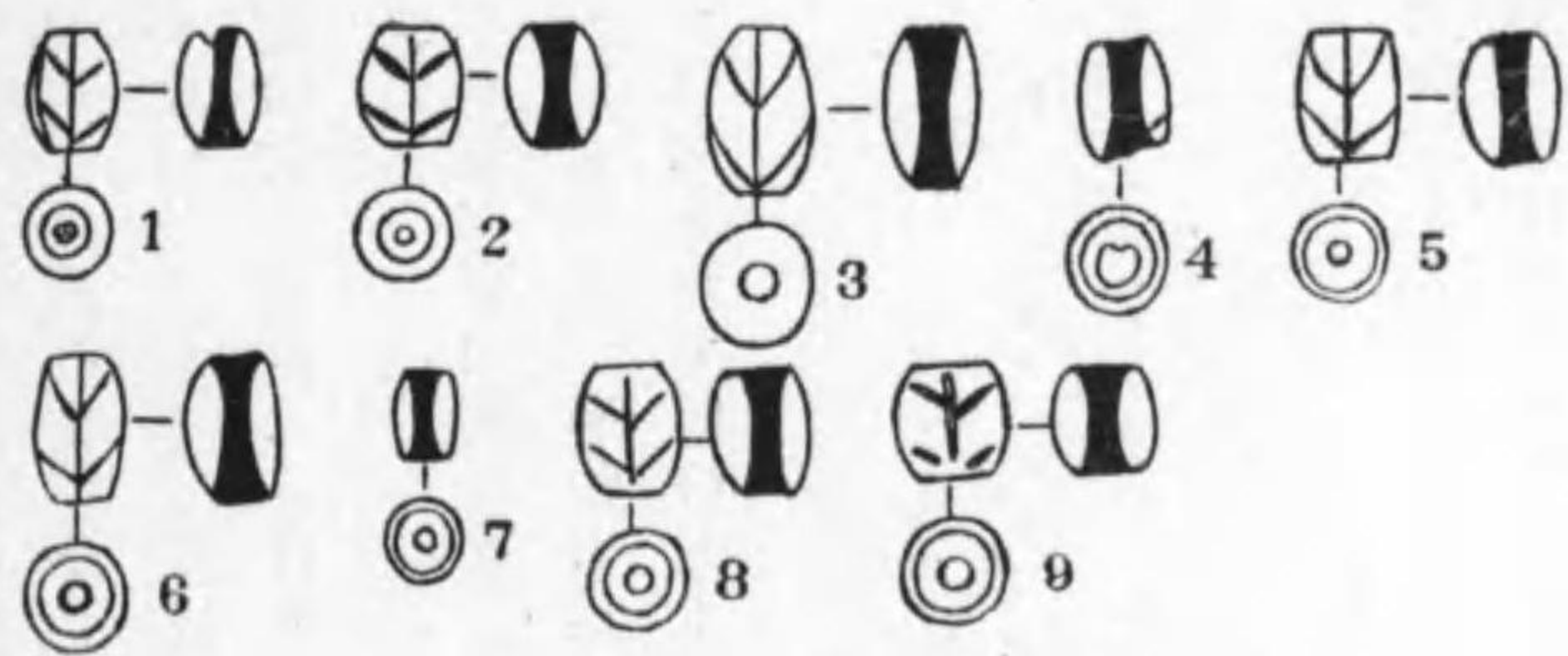
(三)菱形管玉(寶二五)(圖版第二六參照)

一顆を見る。明治七年の發見品で、臺帳には角管玉と記載してゐる。即ち異形管玉の一種ともいふべき物で、圖の如く斷面が菱形をなす管玉である。長九寸二分、幅三分七厘、厚三分、孔は垂



圖七二第 菱形管玉實測圖

直に穿たれその徑は略々同様で一方一分三厘、他方一分二厘、而して表面四方の菱角より左右對稱的に五條宛の線が刻まれて所謂羽狀(或は木の葉狀)文を作つてゐる。石質は碧玉、色澤は美麗な綠色、重量一匁二分を有する。本品も亦前述の弦月形管玉と同様その類品に乏しい。木の葉様の彫刻は、棗玉の一部に往々見られるが、それも同じく小數であつて形式文様共に珍奇な物といふべく、従つてその用途も或は前述の弦月形管玉と同じく單なる裝飾以外の意義を有してゐたかとも想像する事が出來る。



第二八圖 玉葉調圖

(ホ) 葉玉(寶一二) (圖版第二七參照)

九類を有し、明治七年の發見に係る。其の形狀寸法は別表、石上神宮發見葉玉表に表示した。

以上を通觀すると本品はその形狀何れも小形製作精巧、石質は主に軟珪を用ひ、二個を除く外全面に木の葉文を陰刻し、孔は兩穿を主とする。所謂木の葉玉と俗稱せらるゝ物で、葉玉中に於ても相當珍貴な品に屬する。石質及び穿孔法は前述の勾玉類と同様であり、且つ木の葉文は勾玉に於ける丁字形と對比すべきものとも考へ得られ、且つ本品は往々石器時代の遺跡中からも發見例を有する點から、葉玉中に於ても相對的年代の溯るものではあるまいかと推定せられるのである。困みに附記したい事は、肥前國風土記彼杵郡條に石上神之木蓮子玉と稱する玉に關する記事が存する事で、即ち

昔者經向日代宮御宇天皇誅滅球磨噲凱旋之時、天皇在豐前國宇佐海濱行宮、勅陪從神代直遣此郡速來村捕土蜘蛛於茲、有人名曰速來津姬比婦女申云、妾弟名曰健津三間

石上神宮發見勾玉表

番號	寸法		孔徑	孔形	色澤	石質	比重	重量	備考
	長	中(徑)							
9	〇.二七	中端〇.二六 端〇.二〇	〇.〇九	兩穿	暗綠	"	三.〇〇	〇.二九	"
8	〇.二八	中端〇.一九 端〇.一四	〇.〇六	兩穿	淡乳綠	"		〇.二五	木葉文あり
7	〇.二〇	中端〇.一四 端〇.一〇	〇.〇五	兩穿	暗濃綠	"		〇.〇八	小形、木の葉文なし
6	〇.三四	中端〇.一六 端〇.一〇	〇.〇八	兩穿	淡暗綠	"		〇.三〇	"
5	〇.三〇	中端〇.一九 端〇.一三	〇.〇七	兩穿	淡乳綠	"		〇.二八	木葉文あり
4	〇.二六	中端〇.一六 端〇.一〇	〇.〇七	兩穿	淡黃褐	軟玉?		〇.一八	一部を缺損す
3	〇.三八	中端〇.一〇 端〇.〇七	〇.〇七	兩穿	淡綠	硬玉?	二.九〇	〇.四〇	所々乳斑あり
2	〇.二九	中端〇.一八 端〇.一〇	〇.〇六	兩穿	暗綠	"		〇.一八	所々乳色斑点あり
1	〇.二六	中端〇.一六 端〇.一〇	〇.〇四	片穿	乳綠	軟玉?		〇.一八	一端に未貫通の孔、木葉文あり

石上神宮禁足地發見管玉表

番號は圖版及挿圖と一致し、寸法中、巾は特に指定しない限り中央部を採り、孔徑は奈良帝室博物館陳列品二十三個のみを記載し、他に實測圖に添る。

第一表 (奈良帝室博物館へ出陳の分)

番	寸法		孔徑	形	色澤	石質	重量	備考
	長	巾						
イ	二、九〇	〇、二六	兩〇、一五	〇、一五	灰綠	碧玉	二、〇	圖版第二六參照 寶十三明治七年發見
ロ	一、八〇	〇、一八	兩〇、一八	〇、一八	灰綠	碧玉	〇、八	(一端の一部を缺く)
ハ	一、七三	〇、一五	兩〇、一二	〇、一二	灰綠	碧玉	〇、四	
ニ	一、一五	〇、三七	兩〇、〇七	〇、〇七	灰綠	碧玉	二、三	
ホ	〇、八〇	〇、三〇	兩〇、一二	〇、一二	灰綠	碧玉	一、〇	
ヘ	一、〇六	〇、四二	兩〇、一六	〇、一六	灰綠	碧玉	二、六五	(兩端面の一部を斜に切る)
ト	一、二七	〇、四六	片〇、〇九	〇、〇九	灰綠	碧玉	四、八	(一面所々斜す)
チ	一、三〇	〇、四八	片〇、〇九	〇、〇九	灰綠	碧玉	二、五二	(一端に缺損あり)
リ	一、〇〇	〇、三八	片〇、〇四	〇、〇四	綠	碧玉	二、二	(一面に疵あり)
ヌ	一、三二	〇、四二	片〇、〇四	〇、〇四	暗灰綠	碧玉	四、二	
ル	〇、九七	〇、四二	兩〇、一五	〇、一五	灰綠	碧玉	二、一	(兩端面斜をなす)
ヲ	一、一四	〇、三六	兩〇、一三	〇、一三	灰綠	碧玉	一、八	(兩端面斜をなす)

番	寸法		孔徑	形	色澤	石質	重量	備考
	長	巾						
ワ	一、二五	〇、四〇	兩〇、一四	〇、一四	灰綠	碧玉	三、五	(鐵鏽附着す)
カ	一、二〇	〇、三五	兩〇、一五	〇、一五	灰綠	碧玉	一、八一	(一部に疵あり)
キ	一、二五	〇、四五	兩〇、一八	〇、一八	淡灰	碧玉	三、八	(一部に斜落あり)
ク	一、三五	〇、三八	兩〇、一六	〇、一六	灰褐	碧玉	三、八	
ケ	一、一六	〇、四〇	兩〇、一六	〇、一六	灰綠	碧玉	二、三	(一部兩端斜に切り所々疵あり)
コ	一、三〇	〇、四〇	片〇、〇八	〇、〇八	灰	碧玉	二、七	(一部は斜疵あり)
ク	一、七五	〇、四〇	片〇、〇二	〇、〇二	灰	碧玉	四、二	(所々に斜疵あり)
セ	一、四五	〇、四四	兩〇、一六	〇、一六	暗綠	碧玉	四、四	(兩端斜をなす)
ソ	一、三〇	〇、四四	兩〇、一六	〇、一六	灰褐	碧玉	四、八五	(所々に疵あり)
タ	一、一六	〇、四二	兩〇、一三	〇、一三	灰	碧玉	三、八二	(一面及兩端に疵あり)
チ	〇、九五	〇、四〇	兩〇、一四	〇、一四	灰	碧玉	一、七	(斷面楕圓形を呈す)

第二表

番	號	寸法		色澤	石質	重量	備考
		長	巾				
48	〇、九〇	〇、三五	淡綠	〇、一〇			
47	〇、八七	〇、三〇	淡灰	〇、八			
46	〇、八六	〇、三二		〇、二			
45	〇、八七	〇、二六		〇、六			
44	〇、八九	〇、二七		〇、九			
43	〇、九五	〇、二八		〇、九			
42	〇、八六	〇、三一	淡綠	〇、一〇			
41	〇、九六	〇、二四		〇、八			
40	〇、九三	〇、三一	乳灰	〇、二			
39	〇、九二	〇、三〇		〇、〇			
38	〇、九五	〇、三〇		〇、〇			
37	〇、九六	〇、三〇	淡綠	〇、一			
36	一、〇二	〇、二二		〇、六			
35	一、〇五	〇、二三	淡灰	〇、七			
34	〇、九五	〇、三二		〇、一			
33	一、〇四	〇、二七	淡綠	〇、〇			
32	一、〇七	〇、三〇	灰綠	〇、二			
31	一、〇四	〇、三二		〇、三			
30	一、〇六	〇、三〇	淡綠	〇、一			
29	一、〇六	〇、二五	灰褐	〇、九			
28	一、〇八	〇、三一	灰綠	〇、二			
27	一、一五	〇、二五	淡綠	〇、八			
26	一、一〇	〇、二七	乳褐	〇、一			
25	一、〇九	〇、三六	灰綠	〇、七			
24	一、一〇	〇、一四		〇、五			
23	一、一二	〇、三三		〇、四			
22	一、〇五	〇、三三		〇、五			
21	〇、七五	〇、二八	淡綠	〇、七			
20	一、二〇	〇、二六		〇、〇			
19	一、一三	〇、三六		〇、八			
18	一、一五	〇、三五		〇、五			
17	一、二〇	〇、三〇	乳灰綠	〇、四			
16	一、二八	〇、二五		〇、〇			(胴部に缺損あり)
15	一、二二	〇、二七	淡綠	〇、二			
14	一、二六	〇、三〇		〇、四			
13	一、九二	〇、一八		〇、七			
12	一、三四	〇、三〇	乳灰	〇、五			
11	〇、九七	〇、三二		〇、二			
10	〇、九三	〇、三二		〇、一			
9	〇、九三	〇、三三	淡綠	〇、二			
8	一、一八	〇、三四	乳灰綠	〇、五			
7	一、三六	〇、三六		〇、二			
6	一、〇六	〇、三七		〇、九			
5	一、〇〇	〇、三八	淡綠	〇、八			
4	一、〇〇	〇、三六	淡乳灰	〇、四			(割疵あり)
3	〇、八三	〇、三五		〇、二			
2	一、一三	〇、三七		〇、九			
1	一、一二	〇、三五	淡綠	〇、八			(實二四) 明治七年發見 (一端に割疵あり)

番	號	寸法		色澤	石質	重量	備考
		長	巾				
116	〇、七四	〇、一六		〇、二			(一部を缺損す)
115	〇、八五	〇、一五		〇、二			
114	〇、八五	〇、一三	淡綠	〇、二			(一端缺損せり)
113	〇、九五	〇、一四	灰綠	〇、二			(缺損あり)
112	〇、九五	〇、一二		〇、二			
111	〇、九六	〇、一三		〇、一			
110	〇、九七	〇、一三		〇、一			
109	一、〇二	〇、一二		〇、一			
108	一、〇一	〇、一〇		〇、一			
107	一、一〇	〇、一〇		〇、二			
106	〇、六四	〇、二三		〇、五			
105	〇、六三	〇、二三		〇、五			
104	〇、六〇	〇、二八		〇、七			
103	〇、五八	〇、二六		〇、五			
102	〇、六五	〇、三〇		〇、七			
101	〇、六七	〇、二七		〇、六			
100	〇、六九	〇、二五		〇、五			
99	〇、六二	〇、三三	淡綠	〇、一			
98	〇、六四	〇、三〇	綠	〇、六			
97	〇、六八	〇、二八	淡綠	〇、六			
96	〇、八二	〇、三〇	灰綠	〇、十			
95	〇、七〇	〇、二八	濃綠	〇、六			
94	〇、七四	〇、二七	淡綠	〇、六			
93	〇、七八	〇、二六	灰綠	〇、五			
92	〇、八〇	〇、二六		〇、六			
91	〇、七〇	〇、二六		〇、五			
90	〇、八〇	〇、七六		〇、五			
89	〇、七〇	〇、三二		〇、四			
88	〇、八〇	〇、三三	淡綠	〇、一			
87	〇、七五	〇、二五	綠	〇、六			(兩孔上部を二段に穿つ)
86	〇、六三	〇、三三		〇、九			
85	〇、八〇	〇、二八	濃綠	〇、八			
84	〇、七三	〇、二二	淡綠	〇、四			
83	〇、八〇	〇、二二	綠	〇、五			
82	〇、八三	〇、二〇		〇、五			
81	〇、七三	〇、二三		〇、五			
80	〇、七八	〇、二三		〇、五			
79	〇、七五	〇、三〇	淡綠	〇、九			
78	〇、七〇	〇、三〇	灰綠	〇、九			
77	〇、七〇	〇、三〇		〇、八			
76	〇、七六	〇、二八		〇、七			
75	〇、七五	〇、二六		〇、六			
74	〇、七〇	〇、三四		〇、八			
73	〇、七五	〇、三八		一、三			
72	〇、七五	〇、三二		〇、九			(鐵鏽附着)
71	〇、七六	〇、三〇		〇、八			
70	〇、七九	〇、二六		〇、七			
69	〇、八〇	〇、三〇	淡綠	〇、八			(實二四) 明治七年發見

第三表

番	號	寸		法	色澤	石質	重量	備	考
		長	巾						
134		〇、五〇	〇、一五	綠	綠	碧玉	〇、二		
183		〇、五〇	〇、一五	濃綠	綠	碧玉	〇、二		
182		〇、五〇	〇、二〇	濃綠	綠	碧玉	〇、二		
181		〇、四五	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、二		
180		〇、四〇	〇、一七	灰綠	綠	碧玉	〇、二		
179		〇、四七	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、二		
178		〇、三八	〇、二〇	灰	綠	碧玉	〇、二		
177		〇、四二	〇、一八	綠	綠	碧玉	〇、二		
176		〇、五〇	〇、一六	灰綠	綠	碧玉	〇、二		
175		〇、五五	〇、一八	淡綠	綠	碧玉	〇、二		
174		〇、四六	〇、一四	綠	綠	碧玉	〇、一		
173		〇、四二	〇、一六	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
172		〇、二二	〇、一〇	綠	綠	碧玉	〇、一		
171		〇、二二	〇、一〇	綠	綠	碧玉	〇、一		
170		〇、一五	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
169		〇、二五	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
168		〇、二八	〇、〇九	暗綠	綠	碧玉	〇、一		
167		〇、二二	〇、一〇	綠	綠	碧玉	〇、一		
166		〇、二五	〇、一五	綠	綠	碧玉	〇、一		
165		〇、三〇	〇、一二	濃綠	綠	碧玉	〇、一		
164		〇、二五	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
163		〇、二六	〇、一三	綠	綠	碧玉	〇、一		
162		〇、二六	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
161		〇、三〇	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
160		〇、三六	〇、一二	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
159		〇、三六	〇、一二	灰	綠	碧玉	〇、一		
158		〇、二六	〇、一四	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
157		〇、三〇	〇、一六	濃綠	綠	碧玉	〇、一		
156		〇、二八	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
155		〇、三四	〇、一三	綠	綠	碧玉	〇、一		
154		〇、三六	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
153		〇、三四	〇、一三	綠	綠	碧玉	〇、一		
152		〇、三三	〇、一四	綠	綠	碧玉	〇、一		
151		〇、三六	〇、一四	綠	綠	碧玉	〇、一		
150		〇、四六	〇、一二	灰綠	綠	碧玉	〇、一		
149		〇、三八	〇、一二	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
148		〇、四〇	〇、一五	灰綠	綠	碧玉	〇、一		
147		〇、四〇	〇、一五	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
146		〇、四〇	〇、一四	灰綠	綠	碧玉	〇、一		(實二六) 明治七年發見
145		〇、四四	〇、一二	淡綠	綠	碧玉	〇、一		一部に缺損あり
144		〇、四六	〇、一三	綠	綠	碧玉	〇、一		
143		〇、四〇	〇、一二	灰綠	綠	碧玉	〇、一		(實二六) 明治七年發見
142		〇、四八	〇、一〇	綠	綠	碧玉	〇、一		一端に缺損あり
141		〇、四五	〇、一二	綠	綠	碧玉	〇、一		
140		〇、四〇	〇、一五	綠	綠	碧玉	〇、一		
139		〇、四四	〇、一五	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
138		〇、四一	〇、一四	綠	綠	碧玉	〇、一		
137		〇、四三	〇、一五	綠	綠	碧玉	〇、一		
136		〇、四四	〇、一五	淡綠	綠	碧玉	〇、一		(實二六) 明治七年發見

番	號	寸		法	色澤	石質	重量	備	考
		長	巾						
52		〇、九六	〇、三三	灰綠	綠	碧玉	一、五		
251		〇、九六	〇、三六	暗綠	綠	碧玉	一、六		
250		一、一二	〇、三三	綠	綠	碧玉	一、五		
249		一、一三	〇、三三	綠	綠	碧玉	一、三		
248		一、一四	〇、三三	綠	綠	碧玉	一、四		
247		一、一〇	〇、一四	綠	綠	碧玉	〇、三		
246		一、二六	〇、一四	綠	綠	碧玉	〇、五		
245		一、二五	〇、三三	綠	綠	碧玉	一、五		
244		〇、六二	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、四		
243		〇、六四	〇、二四	綠	綠	碧玉	〇、五		
242		〇、六六	〇、二六	綠	綠	碧玉	〇、五		
241		〇、六二	〇、一六	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
240		〇、六九	〇、一九	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
239		〇、七一	〇、二三	綠	綠	碧玉	〇、六		
238		〇、七二	〇、三〇	灰綠	綠	碧玉	〇、三		
237		〇、八〇	〇、二二	淡綠	綠	碧玉	〇、五		
236		〇、六四	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、四		
235		〇、九一	〇、二三	淡綠	綠	碧玉	〇、六		
234		〇、七八	〇、二三	淡綠	綠	碧玉	〇、五		
233		〇、七二	〇、二二	灰綠	綠	碧玉	〇、五		
232		〇、七二	〇、二四	淡綠	綠	碧玉	〇、六		
231		〇、九一	〇、三一	灰綠	綠	碧玉	〇、六		
230		〇、八〇	〇、二六	淡綠	綠	碧玉	〇、五		
229		〇、七六	〇、二二	灰綠	綠	碧玉	〇、五		
228		〇、七〇	〇、二六	綠	綠	碧玉	〇、五		
227		〇、四二	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、三		
226		〇、四九	〇、二二	綠	綠	碧玉	〇、三		
225		〇、五三	〇、二二	綠	綠	碧玉	〇、三		
224		〇、四三	〇、二〇	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
223		〇、四八	〇、二三	淡綠	綠	碧玉	〇、二		
222		〇、四八	〇、一八	綠	綠	碧玉	〇、二		
221		〇、五五	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、二		
220		〇、五五	〇、二〇	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
219		〇、五三	〇、二〇	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
218		〇、五四	〇、二四	綠	綠	碧玉	〇、四		
217		〇、五五	〇、二三	綠	綠	碧玉	〇、二		
216		〇、五〇	〇、二三	淡綠	綠	碧玉	〇、一		
215		〇、五八	〇、二三	綠	綠	碧玉	〇、二		
214		〇、五〇	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、二		
213		〇、五六	〇、二〇	淡綠	綠	碧玉	〇、二		
212		〇、五六	〇、二〇	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
211		〇、五五	〇、二〇	灰	綠	碧玉	〇、三		
210		〇、五五	〇、二四	綠	綠	碧玉	〇、三		
209		〇、五三	〇、二三	淡綠	綠	碧玉	〇、三		
208		〇、六〇	〇、二四	濃綠	綠	碧玉	〇、一		
207		〇、五二	〇、二〇	綠	綠	碧玉	〇、三		
206		〇、五四	〇、二四	灰	綠	碧玉	〇、二		
205		〇、六四	〇、二三	綠	綠	碧玉	〇、三		
204		〇、五八	〇、二〇	淡綠	綠	碧玉	〇、三		(實二六) 明治七年發見

住健村之里此人有美玉名曰石上神之木蓮子玉愛而固藏不肯示他神代直尋竟之超山逃走落石
岑_{郡以北}之山 卽遂及捕獲推問虛實健津三間云實有二色之玉一者曰石上神木蓮子玉一者曰白珠雖
比礪硃願以獻之云々

右にいふ「木蓮子玉」とは如何なる物であるかは不明に屬するが冠するに「石上神之」の文字を以
てしてゐる所から或は本社と何等かの關係を有するものではあるまいか、強いて憶測を廻らす
ならばそれは木蓮子に似た形狀を有する玉で石上神寶に類似のものであるまいか、「イタビ」は
古く知られた蔓草の一種で本草綱目啓蒙や大和本草によればこの實は枇杷又は無花果に似て
小形であるといふ。果して然らばそれに似た丸玉といふべくこゝに述べた棗玉とも類似した
物であるといふべきで頗る興味深く思考せられるのである。

(B) 武器

(イ) 神劍

明治七年禁足地の調査に於て最も特筆すべき事項は菅氏が本社古來の御靈代誦靈と推定し
た神劍の出現であつた。此處に説くのは或は當を失する恐れがないでもないが、勿論御正體は
神殿内陣の奥深く齋祀せられてゐるので今は當時の模造品につきその形狀を拜し許す限りの
説明を加へようと思ふ。

最初に述べねばならぬ事はその發見狀態である。前述菅大宮司の届書によれば明治七年八

月廿日禁足地表下約三尺、正中より東方約三尺の地點に鋒端を東に向けて出土したとし、又元祿十二年の本社縁起には誦靈祟を恐れて石櫃に安置して齋埋すと見え、又關係之助氏の談によれば神劔は一種の土筒様の中に藏められてゐたともいはれてゐる。然し何れも菅氏の比較的精細な記録中に何等右に該當する記事がないから稍疑なきを得ない。或は何人かの誤認が傳へられたものかとも考へ得る。而して菅氏は之を誦靈と斷じ直に神殿へ假奉安をなしたが發掘終了後その適當な措置につき同月二十四日附を以て教部省に伺書を提出してゐる。即ち

別紙御届申上候通り出現之神劔ハ不取敢神殿へ鎮安仕置候處神慮之程モ如何ト深ク恐入
暫時モ難差置候間願クハ神劔相納候長サ三尺幅二寸之漆器内面以一箇生繩囊一口紫綾被
并表覆被各一條船代一具連ニ新造仕度尤代價詳細之儀ハ追而可申上候約共此段至急御指
令相成候様奉願候也

右の願は翌月十四日教部省より許可が下されたが、更に翌年菅氏は神劔の模造を作製し出土の曲玉並に管玉を相添へて提出し、御靈代鎮安祭祀に關する願書を提出してゐる。その中に
前略神劔ノ奇古ナル曲玉ノ美麗ナル特ニ傳説ニ違ハズ其地ヨリ出タルカタ／＼ヲ以テ見
ルニ誦靈ノ神劔ナル事ハ斷然不可疑ト雖モ猶御沙汰ヲ得テ愈々御靈代ト鎮安祭祀仕度云
云。

と記し菅氏の所信と畏敬の念は一層強固となつた。右について教部省に於いては如何る考證が行はれたか不明であるが、二ヶ月餘を経た十二月廿七日に至り、同省より

書面古劔之儀御靈代ニ御治定相成候條當分拜殿内ニ安置可致事
なる指令を得るに至つた。茲に於ていつの頃よりか地中深く埋没せられてゐた神劔は新たに聖代の光に浴し、畏くも御治定を仰いで正しく御靈代と認定せられ、往古の制に立返る事が出来たのである。

上述の如く本品は誦靈と認定せらるゝに至り、今本殿内陣に奉安せられてゐるから、親しく拜する事は不可能であるが、幸にしてその寫生圖並に模造品が存して、その大要を知り得らるゝのである。今それによつて少しく觀察する事としよう。寫生圖は二圖を存し、一は前述教部省進達一件書類添附の物(原本は前述の如く大震災に失はれて、今宮内省の外崎氏と大國魂神社宮司猿渡氏とにその模寫が存する)、二は水戸市外在住の菅大宮司令息孝次郎氏の許に保存せられた覺書「古器彙纂」に存し、模造品には發見後間もなく當時の宮司富岡鐵齋氏が禁足地上にあつた櫛を以て二口を作り、一は教部省へ提出し、前出願書添附の分であらう、一は菅氏の所藏となした。が爾後教部省の廢止に際し、栗田寛氏が請ひ受け、今令息勤氏の許に所藏せられ、大宮司所藏の分は孝次郎氏が之を受けて、現在同氏の邸内社石上神社に奉安せらるゝ物と、別に明治八年刀匠月山の模造品二口が存し、實四〇及貴一五、又榎原神宮々司であつた西内成卿氏が更に木製模造品を多數に作製して知人關係者に配布した物等があつて、其數はかなり存してゐたらしい。而してそれ等の寫生並に模造品は何れもその形狀寸尺に於て多少の相違を示してゐるので、吾人はその撰擇に苦しむのであるが、最も眞に近いと思はるゝ四品を比較して參考に供しておかう。

第二九圖はそれで試にその差異を表示すれば左の通りである。

D	C	B	A	番号	
				資料	全長
模鐵 造製	模木 造製	衆古 纂器	届一 書件	二八、六〇	三、五〇
二九、三五	二九、五五	三一、五〇	二八、六〇	長	身
三、七	三、七			巾	厚
一、〇五	一、〇五	〇、八〇	中央 一、一五 (不明)	反	全長
〇、三〇	〇、二六		〇、三〇 (不明)	長	柄
〇、二七	〇、三五		約中央 〇、二五	間	柄
六、六五	六、三五			長	頭
五、三五	五、〇五			巾	厚
〇、八〇	〇、九〇		約中央 一、〇五	長	巾
〇、二五	〇、二八			厚	頭
一、〇五	一、三五		約中央 一、三五	長	巾
一、三〇	一、六〇	〇、六〇	缺ク一部	厚	頭
圓形	楕圓	〇、三五			

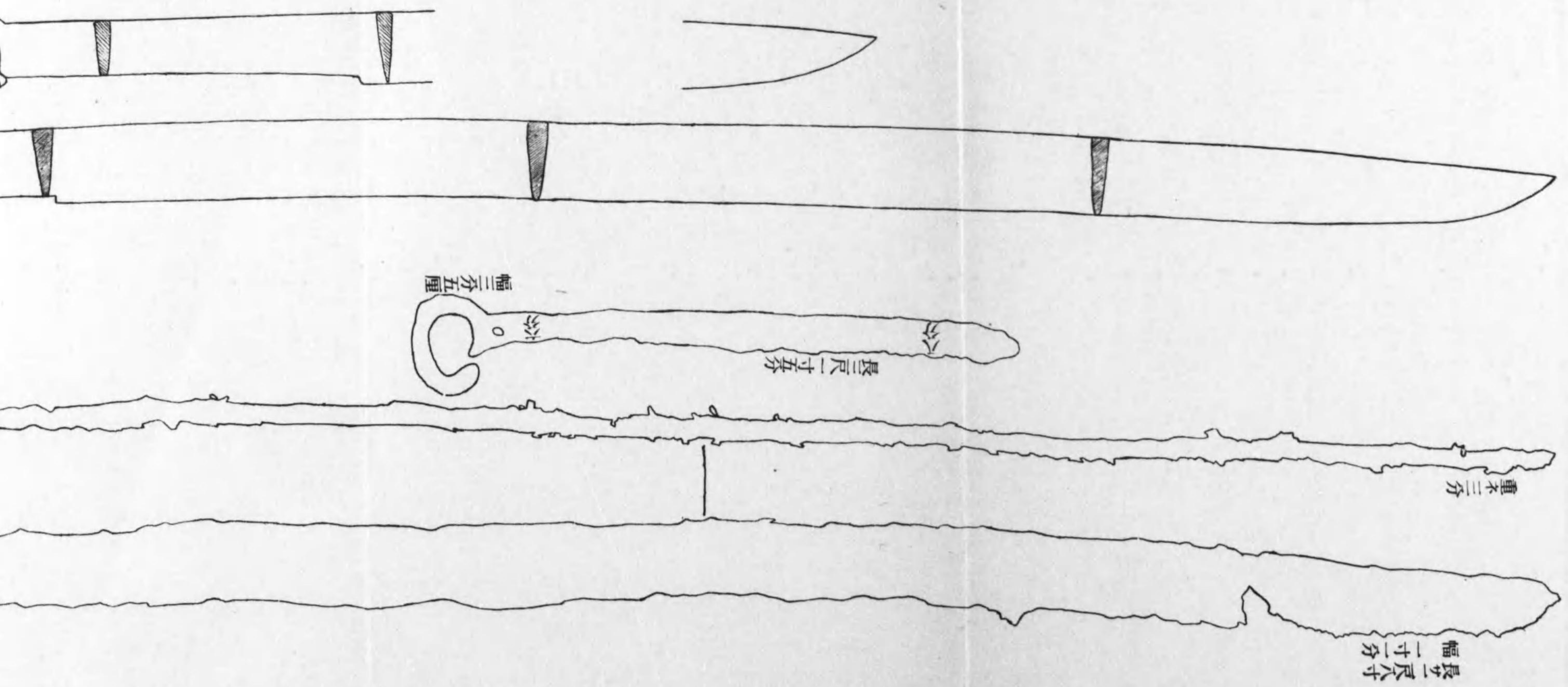
因に星野博士の「七枝刀考」には石上神寶圖によつて刃長二尺二寸三分強、廣一寸二分、莖長六寸四分弱(環トモ)と記されてゐる。如何なる圖に據られたか判明しない。

如上四品とも寸法と異にするので何れを以て真に近いとするかは到底辨知する事が出来な
い。思ふに發見當時畏敬の念を以て見られ、且つ甚しく鍔化されてゐた爲め、その測定にやゝ缺

D	鐵製	二九、三五	三、七	中央一、二五	關部一、〇	〇、三〇	〇、二七	六、六五	五、三五	關部一、〇	〇、二五	中央一、〇五	中央一、三〇	徑
模造				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	圓形

因に星野博士の「七枝刀考」には石上神寶圖によつて刃長二尺二寸三分強、廣一寸二分、莖長六寸四分弱(環トモ)と記されてゐる。如何なる圖に據られたか判明しない。

如上四品とも寸法と異にするので何れを以て真に近いとするかは到底辨知する事が出来な
い。思ふに發見當時畏敬の念を以て見られ、且つ甚しく錆化されてゐた爲め、その測定にやゝ缺



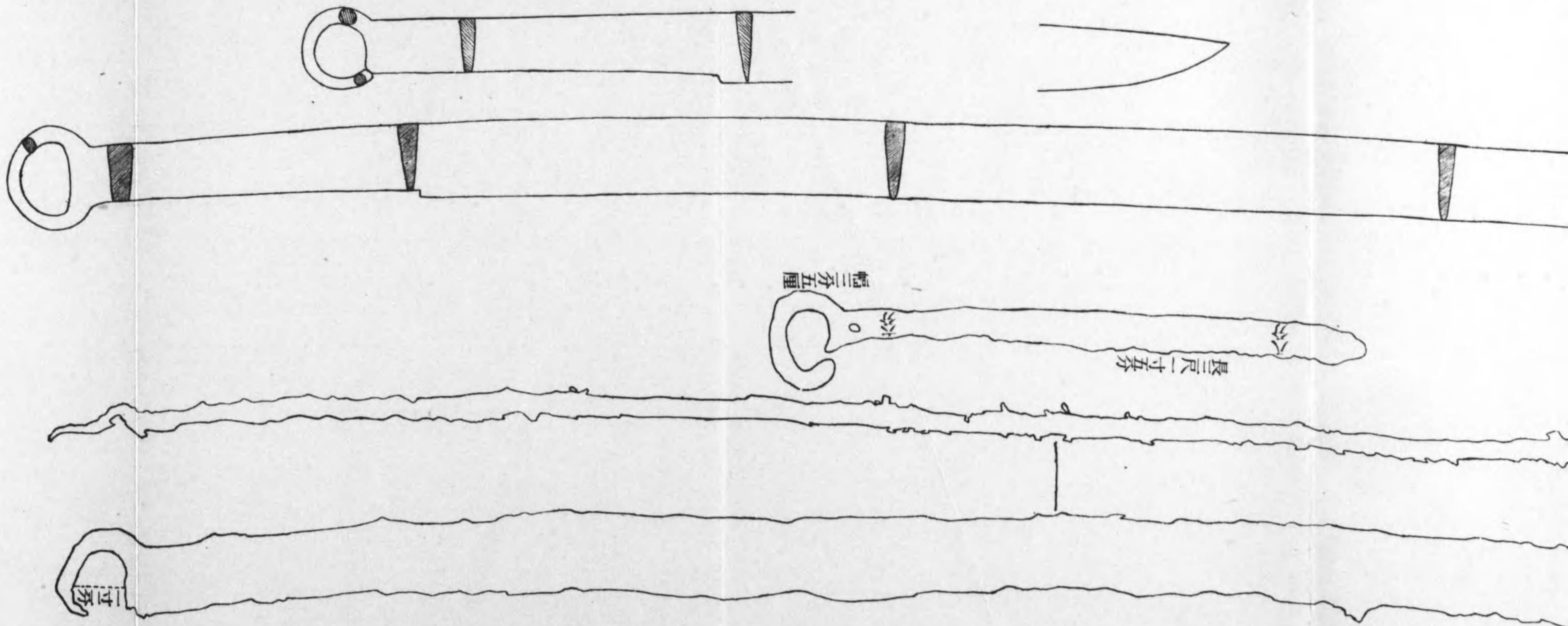


圖 寫 模 翎 神 圖 九 二 第

くる所があつた爲めと推察する事が出来る。然しながら右の中Aは發見直後實物をそのまゝ、臨模した圖と考へ得るから、四者中最も眞に近いかと想像出来るが、何れにしても全長二尺九寸前後身は平造柄頭は環頭、内反の鐵刀であつた事は事實であらう。

故に本刀はその形式から「内反環頭太刀」と稱すべき物、これを遺物に徴するに先づ第一注意に上るのは支那及朝鮮古代の内反環頭の太刀である。嘗て後藤守一氏が比較資料として引用した博物館所收の漢代銅刀をはじめ、圖譜圖録類にも多數記載せられ、又朝鮮に於ては古への樂浪郡治の御遺跡から發見があり、又日本に於ても相當の發見例を存する。故に本品も亦直接或は間接に大陸文化影響の存在を度外視する事は出来ない。

次に本品に關する古來先輩の意見については餘り見るべき物が無い。一は御神體なるが爲め親しく實見の機會に乏しく、一は輕々しく考説を廻らすことを憚つた爲めであらう。たゞ前出星野博士の七枝刀考中僅に之に觸れ、形状奇古ニシテ其上代ノ寶器タルハ固ヨリ言ヲ待タズ、或ハ蛇之龜正ノ御劍ナランカと述べ、更にその形式を漢刀と對比し、又後藤守一氏が上述の如く漢時代の銅刀と比較してその類似を強調し、神靈を以て支那文化の影響による遺物と推定して居る。「蛇之龜正」は日本紀神代卷一書に素盞鳴命が八岐大蛇を斷たれた劍であり、又古語拾遺には少しく異なつた傳へを記し、同じく素神が大蛇を斬られた劍を「天十握劍」と云ひ、その註に「其名天羽々斬、今在石上神宮古語大蛇謂之羽々言斬蛇也」と述べ、爲めに後世本社之神體を以て十握劍となす説すら生じてゐる。又前述星野博士の論文には中田某の書狀を引いて本社之眞の御靈

代は古來御船代に納めて寶庫に藏めあつた物を社殿改造の節取出し、地中發掘の分と共に本社に納めた事を記してゐる。この傳へがどの程度迄確實性を帯ぶるかについてはなほ頗る研究を要するので、今遽かに考察を廻すべき限ではない。

〔註〕(1)考古學雜誌十一卷十一號、石上神社の御靈劍參照

(ロ)環頭式柄頭寶二三 (圖版第二七)

今一個を存し臺帳には明治十二年宮司池田昇氏の寄附とせられてゐるが、第三章三節に説いた如く、恐らく明治十一年第二回の禁足地發見品であらうと推定する。發見状態は全く不明である。今その形狀寸法を記すと第三〇圖に示した如く、全長四寸、環頭部一寸三分、巾頭部に於て一寸七分、柄部(中央)七分八厘厚さ頭部中央三分六厘、柄部は上方二分三厘、下方一分で、重量は三十七匁。外環は斷面半圓形を呈し鐵を地として更に全體に渡金した痕をとゞめ、且つ毛彫の植物文様を廻らしてゐる。次に環中の圖様は鳳首を側面より現はした物で、その巾八分、一部に曲線文を毛彫してゐる。柄は長二寸七分を有し、そのほゞ中央に目釘の鑄着を見、下方には一個の目釘孔(徑二分五厘)を穿ち、且つ上部環に接して鑄目を存してゐる。

さて如上の所謂單鳳式環頭は、單龍式環頭と共に比較的發見例の多い物で、朝鮮及び内地の古墳からも往々類品の發見を知られてゐる。本品と最も類似する遺品には上野國倉賀野附近發

見の如きはその著しい一例とすべきであらう。而して本品の有する文化的源流を大陸に求める事は先輩既に之を述べてゐるから贅言を要しないが、本品は恐らく内地製であつて往古多數奉獻せられた神寶の一であつたらうと想像する事が出来る。なほ之に附屬する刀身は今判明しないが、同所發見の直刀

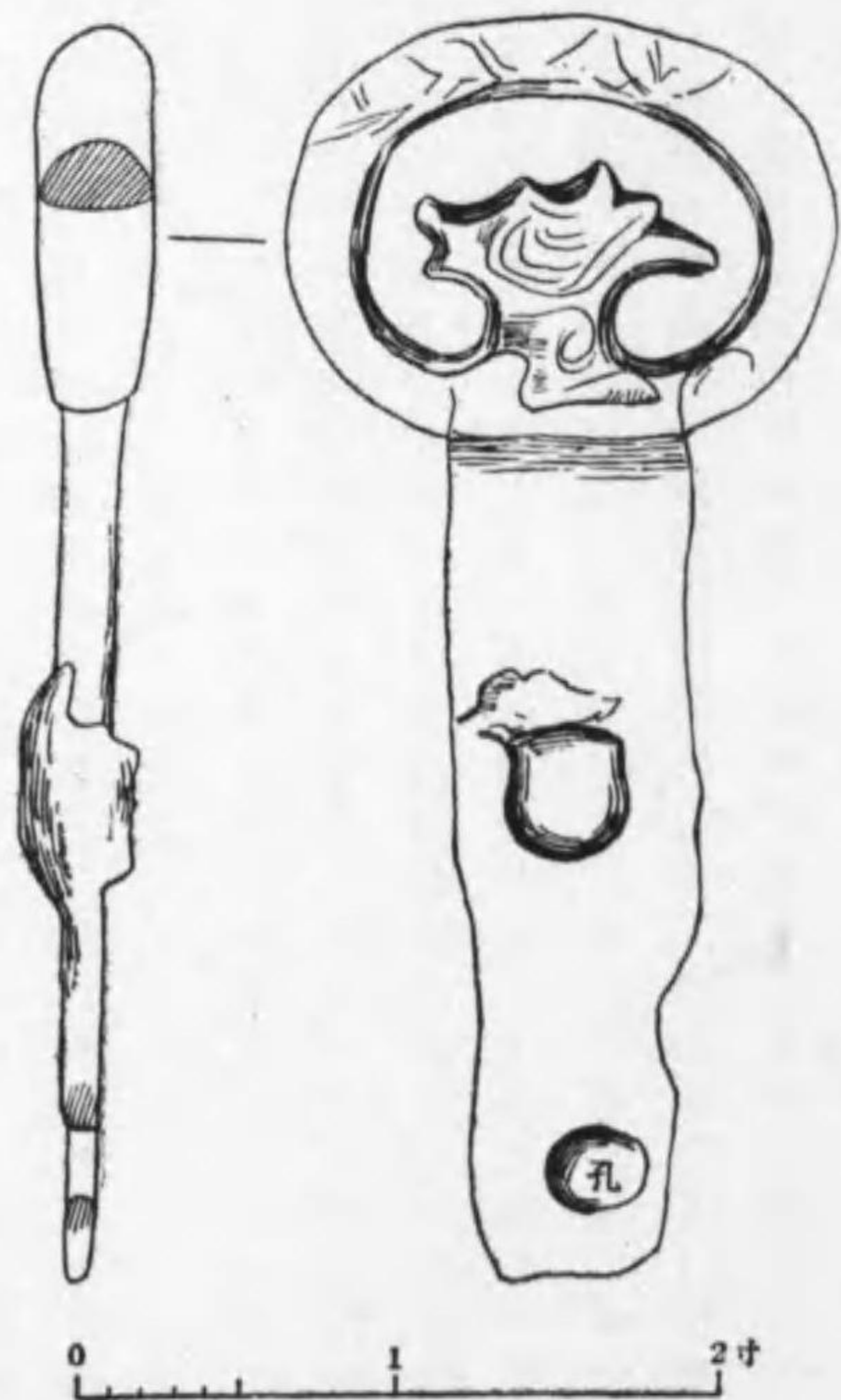
殘片は相當の數を存するから、或はその中に含まれてゐたかも知れない。因に現在は奈良帝室博物館に陳列されてゐる。

(ハ)刀劍鋒殘片

今若干を藏して居る。

何れも細片であるが爲めその形狀を詳に知る事は

出来ぬが、中には直刀、劔及び鋒を有してゐたらしく、明治七年の調査記録に禁足地正中より五尺許西側に於て鋒が鋒を南に向けて發見され、身は三斷されてゐた事を擧げて居り、又前述菅氏の發見届書及び古器彙纂に載せられた圖の中には直刀(ほゞ完形)が有して居るから、或はそれ等が



第三〇圖 環頭式柄頭圖

殘片となつて存してゐるものであらうと考へられる。

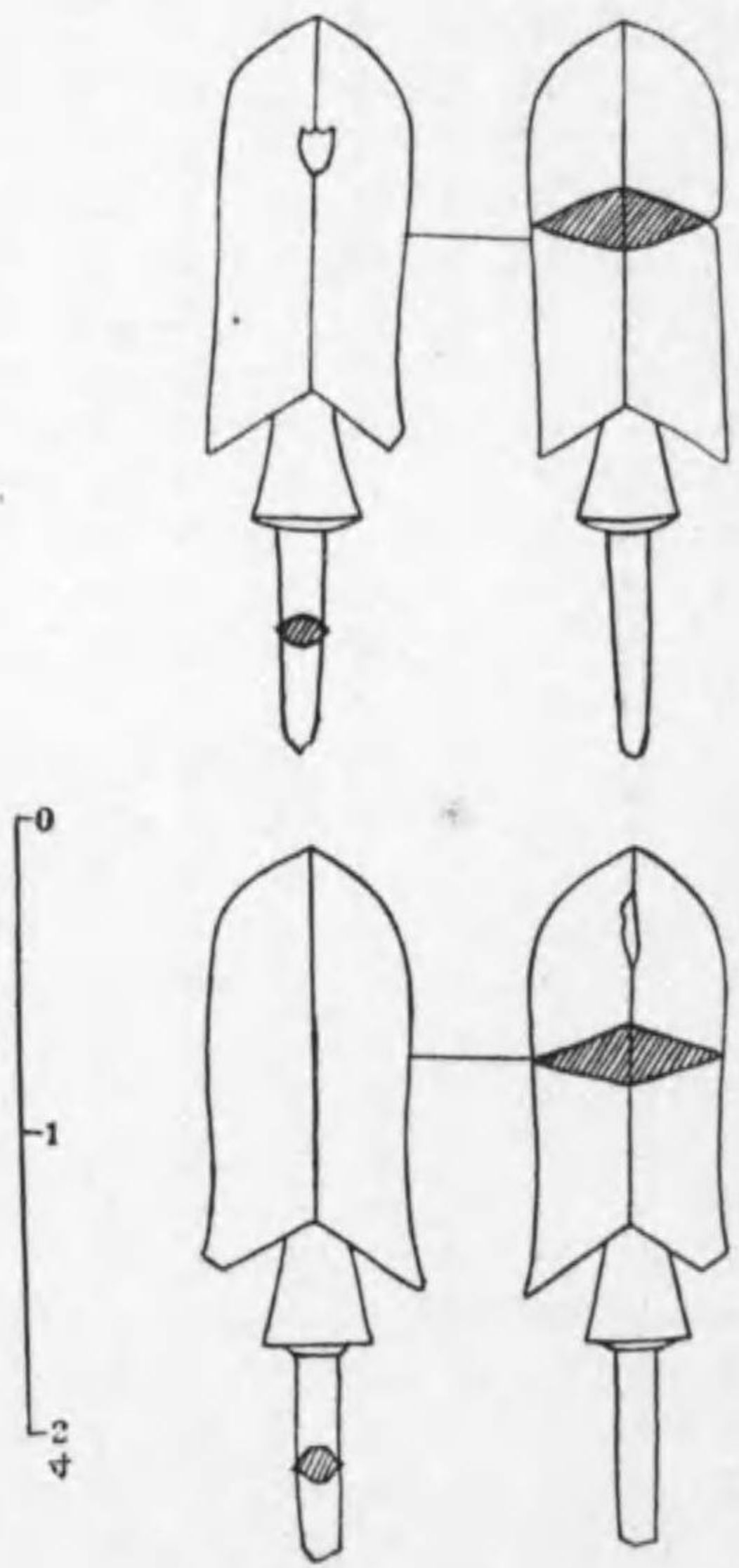
(三)銅鎌身寶一四 (圖版第二七)

二個を存し共に臺帳には明治十一年五月中山平八郎氏の寄附とせられてゐる。故にその發見地は正確に知り難い物であるが第三章に述べた如くその寄附年月等から或は本社禁足地第二回の發見品ではあるまいかとの推定によつて假にこゝに記述する事とする。

まづ形式寸法を見ると、二個ともに全く同形式で大いさにやゝ相違を見るのみである。即ち圖版及び第三一圖の實測圖に示す如く、Aは總長二寸三分六厘、身長一寸六分四厘、(篋被長四分四厘、莖長七分四厘、身巾中央に於て六分、篋被徑關部に於て三分四厘、莖徑一分六厘を有し、身は中央に鑄を左右に腹扶を有し、斷面菱形、篋被と莖とはほぼ圓形を呈し、重量五匁五分。全體に黒澤ある銅色を呈し、身の一部に小疵を認める。Bは總長二寸二分六厘、身長一寸六分、(篋被長四分)莖長七分二厘、身巾中央六分、篋被徑關部に於て三分五厘、莖徑一分五厘、身には鑄腹扶を有し、斷面は同じく菱形、篋被及莖の斷面もAと同様である。重量五匁五分、全體銅色麗しく僅かに腹扶の先端を缺いてゐる。

扱て本品が多數の資料と比較する時、型的考察から相當進歩した部に屬し、古墳出土の銅鎌中に多く見る型式で相對年代亦原史時代におくべきものである。而して銅鎌出土の古墳は主として古式に屬し、且つ優秀な遺物を發見する例が多い點から、これを禁足地の發見とするも他

の伴出遺物の状態から考へて矛盾を感じないのみならず、なほ一層興味をそゝらすものである。因に附近に於ける銅鎌出土地は後述第五章に記す如く數ヶ所に發見せられ、且つ中には石器時代遺跡中より發見せられた物も存し、所謂金石併用時代から銅鎌の發見を認め得るので、その點からも亦本品の存在を肯定することが出来るのである。尙附記すべき事は、本社を去る程



圖一三第 銅鎌實測圖

遠からぬ官幣大社の銅鎌を有する事で、その形式は本社發見品とほぼ同じく、たゞ篋被を缺いてゐる。全長二寸二分四厘、莖長五分、身の斷面は菱形を

呈し、莖は圓形を呈し、全面所々に銅鏽を見、身の一部と莖の下部に缺損がある。その傳來の徑路を見ると、寶物臺帳には明治廿三年一月宮司池田昇の寄附とあつて、氏は嘗て石上神宮の宮司であり、又前述の如く二三の禁足地發見品と思はるゝ物を寄附してゐる點から、憶測を廻らすならば本品も亦石上神宮内の發見品を奉納したものであるまいかと想像する事が出来るのである。

ある。なほ前述銅鐻二個は今奈良帝室博物館に出陳せられてゐる。

(C) 環類

(イ)複合金環(寶六八)(圖版第二八)

臺帳には金聯環と記してゐる。今適當な名稱がないので其形狀から便宜上かく假稱して置く。大正二年九月十日禁足地から發見された物である。第三二圖Aに示す如く、二個の環を直角に組合せて上に一個の小環を固着した物で、銅地鍍金製である。總長一寸五分巾九分三厘に九分環の厚は二分内外上部の小環は巾五分四厘厚一分六厘。上に縫合目を有する。重量六匁三分今所々鍍金剥落して銅鏽を附着する。本品が如何なる用途を有するものであつたかは不幸從來類品の發見に乏しい爲、明確な解釋を下す事は出来ぬが蓋し裝飾品の一であつて、強て推察すれば耳飾の一種ではあるまいか。往々本邦及び朝鮮から發見される所謂耳鎖の如き、その形狀には相違を存するが發達の徑路は同一であつて、一は環に垂飾が附加しこれは環が二個組合さるゝに至つたものであらう。なほ今後類品の發見を俟つ事とする。

(ロ)金銀銅環(寶二八)(圖版第二八)

明治十二年池田宮司の寄附とせられる物恐らく禁足地の發見であらう。(1)は銅製で徑八分七厘に七分八厘、斷面圓形徑一分六厘、重量二匁五分。(2)は銅地鍍金製で徑八分二厘に七分八厘

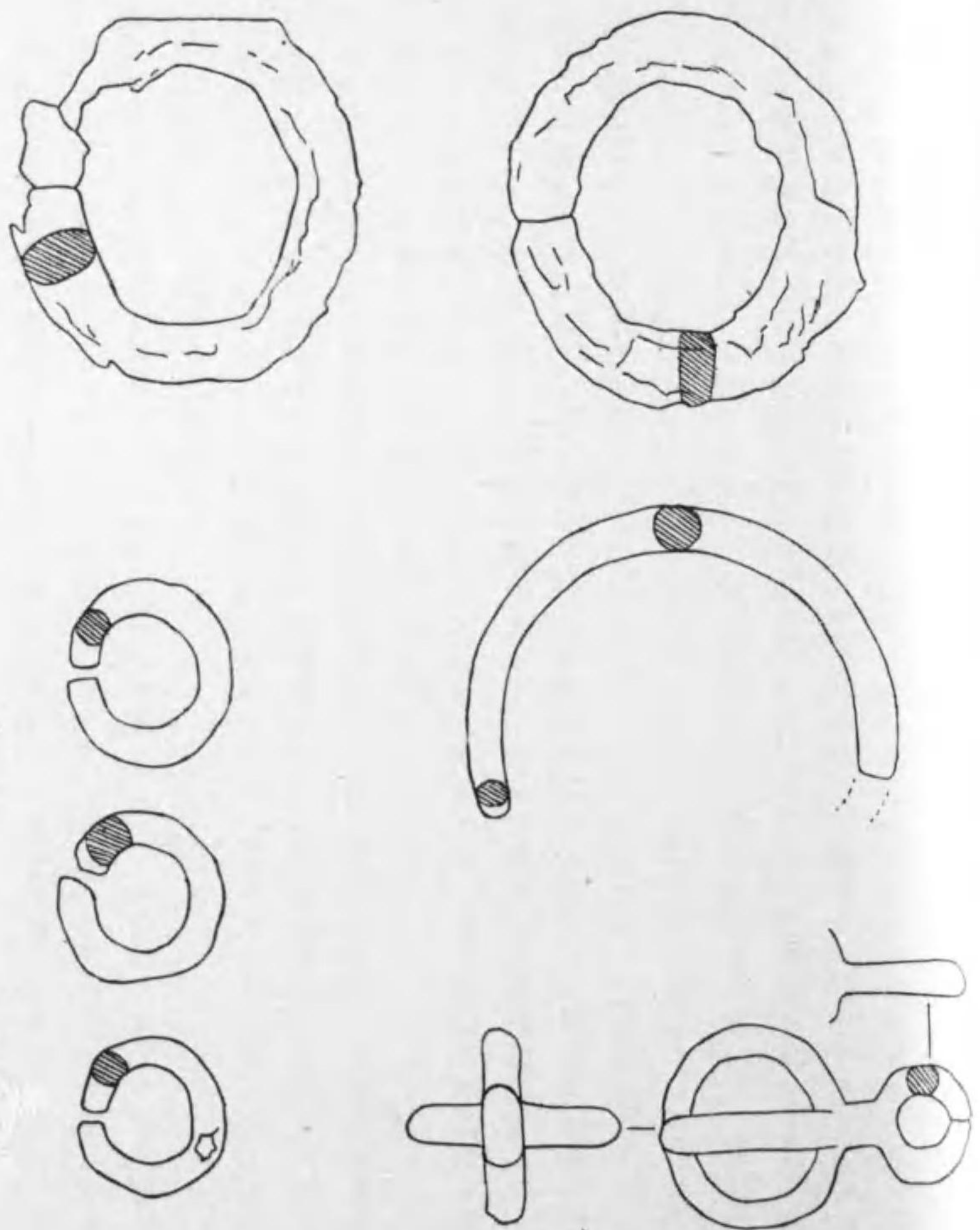


圖 測 實 類 環 圖 二 三 第